

平成26年6月17日から
平成26年6月18日まで

標 茶 町 議 会
第 2 回 定 例 会 議 録

於 標茶町役場議場

平成26年標茶町議会第2回定例会会議録目次

第1号(6月17日)

| | |
|---------------------------|----|
| 開会の宣告 | 3 |
| 開議の宣告 | 3 |
| 会議録署名議員の指名 | 3 |
| 会期決定 | 3 |
| 行政報告及び諸般報告 | 3 |
| 厚生文教委員会所管事務調査報告 | 7 |
| 陳情第2号 規制改革会議意見書の取扱いに関する陳情 | 8 |
| 一般質問 | 8 |
| 川村多美男君 | 8 |
| 熊谷善行君 | 13 |
| 深見迪君 | 21 |
| 長尾式宮君 | 36 |
| 鈴木裕美君 | 38 |
| 本多耕平君 | 49 |
| 報告第1号 専決処分した事件の承認について | 52 |
| 報告第2号 専決処分した事件の承認について | 57 |
| 報告第3号 専決処分した事件の承認について | 59 |
| 延会の宣告 | 62 |

第2号(6月18日)

| | |
|---|-----|
| 開議の宣告 | 68 |
| 報告第4号 専決処分した事件の承認について | 68 |
| 報告第5号 繰越明許費繰越計算書の調製について | 78 |
| 議案第26号 車両の取得について | 80 |
| 議案第27号 車両の取得について | 84 |
| 議案第28号 車両の取得について | 86 |
| 議案第29号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について | 87 |
| 議案第30号 北海道市町村総合事務組合規約の変更について | 88 |
| 議案第31号 標茶町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更について | 90 |
| 議案第32号 標茶町税条例の一部を改正する条例の制定について | 92 |
| 議案第33号 標茶町地域総合整備資金貸付条例の一部を改正する条例の制定について | 99 |
| 議案第34号 釧路町村公平委員会委員の選任について | 100 |

| | | |
|-----------------------------|---|-----|
| 議案第35号 | 釧路町村公平委員会委員の選任について…………… | 100 |
| 議案第36号 | 釧路町村公平委員会委員の選任について…………… | 100 |
| 議案第37号 | 平成26年度標茶町一般会計補正予算…………… | 102 |
| 議案第38号 | 平成26年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計補正予算 …… | 102 |
| 議案第39号 | 平成26年度標茶町介護保険事業特別会計補正予算 …… | 102 |
| 諮問第1号 | 人権擁護委員候補者の推薦について…………… | 106 |
| 陳情第2号 | 規制改革会議意見書の取扱いに関する陳情（総務経済委員会報告）… | 106 |
| 意見書案第8号 | 道州制導入に断固反対する意見書…………… | 107 |
| 意見書案第9号 | 炭鉱技術海外移転事業の推進に関する意見書…………… | 108 |
| 意見書案第10号 | 地域や子どもの実態に応じた高校づくりの実現を求める意見書… | 109 |
| 意見書案第11号 | 義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2の復元、「30人以下学級」 の実現をめざす教職員定数改善、就学保障充実など2015年度国家 予算編成における教育予算確保・拡充に向けた意見書…………… | 109 |
| 意見書案第12号 | 特定秘密保護法の廃止を求める意見書…………… | 110 |
| 意見書案第13号 | 平成26年度北海道最低賃金改正等に関する意見書…………… | 111 |
| 意見書案第14号 | 地方財政の充実・強化を求める意見書…………… | 111 |
| 意見書案第15号 | 憲法解釈の変更による集団的自衛権行使容認を行わないことを 求める意見書…………… | 112 |
| 意見書案第16号 | 教育委員会制度改悪に係る意見書…………… | 113 |
| 意見書案第17号 | T P P交渉からの即時撤退を求める意見書…………… | 114 |
| 意見書案第18号 | 消費税10%実施の中止を求める意見書…………… | 114 |
| 閉会中継続調査の申し出について（総務経済委員会） …… | | 115 |
| 閉会中継続調査の申し出について（厚生文教委員会） …… | | 115 |
| 閉会中継続調査の申し出について（議会運営委員会） …… | | 115 |
| 議員派遣について …… | | 115 |
| 日程の追加 …… | | 116 |
| 議案第37号 | 平成26年度標茶町一般会計補正予算 …… | 116 |
| 議案第38号 | 平成26年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計補正予算 …… | 116 |
| 議案第39号 | 平成26年度標茶町介護保険事業特別会計補正予算 …… | 116 |
| | （議案第37号・議案第38号・議案第39号審査特別委員会報告） …… | 116 |
| 意見書案第19号 | 規制改革会議意見書の取扱いに関する意見書…………… | 117 |
| 閉議の宣告 …… | | 118 |
| 閉会の宣告 …… | | 118 |

平成26年標茶町議会第2回定例会会議録

平成26年標茶町議会第2回定例会会議録

○議事日程（第1号）

平成26年 6月17日（火曜日） 午前10時00分開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期決定
- 第 3 行政報告及び諸般報告
- 第 4 厚生文教委員会所管事務調査報告
- 第 5 陳情第 2号 規制改革会議意見書の取扱いに関する陳情
- 第 6 一般質問
- 第 7 報告第 1号 専決処分した事件の承認について
- 第 8 報告第 2号 専決処分した事件の承認について
- 第 9 報告第 3号 専決処分した事件の承認について

○出席議員（14名）

- | | |
|------------|-----------|
| 1番 松下哲也君 | 2番 長尾式宮君 |
| 3番 菊地誠道君 | 4番 本多耕平君 |
| 5番 林博君 | 6番 黒沼俊幸君 |
| 7番 後藤勲君 | 8番 舘田賢治君 |
| 9番 鈴木裕美君 | 10番 田中敏文君 |
| 11番 熊谷善行君 | 12番 深見迪君 |
| 13番 川村多美男君 | 14番 平川昌昭君 |

○欠席議員（0名）

なし

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

- | | |
|--------|-------|
| 町 長 | 池田裕二君 |
| 副 町 長 | 森山豊君 |
| 総務課長 | 島田哲男君 |
| 企画財政課長 | 佐藤弘幸君 |
| 税務課長 | 武山正浩君 |
| 管理課長 | 中村義人君 |
| 住民課長 | 佐藤吉彦君 |
| 住民課参事 | 蛭田和雄君 |
| 住民課参事 | 松本修君 |
| 農林課長 | 牛崎康人君 |

平成26年標茶町議会第2回定例会会議録

| | |
|---------|-------------------|
| 建設課長 | 井上 栄 君 |
| 水道課長 | 妹尾 茂樹 君 |
| 育成牧場長 | 類 瀬 光信 君 |
| 病院事務長 | 山 澤 正宏 君 |
| やすらぎ園長 | 春 日 智子 君 |
| 教 育 長 | 吉 原 平 君 |
| 教育管理課長 | 高 橋 則義 君 |
| 指 導 室 長 | 佐々木 豊 君 |
| 社会教育課長 | 伊 藤 正明 君 |
| 農委事務局長 | 牛 崎 康人 君 (農林課長兼務) |

○職務のため出席した事務局職員

| | |
|---------|-----------|
| 議会事務局長 | 玉 手 美男 君 |
| 議 事 係 長 | 小野寺 一 信 君 |

平成26年標茶町議会第2回定例会会議録

(議長 平川昌昭君議長席に着く。)

◎開会の宣告

○議長(平川昌昭君) ただいまから、平成26年標茶町議会第2回定例会を開会します。
ただいまの出席議員14名、欠席なしであります。

(午前10時00分開会)

◎開議の宣告

○議長(平川昌昭君) 直ちに会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

○議長(平川昌昭君) 日程第1。会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、
10番・田中君、 11番・熊谷君、 12番・深見君、
を指名いたします。

◎会期決定

○議長(平川昌昭君) 日程第2。会期決定を議題といたします。
お諮りいたします。
本定例会の会期は、本日から6月18日までの2日間といたしたいと思ます。
これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(平川昌昭君) ご異議ないものと認めます。
よって、本定例会の会期は、6月18日までの2日間と決定いたしました。

◎行政報告及び諸般報告

○議長(平川昌昭君) 日程第3。行政報告及び諸般報告を行います。
町長から、行政報告を求めます。

町長・池田君。

○町長(池田裕二君) (登壇) 先の定例会から昨日までの一般事務及び行政執行上の経過につきましては、印刷配付のとおりでありますので、それによりご理解をいただきたいと思ます。

なお、次の4点について補足をいたします。

1点目は3月、4月の暴風雪、大雨による災害対策についてであります。

はじめに、去る3月21日22日の暴風雪に対する災害対応について、ご報告申し上げます。

21日三陸沖の低気圧が急速に発達しながら北海道に接近し、南海上を通過した影響により、道東では21日未明から暴風雪に見舞われたところあります。

本町においては21日午前6時23分に暴風雪警報が発表され、その後、雪を伴った強い風の影響で、町内の国道2路線、道道8路線が通行止めとなったことで、虹別地区が孤立状態とな

平成26年標茶町議会第2回定例会会議録

り、虹別酪農センターに21日午後0時避難所を開設しました。その後、国道272号が通行止めとなったことから午後3時50分には標茶市街の開発センターを、午後4時20分に茶安別農村環境改善センターを避難所として開設し、総計33名の受入れを行ったものです。また、虹別地域での急病による救急車要請に対しましては、道路管理者の協力を得ながら無事に病院搬送することができたところです。懸念された虹別地区の生乳集荷につきましては、標茶農協と情報を共有することで、前日からの集荷等により影響を最小限に留めることができたところがあります。

続きまして、4月4日・5日の大雨と融雪に対する災害対策について、ご報告申し上げます。

4月4日に前線を伴った低気圧通過の影響で、未明から降り始めた雨が日中激しさを増し、釧路川の水位上昇による対応として、15時30分釧路開発建設部に対し排水ポンプ車の出動、消防団に対し地域巡視、標茶町災害対策土木協議会に対し小河川氾濫予防措置として土のう積み出動要請をそれぞれ行い、また道路パトロール、道路各所の決壊対策及び低地民家等への浸水予防など対処を行ったものであります。

今回は、標茶市街で95.5ミリ、塘路で106.5ミリの降雨量に融雪が重なったものですが、迅速な対応と幸い激しい降雨も短時間で峠を越えたため、大きな被害も出ず、また下オソベツ樋門排水ポンプ車稼働も釧路川の流れが順調で、排水作業も2時間弱で終了することができたものです。

この間の天候による全道的な影響は大きいものでしたが、本町においては、事前の気象情報の提供や道路管理者等の関係機関との密接な情報交換、ホームページ等への防災情報掲載、エリアメールを活用した住民周知により大きな被害に至らずに済みましたが、今後とも「安全で安心なまちづくり」を進めるため、さらに防災対策の充実に努めてまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

2点目は標茶高等学校の間口の維持についてであります。

本年度標茶高等学校につきましては、三間口120名の募集定員に対し、入学者が81名を下回ったことから二間口となりましたが、地元生徒の不安や地域経済への影響を鑑み、要請活動を行なった結果、平成27年度には三間口維持の見通しとなりましたので、その顛末をご報告申し上げます。

ご案内のとおり、標茶高等学校は平成12年に総合学科への転換がはかられ、以来基幹産業酪農の後継者育成、環境教育の実践など、多様な教育の展開がなされ、本町には欠くべからざる教育機関と位置づけられております。

しかし、様々な要因から本年度の入学生は69名と激減しましたことから、三間口から二間口へと削減され、北海道教育委員会の釧路学区高校配置計画の見込みでは、次年度以降も二間口の状態であります。

この状況を受け、標茶高等学校に進学を希望する地元生徒並びに父母からは、入学に対する不安の声が上がり、また、教職員の減少による教育環境の劣化、さらに間口減による生徒並びに教職員の減少は地域経済を直撃するもので、町といたしましては間口の回復に向けて道教委に対し行動をしたところがあります。

5月1日に開催されました公立高等学校配置計画地域別検討協議会において、本町の実情を説明するとともに、三間口募集の維持と総合選択科目5系列を維持できる教職員数の確保を訴

平成26年標茶町議会第2回定例会会議録

え、また、北海道教育長に対しましては直接の説明を行ない、さらに計画決定会議を前に要請書を提出し、強く訴えた結果、ご理解をいただき次年度については三間口維持の公立高等学校配置計画案が発表されたところであります。

今回は最悪の事態を回避できましたが、次年度以降も入学生徒数が81名を下回った場合、間口の減数がなされることから、標茶高等学校並びに教育振興会とも協力をしながら生徒確保に向けた支援を行なってまいりたいと思いますので、町議会におかれましても、ご理解ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

3点目は森と川の月間事業についてであります。

例年開催されております「森と川の月間」関連事業が全て終了いたしましたので、結果についてご報告申し上げます。

森と川の月間事業につきましては、標茶町自治会連合会をはじめとする7つの団体による連絡協議会を設置し、「人と自然が共生する環境」をめざして関連事業を実施するものであります。

本年度は、5月10日の月間出発式以降、植樹や清掃など8本の事業が行われ、企業や団体からの協賛もいただき、延べ1,425名の方々の参加協力をいただきました。

事業の内容といたしましては、第21回シマフクロウの森づくり百年事業植樹、第20回豊かな緑と魚のリバーサイド植樹などの4事業で6,700本を超える植樹が行われ、本町虹別で開催されました第13回摩周・水環境フォーラムでは、バイクモの現状と河川環境を参加者で考えたところであります。

また、清掃活動につきまして、自然の番人宣言の統一行動として、第14回町内クリーン作戦、釧路湿原クリーンデー、西別川清掃の各事業が行われ、約2,400キログラムのゴミが回収されました。

これらの活動やその報道などをおし、趣旨の浸透が図られたところでありますが、今後におきましても、この「森と川の月間」活動の充実とより多くの方の参加に努めてまいりたいと存じます。

4点目は平成26年度国民健康保険税についてであります。

平成26年度の国民健康保険税の取扱いについて、ご報告をいたします。

平成26年度の国民健康保険税につきましては、加入者全体の所得状況は前年度と比較して、一部において若干上向いているものの、決して景気が回復しているとは判断できない状況であり、依然として経済の動向は先行き不透明であることから、国民健康保険税の引上げを行う状況ではないものと判断しました。

平成26年度の国民健康保険税率を改定しないことで、国保会計の収支不足が見込まれますが、不足額につきましては、本町独自の経済対策として一般会計から繰り出すこととし、補正予算措置を提案しておりますので、後ほどご審議のほどよろしくをお願いいたします。

以上で、今定例会にあたっての行政報告を終わります。

○議長（平川昌昭君） 続いて、教育長から行政報告を求めます。

教育長・吉原君。

○教育長（吉原平君）（登壇） 平成26年第2回定例町議会にあたり、教育委員会が所管する業務につきましては、別紙印刷物をもちまして詳細に報告いたしておりますが、以下3点に

平成26年標茶町議会第2回定例会会議録

ついて補足し、ご報告申し上げます。

はじめに、平成25年度町内各中学校卒業生の進路状況および平成26年度各学校の状況について、ご説明いたします。

今年3月に町内中学校を卒業した生徒の進路状況であります。卒業生は総勢54名で、全員が進学したところであります。進学先の内訳は、標茶高校へ34名、釧路管内公立高校へ16名、管外の公立高校などへ2名、私立高校へ2名となっております。

次に、平成26年5月1日現在の幼稚園・学校の状況であります。入園・入学者数について、幼稚園は、4歳児26名の入園者で、昨年と比べて6名の増。小学校は、74名の入学者で、6名の減となりました。中学校は、74名の入学者で、1名の増であります。標茶高校は、69名の入学者で、19名の減となりました。

在籍状況につきましては、幼稚園は46名在籍し、昨年と比べ8名の増。小学校は424名在籍し、5名の減。中学校は227名在籍し、22名の増であります。町内小中学校の在籍総数は、651名で昨年と比べ17名の増となりました。標茶高校は、231名在籍し、1名の増であります。学級数につきましては、小学校43学級で2学級の減、中学校は22学級で1学級の増であります。そのうち、特別支援学級については、小学校11学級、在籍児童数23名、中学校では6学級で、在籍生徒数18名であります。

次に、教職員数であります。小学校は74名で1名の減、中学校は55名で、5名の増であります。全体では4名の増となりました。今年度も、教員定数加配として、通級指導等で標茶小学校へ1名、指導方法工夫改善で標茶小学校へ2名、標茶中学校へ2名、あわせて5名の特別配置をいただいております。

また、町として特別支援教育支援員を標茶小学校に2名、標茶中学校に3名の配置を致しました。

2点目は、児童生徒が各種大会において、大きな成果を収めましたので、ご報告いたします。

虹別中学校3年・菊地公椰君が4月27日、静岡市で開催の「第5回東日本極真空手道選手権大会」(中学男子重量の部)において全国初出場ながら、3位入賞を果しました。今後も更なる活躍を期待するものであります。

3点目は、標茶町図書館への図書寄贈であります。

標茶町ライオンズクラブから児童図書29冊、(5万円相当)の寄贈をいただきました。昭和50年からの累計で2,097冊、(265万円相当)となりました。

心より感謝の意を表するものであります。

以上で、今定例会にあたっての教育行政報告を終わります。

○議長(平川昌昭君) ただ今の、口頭による行政報告に対して簡易な質疑を認めます。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(平川昌昭君) なければ、次に議長から諸般報告を行います。

諸般の報告は、印刷配付のとおりであります。

以上で、行政報告及び諸般報告を終わります。

休憩いたします。

休憩 午前10時15分

再開 午前10時15分

◎厚生文教委員会所管事務調査報告

○議長（平川昌昭君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第4。厚生文教委員会所管事務調査報告を行います。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

厚生文教委員会委員長・深見君。

○厚生文教委員会委員長（深見 迪君）（登壇） 厚生文教委員会所管事務調査の報告を行います。

調査事項、「介護保険制度の現状と今後について」。平成26年2月26日及び6月3日に、役場会議室において調査をおこないました。出席者については、報告書に記載していますのでお目通しを願います。

調査は、住民課が作成した資料に基づき説明を受けながら進めてまいりました。2月26日に行われた調査では、説明の主な内容は、報告書に記載のとおりであります。介護保険実施時の平成12年第1期から14年後の第5期平成25年には、人口は、9,388人から8,243人と88%に減り、逆に介護認定者は、220名だったのが、平成25年には552名と約2.5倍に増加し、本町の高齢化の実態が数字に表れています。

この日の質問は、多くは本町の介護の状況に集中しました。主な内容は記載のとおりであります。

6月3日の調査では、主に現在国会で審議中の介護保険法「改正」案の内容及び平成27年4月からの第6期介護保険計画について説明を受けました。

調査では、主に在宅介護での24時間体制について質問が出され、現状で考えられる方策について話し合われました。以上の調査の後、厚生文教委員会では次のように委員会所見をまとめました。

1. 委員会の所見

- ・今回の介護保険法の改正は、特別養護老人ホームの入所基準から要介護1及び2の人たちを外したり、要支援1及び2の人たちが全国一律の介護保険制度の適用を受けられなくなり、その事業を町が受け持つことになるなど、介護を必要としている人たちにとっても、町にとってもきびしい内容となっている。
- ・また、介護保険料の引き上げや利用料の引き上げなども予想される。
- ・今後、町が計画を策定するに当たり、現在行われている「標茶町高齢者実態調査」（町民へのアンケート）の結果を十分生かした介護計画策定を望むものである。
- ・特別養護老人ホームの待機者早期解消のためにも、また、今後の超高齢化社会への迅速な対応としても、小規模多機能型居宅介護施設の開設、サテライト型の病院空きベッドの活用、軽費老人ホーム「駒ヶ丘荘」の活用など、早い段階での実現を町を先頭に、地域住民、民間事業者、議会が協働して取り組むことが必要である。

以上、厚生文教委員会「介護保険制度の現状と今後について」の所管事務調査の報告を終わります。

平成26年標茶町議会第2回定例会会議録

○議長（平川昌昭君） これより、委員長報告に対する質疑を行います。
ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） ご質疑はないものと認めます。
これをもって、質疑を終結いたします。
以上で、厚生文教委員会所管事務調査報告を終了いたします。

◎陳情第2号

○議長（平川昌昭君） 日程第5。陳情第2号を議題といたします。
本案は、会議規則第90条第1項の規定を準用する会議規則第93条の規定により、陳情第2号は、総務経済委員会に付託いたします。

◎一般質問

○議長（平川昌昭君） 日程第6。一般質問を行います。
質問の通告がありますので、順次発言を許します。

川村君。

○13番（川村多美男君）（発言席） さきに通告いたしました2件について質問させていただきたいと思います。

まず、ふるさと納税の実績と今後の対応についてでございます。

本町の「ふるさと納税」の導入は、平成21年4月と思いますが、開始後5年が経過している。

「釧路管内8市町村へのふるさと納税の件数が好調に推移している。2013年度は釧路市、釧路町、厚岸町、浜中町で前年度を上回り、中でも釧路市は倍増、寄附のお礼として送る特産物が人気を集めているほか、寄附で税金の控除を受けられることで関心が高まっていることが奏功した」。（5月13日北海道新聞）

また、税収の減少に悩んでいる地方自治体にとって、税収の一翼を担っているとも言える「ふるさと納税」、納税額に応じて特産品を贈っている自治体も多い、十勝管内上士幌町は既に特産の和牛や蜂蜜、ジャム、工芸品などお礼としてプレゼントしているが、さらに大口寄附者への特典として、同町のシンボルとなっている「熱気球体験」を新たに加えた、全国どこでも熱気球に体験搭乗できるが、対象者は金額50万円だと道内、100万円だと道外で、パイロット免許を持つ町職員が寄附者の指定場所に向いて、ロープにつないだ係留方式で飛ばす。既に道内1回、道外2回分の予算化済み（6月3日釧路新聞）との報道がありましたが、以下3点について伺いたいと思います。

平成21年4月から25年4月までの各年ごとの件数、金額実態はどのようなか。また、5年間で50万円、100万円等の大口寄附金はあったのか。

2点目に、ふるさと納税者のメリットは税額控除を受けられること、寄附金額に応じたお礼として贈られる町村の特産品が人気を集め、関心の高まりとしていると報道にあるように、本町でもふるさと納税された納税者に対し、金額に応じたお礼特典を講ずべきと思うがどうか。

3点目に、納税の利便性を高めるインターネットでのクレジットカード決済の導入をすべき

と思うがどうか。

以上です。

○議長（平川昌昭君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君）（登壇） 13番、川村議員のふるさと納税の実績と今後の対応についてのお尋ねにお答えをいたします。

議員ご案内のとおり、ふるさと納税制度は平成21年から開始をされ、5月13日の北海道新聞においても、ふるさと納税人気上昇と記載されたところでもあります。

1点目の過去5年間の件数、金額実態のお尋ねであります。一般寄附のうち、ふるさと納税の実績でお答えいたしますが、平成21年度、4件で129万5,000円、平成22年度、5件で215万5,000円、平成23年度、4件で32万円、平成24年度、5件で3,008万円、平成25年度、5件で41万8,000円でありまして、うち100万円を超える大口寄附は3件でありました。

次に、ふるさと納税のメリットは、税額控除が受けられ、寄附のお礼として贈られる町村の特産品が人気を集め、関心の高まりとされていると報道にあり、本町でもふるさと納税された納税者に対し、金額に応じたお礼特典を講ずべきではとのお尋ねにお答えをいたしますが、議員ご承知のとおり、ふるさと納税は通称でありまして、確定申告により寄附金控除が受けられる地方自治体への寄附金であります。原則2,000円を超えた分が所得税と個人住民税で控除されるものであります。インターネットでの特典つきふるさと納税検索や雑誌などで、2,000円で高級牛肉をゲットする方法などと紹介をされ、本来の趣旨とはかけ離れた関心が高まっているものと思われ。ふるさと納税による寄附金をお寄せいただくことは大変ありがたく感謝いたしておりますが、本町におきましては、理解者をふやす努力をしつつも、寄附という本来の精神を大切にしたいとの趣旨で特典をつけておりません。今後においても同様に考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

3点目のふるさと納税の利便性を高めるインターネットでのクレジットカード決済導入のお尋ねであります。本町においては次年度からのコンビニ収納導入に向けた作業を鋭意進めておりますが、現在のところクレジットカードによる収納方法は考えておらず、またインターネット上でのカード決済も予定をしておりません。ふるさと納税は納入期限のある義務行為ではなく、個人の温かい意思としての行動であり、インターネットでのクレジットカードによる決済は現在のところ導入は考えておりませんので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（平川昌昭君） この際、再質問があれば許します。

13番・川村君。

○13番（川村多美男君） 特典は今後も考えていないということでした。ただ、報道によると、ご案内のとおり、釧路市、それから2番目の鶴居村、3番目の弟子屈町、4番目の浜中町は、それぞれ特産品を金額に応じて贈っていると、お礼をしているということが奏功して、やっぱりかなりの金額増になっていると思います。

そこで、私が通告したのは5日ですが、その後、3日後の8日の新聞に政府のほうも新成長戦略といたしまして、地域がブランド品を開発したりすることによって応援していくよという、地域経済再生の目玉として、ふるさと名物応援制度の創設を盛り込む方針を6月中に決めたいということ報道されました。そういうことも相まって、できれば、本町に何があるのかと考えてみたら、牛肉だとか、それからチーズ、それからワカサギ、ヨーグルト、ようかん、焼酎、

いろいろあると思うのです。その中で標茶、年間通して贈るということになれば、かなり難しい部分もあるかもしれませんが、やっぱり同じ寄附をしていただくのであれば、これ人情といいますか、人間というのは正直なもので、やっぱり特典がないより特典があるほうが喜ぶのではないのかなと。恩恵を受けられるほうが寄附をするというその行為に結びついていくのではないかなと、このように考えるところでありまして、いま一度本町のブランド品といいますか、そのあたりも今私挙げた中にも6点ぐらいありますか、そのほかにもあると思うのですが、そのようなことも考慮しながら進めていくべきでないかなと思います。

また、インターネットのクレジット決済の導入は今後考えていないということでしたが、コンビニでの納税決済も始めたと思うのですが、このふるさと納税の振り込みというか、決済はコンビニ納税というふうには考えていないのか、その辺も伺っておきたいと思います。

○議長（平川昌昭君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） 2点のご質問かと思えますけれども、けさの新聞でも産業競争力会議の成長戦略の素案というのが示されておりました。その中で、ふるさと納税の特典として贈る商品のブランド化事業というのが盛り込まれておことは私も承知をしております。ただ、このふるさと納税制度のスタートは、議員もご案内のように、平成20年の第1次安倍内閣の美しい国づくりのスローガンとして、ふるさとを大切にしたいと思う思いをどう酌み取るのかということでスタートされたというぐあいに私は記憶しておりますし、大都市に暮らす人たちがふるさとへの思いをどういう形でするかということで、当初は実質的に2,000円を差引いて控除されるということで、2,000円の手数料分の負担感をなくすためにこういった取り組みということで商品という取り組みをされた方がかなり多かったというぐあいに思います。

ただ、本来の趣旨からいいますと、地方税というのは自治体から行政サービスを受ける納税者が対価を支払うというのが受益者負担の原則でありまして、大都市に暮らす人たちがふるさとに対して税を寄附して、それを大都市から控除を受けるという考え方は地方税同士のやりとりでありまして、本来寄附に対する考え方を尊重するという方向であれば、これは国税に対する考え方というのが私は基本ではないのかなと思っております。そのために、大都市と地方の財政格差を埋めるためには、地方交付税という仕組みがあるわけでありまして、やはりその地方交付税のいわゆる現状においては豪華な景品を追求して加熱競争をして地方間で地方税の奪い合いをやっているということを国があおり立てるといのは、私はいかがなものかなという考えておまして、逆に言うと、このふるさと納税で過去で非常に評価が高いのは、例えば被災地への義援金であるとか、まちづくりに対してこういった支援をするのかというような本来の趣旨を生かすような形での取り組み方というのが私は必要ではないのかなと思っておまして、地域の特産品をどうやってPRしていくのかというのは、別な形で私は考えるべきではないのかなとそう考えておしますので、ご理解をいただきたいと思っておりますし、それとコンビニ収納とインターネットの話ですけれども、現時点ではインターネットは考えていないということですので、とりあえずコンビニ収納をやってみて、その経過を見てインターネットというのも検討をしなければいけないのかとの判断をしてみたいということですので、今後やらないということでないことをぜひご理解を賜りたいと思います。

○議長（平川昌昭君） 川村君。

○13番（川村多美男君） わかりました。

それでは、次の質問に移りたいと思います。

次の質問も同僚議員が何名か同じ思いでこの場所に立つということも聞いておりましたので、代表して質問させていただきたいなというふうに思います。

次期町長選挙及び町政担当に向けた考えについてを伺いたいと思います。

早いもので池田町長の2期目の任期は残り4カ月弱となりました。そこで、次期町長選挙及び町政担当についての考えを伺います。

言うまでもなく、あなたは、志半ばで不幸にも逝去された今西前町長の後を受け、平成18年10月の町長選挙で多くの町民の負託を受け誕生されたことを、つい最近のように鮮明に記憶しております。ただ、就任当時の国からの地方交付税は、平成11年度比約マイナス10億円と大変厳しい町財政運営のただ中と記憶しており、就任後の諸施策の推進も大変だったことと推察するところであります。

平成22年10月に2期目がスタート、公約の実現に向けての町政執行方針で示された農業対策でしべちや牛乳を学校給食に、標茶小学校の改築、標茶斎場の改築、地上波テレビ難視聴地域の解消、幼保一元化に伴う標茶幼稚園とさくら保育園の合築、脳ドック検診助成、太陽光発電施設設置費助成、合併処理浄化槽設置費の公費助成、中御卒別での農業法人設立支援、標茶高校の2間口から3間口への回復、五十石橋の新橋のかけかえ等々を推進、実現されてこられました。

また、第4期総合計画が平成23年6月からスタートいたしまして、本年6月で3年目となりましたが、多くの計画が残っております。特に、釧路地区農協組合長会及び根室管内農協組合長会より北海道畜産公社根釧工場閉鎖に伴う標茶での屠畜場の設置要請が本年4月、標茶町長にありましたが、要請を受けた標茶町長として熱き両組合長の思いを受け、その実現に向け、酪農畜産に精通した手腕を発揮する意味からも、ぜひ引き続き町政担当に携わるべきと思いますが、次期町長選挙に向けての抱負並びに決意を伺います。

○議長（平川昌昭君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） 次期町長選挙及び町政担当に向けた考えについてのご質問にお答えをいたします。

ご案内のとおり、一昨年からは政権が安定し、デフレ脱却と経済再生を目指し、強力に推し進められるアベノミクス効果により、輸出関連製造業を中心に業績の好調さが巷間伝えられ、懸念されていた消費税増税後の景気の落ち込みも大手企業の16年ぶりとなる大幅な賃上げもあり、予測より短時間で消費回復との観測が大勢を占めています。

しかしながら、私どもが暮らすこの地では、アベノミクスによるトリクルダウンはいまだ感じることはできず、円安の重さだけが実感であり現実であろうと思います。また、同時に土木・建築現場や業績好調の外食小売業界でも人手不足が深刻化しており、さらにことしは団塊の最後の世代、49年生まれが65歳に達するなど、人口動態の急激な変化という不都合な現実と直面をしており、社会構造全体としての担い手確保のための有効な対策が急務であります。

一方、国の財政は1,000兆円を超える借金を抱えており、経済成長による税収増により財政の健全化を図るとされていますが、一時的にはあり得ても持続可能な解決策として疑問視されているとの指摘もあります。

こうした現実を直視すれば、国の地方への手当てが厚くなるとはとても予想できず、できる

だけ金利の低いうち借金を減らし、未来の子供たちの負担を軽くしていくとともに、将来への投資を図っていくことが私どもの責務であろうと思います。

これまでも施策展開に当たりましては、誰もが安心して暮らすことのできる住んでよかった、これからも住み続けたいと思える町を目指し、より安全な、より便利な、より快適な暮らしの実現を最優先に、議会の皆様のご理解をいただき、財政健全化を図りながら、町内経済にもできるだけの意を配し、職員一丸となって行政課題の解決に取り組んでまいりました。

人口減少と少子高齢化、地球温暖化と異常気象の頻発、市場原理優先のグローバル化等々、かつて誰も経験したことのない困難な課題が暮らしを取り巻き、山積をしています。こういった状況下で取り得る選択肢は限られていますが、目先の安易な情緒論に流されず、透明な合意形成により優先順位を決断し、果敢に着実に実施していくことが求められていると思います。

私は、8年前に町政を担当させていただくことになったとき、民間での牛飼いとしての経験がお役に立てればとの思いを申し上げました。今もその思いは変わっておりません。将来に向けて今何を優先して取り組んでいくのか、私はやはり酪農・畜産を基幹とする農林水産、第1次産業の振興であろうと考えています。

そういった観点からも、現在、町内で進行中の2つのプロジェクト、1つは新農業生産法人、2つ目はご指摘の食肉加工処理施設、屠畜場という言葉よりはこの表現のほうがご理解いただけると思いますので、こう呼ばせていただきますが、この2つは極めて重要と認識をしております。とりわけ、食肉加工処理施設につきましては、現施設が閉鎖された場合の釧路・根室管内畜産への将来的な影響の大きさを考えれば、代替施設はどうしても必要であると考えています。

議員ご指摘のとおり、本町としても経済団体からの要請の趣旨を真摯に受けとめ、議会の皆様のご理解、ご指導もいただきながら、ようやくスタートラインに立ったばかりと認識をしております。

申すまでもなく、何より重要なことは、釧路・根室管内の経済団体、行政がそろって必要性の認識を共有し、応分の負担をし、建設に向けて連携して行動していくことであると思います。農業・畜産を取り巻く国内外の状況は、日々変化を続けています。まだまだ多くの課題があり、困難も想定されますが、本町といたしましては、建設計画の実現に向けて最大限の努力を払うべく、私もその先頭に立ってまいる覚悟を新たにしています。

私は、これまでも多くの町民の皆様とお会いをし、自分たちの暮らす地域、町への熱い思いを伺い、主体的に積極的に行動される姿を目の当たりにしてまいりました。改めて感じたのは、先輩たちが築き上げてきた「共に知恵を出し合い、共に汗を流し、共に支えあう」協働のまちづくりの理念が、あらゆる場面で脈々と受け継がれていることです。これこそが標茶の新しい財産であり、誇りであり、将来を切り開く原動力であると確信をしています。この四季折々の変化に富む豊かな自然に恵まれ、多様な命があふれるかけがえのないふるさとをしっかりと守り、発展させ、より魅力的にし、次へと手渡していくことが使命であるとの思いを強くしています。

過日開催されました後援会の役員会においても、私の思いをお伝えし、ご理解をいただき、力強いご支援のお言葉もいただきましたので、次期選挙において町民の審判を仰ぐべく、決意を固めた次第であります。

もとより浅学非才の身であり、未熟さと生来の物事を単純に考えるがゆえの言葉の少なさを

平成26年標茶町議会第2回定例会会議録

謙虚に戒め、研さんに努め、何より健康に留意し、町民の皆様の思いを一つでも多く実現できるよう、微力ではありますが、引き続き全力で取り組んでまいりたいと考えております。

皆様のご理解とご鞭撻をお願いいたしまして、お答えをさせていただきます。

○議長（平川昌昭君） この際、再質問があれば許します。

13番・川村君。

○13番（川村多美男君） ただいま町長より腹が決まったということでご答弁がありましたので、これで質問を終わらせていただきたいと思います。ありがとうございました。

以上です。

○議長（平川昌昭君） 以上で13番、川村君の一般質問を終了します。

次に、11番・熊谷君。

○11番（熊谷善行君）（発言席） 私も久々に一般質問させていただきます。

1つ目は、役場庁舎の耐震性のない施設との診断結果を踏まえての改築計画についてということでございます。

平成23年6月の定例会で私も質問させていただき答弁をいただきましたとおり、改正耐震改修促進法の施行に基づき、平成20年3月、標茶町耐震改修促進計画を策定し、平成27年3月末までに耐震化率を9割とする目標値を定め、耐震化を優先すべき順を定めて学校教育施設、保育園、各種公共施設など多くの施設の補強工事または新築・改築工事を進めてきたことは理解しております。

優先順位を考えまして、公共施設の改築が終わった時点として、役場庁舎は一応のめどとして平成27年3月までの方向性との答弁をいただいておりますけれども、役場庁舎は昭和45年に建設され44年経過しております。自然災害は予測不可能ですので、住民の安全・安心を守るかなめとしての機能を守るためにも、世の中の情勢の変化も踏まえた上でどのように考えて計画されているのかをお伺いいたします。

○議長（平川昌昭君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君）（登壇） 11番、熊谷議員の役場庁舎の耐震性のない施設との診断結果を踏まえての改築計画についてのお尋ねにお答えをいたします。

議員ご案内のとおり、本町では平成20年に策定しました標茶町耐震改修促進計画に基づき、平成27年度末まで住宅や多数の方が利用する建築物の耐震化を推進しているものであります。特に、優先的建築物として、学校教育施設を初め、町営施設の改築等を実施しており、前年度末まで92.1%の耐震化が終了しております。今年度以降、残る耐震化予定施設が磯分内小学校を初め、茶安別小中学校屋体、林業センターなど、公共施設8カ所となっております。

お尋ねの役場庁舎耐震化につきましては、町内施設の改修状況の推移を見ながら、平成27年3月までにその方向性を定めるとしており、鋭意検討中ではありますが、事業の実施に当たっては、他の施設の整備の進捗状況も踏まえ、緊急性、事業選択、財政状況等を総合的に検討し、優先順位を判断してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（平川昌昭君） この際、再質問があれば許します。

熊谷君。

○11番（熊谷善行君） 進捗率が92.1%ということで残り8カ所の公共施設があるということでございますけれども、これも鋭意、今年度は磯分内小学校ももう既に決まっておりますので、

進めていただけるのはもちろんでございますけれども、最後のかなめとして、やはり役場庁舎の改築は必要なのかなと考えてございます。

それで、改築する計画に当たって、ある意味では役場庁舎というのはどこの町に行っても非常に立派なのですけれども、なかなか他目的に利用できるというか、そういう施設がなかなか少ないのかなと僕は理解しているのですが、そういう意味では、いろんな機能を持った施設としての考え方があっていいのではないかと考えています。そういう意味では、やはり住民の暮らしと経済を支える拠点としてのあり方として新たな庁舎のあり方を考えていただきたいと思いますが、それらに向けての考え方はいかがでしょうか。

○議長（平川昌昭君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） お答えをしたいと思います。

正直に申し上げまして、現時点ではそういったイメージまでは考えておりませんが、ただいま議員のご指摘になった点というのは十分検討しなければいけないのかなと考えておりますので、今後そういった方向での検討とか、また先進地といいますか、先進事例等々も勉強させていただきたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（平川昌昭君） 熊谷君。

○11番（熊谷善行君） 十分今言われたとおり、いろいろ考えて計画をさせていただきたいと思うのですが、その際にやはり地域住民に対して、地域住民が望んでいるようなことをアンケート調査みたいな形で実施して、町民の意見などをその施設に反映させていくというようなことも必要ではないかとございますけれども、そういう手段的なことはいかがでしょうか。

○議長（平川昌昭君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） お答えしたいと思います。町民の皆さんにアンケートという手法については、必要なのかなとも今ちょっとちらっと思っているのですが、今までは財源対策といいますか、事業選択とかそういった部分を主に何か有利な事業はないのかとか、例えばどういった形になるのかとか、そういったことのほうが先行しておりますので、ただいま議員からご提案のありました件については、検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いします。

○議長（平川昌昭君） 熊谷君。

○11番（熊谷善行君） 実は、なぜこういうことを言うかといいますと、私の知っている中学校が新築されました。その際に、地域住民、保護者に意見を十分取り入れてやったという話を聞きました。ところが、中学校です。制服を指定していますね、子供たちに。ところが、更衣室がなかったのです。例えば、体育授業をやるときに更衣をどこでやるのですかと聞いたら、教室でやるのか、最近はどうも屋体の用務室を1カ所使っているそうでございますけれども、結果として調査、意見を聞きましたとは言いながらも、それが何も反映されていなかったのか、そういう話が出なかったのかわかりませんが、それ非常におかしなことだと僕は理解しているのです。制服を指定しておいて更衣室がないというのは、やはり非常におかしいですし、ところが教職員の更衣室は立派なものがあると、そういう結果になっておりますので、今アンケートのこともそれらを踏まえての考えでございますので、ぜひ実施していただきたいと思っておりますので、再度ちょっと町長の意見をお伺いします。

○議長（平川昌昭君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） お答えをしておりますが、学校に関することなのですかね。

○11 番（熊谷善行君） いや、そうではないです。やっぱりアンケートをやるべきではないかと僕は言っているのです。

○町長（池田裕二君） 今、庁舎というぐあいに私は限定しておりましたので、ちょっと理解が追いついていなかったのですけれども、当然学校の施設等々、いわゆる利用者がどういった方かでどういった形で使われるかということを前提にした場合に、全ての施設がオールマイティーに何でも対応できるというのはこれは現実問題としては困難だと思いますけれども、ある程度目的が限定をされて、そういった利用者に対するニーズ等々については、どこまで可能かわかりませんが、できるだけ利用者の皆さん方の意見を把握できるようにアンケート調査という方法がいいのか、別な方法があるのか等々については今ちょっと即断はできませんけれども、検討させていただきたいと考えておりますので、ご理解をお願いします。

○議長（平川昌昭君） 熊谷君。

○11 番（熊谷善行君） ぜひ町民の意見を十分取り入れたものを計画させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

では、次に移らせていただきます。

2 番目ですが、今後予測される人口減少対策についてということで、平成26年5月10日の北海道新聞の記事で、日本創世会議分科会が公表しました釧路・根室管内の人口将来予測が掲載されておまして、標茶町は2040年に4,557人、さらには20歳から39歳女性の減少率が54.3%という驚きの推計が報道されておりました。

本町の第4期総合計画でも、平成32年（2020年）の人口推計を7,414人としており、それから20年先を考えますと、全国的な人口減少下での少子高齢化の進展を考えますと、新聞記事は当たらずとも遠からじという感じを受けておられます。

これらの推計を踏まえた上で、本町が育んできた「共に知恵を出し合い、共に汗を流し、共に支えあう」協働のまちづくりの観点から、予測される人口減少に対して早急に対策や施策の立案を進めていくことが必要と考えておられますが、町長の所見をお伺ひします。

○議長（平川昌昭君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） 熊谷議員の今後予想される人口減少対策についてのお尋ねにお答えをいたします。

議員ご案内のとおり、民間有識者で構成される日本創世会議がまとめた将来推計人口が公表され、北海道新聞において釧路管内の推計値が掲載されたところであります。本町の2040年の推計は総人口4,557人、20歳から39歳の女性が329人という値が示されましたが、この値は国立社会保障・人口問題研究所が2013年3月に推計したデータをもとに地方から大都市圏への人口移動が収束しないと仮定をし、試算した数値となっております。このような推計を踏まえ、本町が育んできた協働のまちづくりの観点から、予測される人口減少に対して早急に対策や施策の立案を進め対応していくことが必要ではないのかのお尋ねにお答えをいたしますが、日本総体がかつて経験したことのない人口減少時代に入り、少子化における幼齢人口層と生産年齢人口層の乖離は本町も含め、ほとんどの地方自治体の共通の傾向であり、大きな課題、そして難しい課題でもあると認識をしております。

この課題を解決するためには、多角的な取り組みと官民の枠を超え、各機関、団体、そして

平成26年標茶町議会第2回定例会会議録

町民お一人お一人の知恵と力の結集が必要と考えます。

議員ご指摘のとおり、本町の第4期総合計画は平成32年の人口を7,414人と推計しながらも、目標年度の人口を全町民の夢と希望を込め8,000人と想定をし、目標を達成すべく、計画と施策を策定し、インフラ整備や子育て支援、福祉体制、教育環境対策、企業の支援、農業支援、振興対策と担い手対策、さらには地域循環率が高まる取り組みなどを行ってまいりました。

今後におきましても、第4期総合計画を基本とし、自助、共助、公助を基本バランスとする協働のまちづくりを基本理念とし、より安全な、より便利な、より快適な暮らしの実現を目指すとともに住み続けたいと思えるまちづくり、産業に元気が出るまちづくりの施策展開を加速してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（平川昌昭君） この際、再質問があれば許します。

熊谷君。

○11番（熊谷善行君） 今、町長のほうから施策いろいろやってきているというお話がございましたけれども、人口減少をとめるのは、先日も新聞で移住・定住の関係が出ていましたけれども、これはパイが移動するだけの話であって、余り効果は望めないと思うのです。そういう意味では、やはり新たに人口がふえる、要は子供をふやしていくのが一番いいのではないかとというふうに僕は考えていますし、プラスアルファ移住者の増加も望みたいと思います。

ただ、本町は4月1日から町立病院は分娩を中止しました。そういう意味では、今までせっかく町立病院で他町からも来られて出産しておられたのですが、今後は他町もしくは釧路市のほうへ行くような形になるのかなと思います。

そういう意味では、それはそれとして今後そういう人方に対する施策として、分娩にかかわる交通費とか、そういう補助などを考えてできるだけ標茶の人口をふやしていくような方法も考えられるのではないかと思いますし、さらには子育て支援、これ先日、弟子屈町の議会の新聞にも出ていましたけれども、子育てに対する支援が非常に必要ではないかと考えています。旭川の隣接地の東川町では、どんどん若い世代がふえているのですね。なぜかという、旭川が近いということもありますけれども、住宅地を町が分譲して安く提供し、さらにはそこに移住して建てた人に補助制度を設けている。さらには、子供たちの、例えば保育所の何歳まででしたか、ちょっと記憶にないのですが、無料化しているとか、いろんな政策が考えられておりますが、そういうことで標茶もいろんな施策を考えるべきと思っていますけれども、再度町長の意見を伺います。

○議長（平川昌昭君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） お答えをしたいと思います。

少子化対策というのは、これはある意味、私どもの町村だけではなく、全国の共通の課題でありまして、どういった施策が効果的なのか等々については、先ほども申しましたけれども、新成長戦略の中でも若干触れられております。

ただ、数値目標をつくってやるということに果たして効果あるのかと。それよりは世界で一番少子化対策が進んでいると言われている国のやはり事例等々を参考にしていくことが大事だと思っておりますし、私の知識ではフランスがやはり一番進んでいると思っております。結婚制度に対する考え方等々も違いますし、フランスの場合は4割強が婚外子ということで事実婚でも婚姻カップルと同等の権利が与えられていることと、それから手厚い経済支援ということ

が国の施策として実施をされている。その結果として、特殊出生率が2を超えるという、そういった成果を上げているというぐあいに承知をしております。

働く女性の環境をどうやって整えていくのか。それは、地方自治体が独自に考えるべきものではなくて、国総体として早急に対策を考えなければいけないのではないのかなと私自身は考えております。かなりの財源等々も必要でありますし、地方自治体は限られた財源の中でどういったものが可能か等々についてはかなりの制約等もありますので、やはりこれは国に対して一番の問題点だろうと思いますので、考えていただきたいと思います。

先日、読んだ雑誌の中に、1つ大きいのが、いわゆる移住という、移民対策が日本の場合はかなり違くと。日本の場合は、国籍に関して血統主義であります、ご案内のように。両親、片親どちらかが父母でないと日本国民にならない。ところが、アメリカ、カナダでは、その領土内で出生した子供は両親が外国人でもご案内のように認められているわけです。多民族国家というものを想定したこういった法律というのがあるわけでありまして、現実には何か出産ツアーとかという、そういうツアーもあって、2カ月前で観光ビザで入国して、出産後1カ月で帰国すると。そうすると、生まれた子供は21歳になると、両親も永住権を得られるという、そういう国籍取得に関する法律の基本的な考え方も違いますし、先般も議会等でもいろいろなご議論をいただいておりますけれども、やはり結婚に対する考え方が日本においても少しずつ変わってきて、婚外子の問題等も少しずつ変わってきていると思います。ただ、言えることは、豊かさと並行して、未婚、晩婚、そして少子化が起こってきたというのは事実でありまして、その方たちがどうやって出産したい、子供を産みたいというふうに思うようになるか、そういった状況を社会全体としてつくっていくということが私は必要だと思っておりますし、そのためにはやはり収入が少なく生活が安定していない若い世代がなかなか結婚や出産に踏み切れないという状況等をどうやって解決をしていくのか、そういうことをやはり国として明確に打ち出すことが私は必要なのではないかなと思っております。地方のそれぞれの町村でどういった施策が可能か等々につきましても、いろいろご提案があろうかと思っておりますので、どういったことが効果的になるのか等々については検討させていただきたいと思っておりますけれども、基本的には私は日本国総体で考えるべき問題だと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（平川昌昭君） 熊谷君。

○11番（熊谷善行君） 私も日本国総体として考えるべきだとは思いますが、やはり地方としても先んじて考えておくのも必要かと思っております。そういう意味では、別に早急に政策に反映させるよりも、それを今からいろいろ考えておく必要があるのではないかなということでお尋ねをしておりました。そういうことで、今、町長が答弁いただきましたとおり、本町としてもできることはやっていると今後とも考えていただきたいと思っております。

では、次に移らせていただきます。

3番目ですが、町内の新築及び増改築住宅等への新たなる補助制度についてということで。

本町では、既存住宅向けに「高齢者等住宅改造費の助成（バリアフリー化）」、「エコホーム報奨制度」、これは省エネルギー化で、太陽光発電の関係でございます。「既存住宅耐震化改修費補助事業（耐震改修）」の補助制度があります。

地域内におけます経済循環や関連事業所の振興、育成の観点から、新築・増改築の住宅や共

同住宅、これは社宅も含めますけれども、建築において、町内に本店を置く事業者との契約工事に対しての新たな補助制度が必要ではないかと僕は考えておりますけれども、他町においては、既に住宅建設促進事業制度が活用されて地域内循環の効果が非常にあらわれていると聞いております。

平成23年6月の定例会で、「本町への移住者・定住者の促進について」の中で、町内事業所の社宅建設等に対する支援策についてお尋ねし、町長も低利な融資枠の設定や多面的な支援を考えたとの答弁をいただいておりますけれども、人口減少や事業所の減少の抑制の観点からも、前述いたしました補助制度等が必要ではないかと考えますが、町長の所見を伺います。

○議長（平川昌昭君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） 熊谷議員の新築・増改築の住宅等への新たな補助制度についてのご質問にお答えをいたします。

議員ご指摘のとおり、本町ではこれまで住宅整備にかかわる制度としての高齢者等住宅改造費の助成、防災対策としての住宅耐震化改修費補助、環境対策としてのエコホーム報奨制度を創設してまいりました。加えて、本年度からみな下水道構想の仕上げとして合併処理浄化槽設置整備事業がスタートしたところであります。それぞれの制度には特定した目的が付随しており、他自治体の事業についても、例えば林業対策、環境対策、安全対策が前段にあり、結果として地域経済に結びつくというものと考えております。

議員お尋ねの地域内における経済循環や関連事業所の振興、育成の観点から、町内業者に限定した新たな補助制度創設に関しましては、個別所有物への支援に対する是非、既設住宅設置者との公平性、また町内業者限定という利用者の選択肢が制約されることになる制度設計の是非など、熟慮が必要と考えております。

一方、地域内における経済循環や関連事業所の振興、育成の観点につきましましては極めて重要であることは、意を同じくするところであり、これまでも住民生活に必要な施設の整備、公共施設の総合的かつ計画的な管理を行うための長寿命化対策事業を行うとともに、間接的には移住対策の促進による分母拡大とそれに合わせた町内業界全体の紹介を行い、受注機会の拡大も行ってきたところであります。

議会として昨年、北海道に対し、リフォーム助成制度創設を求める意見書が提出されましたが、それらの動向にも注視しつつ、今後におきましても、町内事業者が活発な活動ができますよう意を配してまいりたいと存じますし、目的を達成し、かつ多くの方々にも納得いただける制度設計につきましまして意を配してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（平川昌昭君） この際、再質問があれば許します。

熊谷君。

○11番（熊谷善行君） 例えば釧路管内だけ見ても、先ほど町長が言われたように、町内業者に限定している部分もありますし、町内に本店を置くものという縛りをつけているところもございまして。それらについては当然私も理解しておりますけれども、できるだけ地域内循環を考えたときには、こういう制度もある部分では必要ではないかなということで質問させていただいています。

例えば私の地域ですけれども、農家に勤務している方々が住むところが少ないと。遠くから

通っている人もたくさんございます。そういう意味では、こういう制度を利用して、ぜひその地域に住んでいただけるように、こういうものを利用して住んでいただきたいというふうを考えています。町長、先ほど申しましたように、ぜひ、この制度を早急に考えていただいて、町内のいろんな意味で経済循環もしくは関連業者の育成に資するようなことを考えていただきたいと思いますが、関連しますので、例えば住宅を建てる、もしくは農業法人が社宅を建てるなど考えたときに、どうしても社員は、例えば農業法人でいきますと、山の農場に近いところは嫌だと。どうしても町の中、コンビニが近いところがいいという話を聞きます。そうすると、どうしても場所が限定されると、なかなか土地も確保できないということも聞いています。そういう意味では、今、町が持っている遊休町有地の有効活用のためにも、また目的を達成させるためにも払い下げ等による活用が必要ではないかと考えていますけれども、その点についてはいかがですか。

○議長（平川昌昭君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） お答えをしたいと思います。

遊休町有地の払い下げ等々というご質問だったと思いますけれども、どういった事例がそういった場合になるのかというのは、私はちょっと今想定できませんけれども、これまでもそういったお話があったときは、民間の業者の皆さん方にこういったニーズがありますよということはお知らせをしておりますし、それと町のいわゆる町営住宅の整備事業についても、町内のいわゆる空き部屋等の状況等も勘案をしながら、随時計画を見直しやってきていた経過があります。基本的には、民間の個人と企業は自由な経済活動ができるということが一番重要でありまして、そのときに町有地の利用というものが多くの皆さん方にとってそれは効果的だということであれば、当然検討する対象になろうかと思っております。具体的な事例がない中で、今明確なお答えはできませんけれども、目的がそういうことであれば、ぜひご相談をいただきたいと思っております。

○議長（平川昌昭君） 熊谷君。

○11番（熊谷善行君） もちろん私も目的がきちっとした中でそういうものを活用していくのは非常に重要だと思っておりますし、前段申しました件については、これは移住者の方々にもこういうものを適用できるような形にすることによって、より多くの移住者や地域に若い従業員が定着していくというような形が生まれるのではないかと考えていますので、ぜひ今後とも検討していただきたいと思っております。

それでは次に、4番目ですけれども、標茶中央学校給食共同調理場の改築についてということで、教育長にお尋ねいたします。

標茶中央学校給食共同調理場は、昭和56年に建築され改修をしながら33年が経過し、現在に至っておりますのは、ご承知のとおりです。平成24年度においては、給食対象人員数は776人（5年前に比較して61人の減）、給食数は15万3,061食（5年前に比較して1万889食の減）という報告をいただいております。この間の職員数の減員については、1名の減少となっております。

今後の対象人員の予測や耐震診断結果、機能改善の観点から、改築が必要な時期ではないかと考えております。

また、平成26年4月5日の北海道新聞の記事で、財務省の財政制度等審議会は、国が地方

交付税などで一部負担している地方自治体の予算のあり方について議論されまして、財務省は自治体の職員配置見直し、歳出特別枠の廃止などにより、地方歳出を2兆2,000億円以上削減できるという報道がなされていまして。この提案の中で1つは、たくさんあったのですが、その中の一つとして、公営バスの運転手や公立学校の給食調理員などの給与が民間の同じ職種より高いと説明し、事業を民間委託することで歳出削減が可能と指摘して、地方交付税などの削減を図る方向を示しています。

前述のことを踏まえた上で、改築を計画されるとされれば、公共直営方式から民設民営方式、俗に言うPFIでも、その中でもBTO方式を活用することによりまして、財政負担も年度ごとで予算の低減・平準化が可能になると考えます。また、同時に民営化することにより、事業者の努力によっては他の施設等への給食の提供等も可能になり、事業者の市場も広がっていくのではないかと考えておりますが、教育長の所見を伺います。

○議長（平川昌昭君） 教育長・吉原君。

○教育長（吉原 平君） 11番、熊谷議員の標茶中央学校給食共同調理場の改築についてのご質問にお答えいたします。

ご質問の給食共同調理場は、昭和56年の建築でございまして、33年が経過しており、改築が必要な時期と認識しております。教育委員会といたしましては、施設改築の緊急度や財政事情を考慮した場合、優先される学校施設等の整備がありますが、給食共同調理場を整備とした場合の手法の一つとして、PFI方式による一定の効果があることは十分認識いたしております。

しかしながら、施設整備に当たり国庫補助である学校施設環境改善交付金の要件として、児童生徒の食数による施設面積基準や附帯設備要件等が事細かに定められておりますし、整備に当たっての町内経済への効果などを総合的に勘案した判断が必要と考えるところでもあります。

また、後段の運営に当たっての他の施設などへの給食提供の可能性についてのご質問ですが、過去に町内公共施設の給食提供について検討された経緯があると記憶しておりますが、給食の内容、これは保育所や学校あるいは病院、特養、これらにつきましては職種の違いや共同施設として設置した場合の運搬方法などの運営方式の方針決定に至らず断念したものであります。

いずれにいたしましても、今後、町長部局と整備方針の検討をしてみたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと思います。

○議長（平川昌昭君） この際、再質問があれば許します。

熊谷君。

○11番（熊谷善行君） 先ほど私の質問の1番目でも言いましたように、当然緊急度や優先順位を定めてやっていくということで、先ほど町長からも答弁いただいたように、まだ8カ所の公共施設があると。当然その後でもこれらを考えていくのかなと思いますけれども、私もPFIについてはまだ詳しく勉強したわけではありませんけれども、非常に今、例えば釧路市なんかでも学校施設において行われていますし、そういうことを踏まえた上で、まだまだ検討の余地は当然あると思いますけれども、一つの方向性として必要ではないかというふうに考えています。

また、例えば先ほど教育長の行政報告にもありましたように、幼稚園と保育所、保育所はこ

れ住民課の関係でございますね。例えば虹別の学校に給食を運ぶのであれば、保育所の分も一緒に運ぶとか、そういうようなことも当然考えていかななくてはならないのかなと僕は思っているのですけれども、そういう垣根を越えていろいろ検討していく必要があると思います。そういう意味では、このPFI方式も含めて今後の検討課題に入れていただきたいというふうに考えてございますけれども、再度、教育長、お願いします。

○議長（平川昌昭君） 教育長・吉原君。

○教育長（吉原 平君） お答えしたいと思います。

PFI方式と申し上げますとかなり、先ほど申し上げましたけれども、国の交付金を受ける場合は相当細かな要件がございます、そういう全国でもちょっと事例は余りないのでございますけれども、実施されているところの状況をちょっと見ますと、非常に使い勝手が悪いということで、結果的に制約を受けなくて全てPFI方式でやる場合のほうが効果的だということも現実的にあるということもちょっと伺っています。

ただ、PFI方式になりますと、例えば建物の耐用年数というのは30年、40年、45年となりますから、それだけの期間、一定の維持管理も含めてやっていただくということが当然前提になるわけですね。そういった意味で、例えば建築業者につきましても、当然かなりの規模的なものになりますから、地元の業者が対応できるかどうかというのなかなか難しい面もありますし、それに伴う融資についても、一定程度のバックアップがないとなかなか難しい面もあります、かなり厳しいのかなと思いつつも、ただ、これから建てていくということもありますから、年数もありますので、一定程度検討はしていかなければならないのかなというふうには思っているところであります。ぜひご理解いただきたいと。

それと、学校と保育所の給食同時提供という形でありますけれども、保育所は主食は持っていくのですね。おかずとかそういうものは保育所で提供するという形になるのですけれども、学校の場合は全て給食提供という形になるということもありますので、ちょっと先ほど申しましたけれども、その手法とかかなり違ってきてまして、それだけのいろんな種類に対応することになると、施設もかなり複雑になってくるということもあるのです、現実的に。それで、過去には総体でそういった総合的な給食提供場をつくるべきではないかという議論もあったのですけれども、断念せざるを得なかったと。例えば病院にしても特養にしても、全然カロリーとか、給食の内容が違ってくるのですね。それだけの施設を整えるとなると、また莫大な施設設備投資も必要になってくるということもあります、合同のというのはなかなか難しいなど。ただ、難しいなだけではなくて、これからの検討課題の材料にしたいなというふうには考えておりますけれども、ぜひご理解いただきたいと。

○議長（平川昌昭君） 熊谷君。

○11番（熊谷善行君） もちろん児童生徒数の増減によっていろいろ条件が変わると思いますので、それらについては今後の展開も踏まえた上で、ぜひいい方向に向けて検討していただきたいと。

以上で、私の質問を終わります。

○議長（平川昌昭君） 以上で、11番、熊谷君の一般質問を終了します。

次に、12番・深見君。

○12番（深見 迪君）（発言席） 3点について質問いたします。

平成26年標茶町議会第2回定例会会議録

1点目は、熊谷議員のほうからもありました問題でありますけれども、まちづくり推進委員会の再開で協働のまちづくりをというテーマで、私は最初に質問をしたいと思えます。

有識者団体の「日本創世会議・人口減少問題検討分科会」による人口推計の発表は、衝撃的でした。これによると、標茶町も26年後の2040年には総人口4,557人となり、いわゆる「消滅可能性都市」と位置づけられています。これに対し、政府の専門調査会は「50年後人口1億人の維持を目指す」目標を示しました。これらは若年女性の急速な人口減を一定の根拠として推計したものでありますが、この問題提起についての町長の所見を伺います。

また、町の第4期総合計画の基本構想と照らし合わせて、計画の内容面での見直しの考えはありませんか。

人口は、最適な居住地を求めて移動するという見方とあわせて、移動の理由の最大のものは経済格差の解消であるとも言われています。全国知事会と高橋はるみ知事は、「地方から大都市圏への人口移動を食いとめ、地域社会を持続可能なものとしていくことが現下の喫緊の課題である。そのためにも、地域経済の再生には一刻の猶予も許されない。我々地方は、地域経済の活性化や雇用対策、人づくりに全力で取り組んでいく所存である」と決意を述べました。

私は、競争に打ち勝つことを基調としたその取り組みの方策には疑義がありますが、しかし現状認識では同意できるものがあります。私は、標茶町の豊かな自然環境と生産、住民と自然が共生する標茶町ならではのまちづくり、とりわけ町長の町政執行方針の26年度の主要な施策の4点目の「農業振興対策」などは人口減少の歯どめの鍵となると考えていますが、町長の所見を伺います。

かつて本町では、「標茶町まちづくり推進委員会」が設置され、平成17年5月第1回提言、「委員会・審議会のあり方」、平成18年3月第2回提言、「基幹産業『酪農』の持続的発展のために」を提言しました。しかしその後、平成23年8月で設置要綱を廃止し、現在に至っています。まちづくり推進委員会は、「標茶にふさわしい住民参加型のまちづくりシステムの確立」、「町民の思いが反映された自治の仕組みづくりの突破口にしていきたい」との思いで活動を展開しましたが、深刻な少子高齢化が急速に進んでいる今こそ、住民との協働のまちづくりをさらに進めるために「標茶町まちづくり推進委員会」を再開することを提案いたしますが、町長の所見を伺います。

以上です。

○議長（平川昌昭君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君）（登壇） 12番、深見議員のまちづくり推進委員会の再開で協働のまちづくりをについてのお尋ねにお答えをいたします。

1点目の日本創世会議による将来推計人口の公表による問題提起をどう考えているか、また町の基本構想と照らし合わせて計画の内容の見直しはないかとお尋ねにお答えをいたします。

まず、この推計人口は26年後の最悪を想定した推計値として受けとめており、人口減少により地域が消滅すると指摘をされておりますことは、衝撃的ではありますが、人口は減っても地域は存在をしますので、若干違和感があると思えます。

なお、出生率の上昇が不可欠との指摘もありますが、このことに特に特効薬はなく経済的側面、子育て環境面など、多角的、多面的な施策が必要と感じております。また、26年後の推計人口をして総合計画の見直しは考えておりませんが、国立社会保障・人口問題研究所の推計

における平成32年の人口は現在の総合計画と推計値とそう乖離してはならず、11番、熊谷議員にお答えしましたように、現在の総合計画を基本とし、施策展開の加速をしてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、人口減少歯どめの鍵に関するご質問についてお答えをします。

議員は人口流動の最大の要因は経済格差の解消である、そして主要な施策の中で最も、とりわけ農業振興対策が人口減少歯どめの鍵とのご指摘であります。

私は、これまでも、住んでよかったと思える、これからもずっと住み続けたいと思えるまちづくりを目指し、住民、福祉、産業振興等々のバランスのとれた施策展開に腐心をしてまいりました。とりわけ基幹産業である酪農、畜産業の振興発展は、最重要課題の一つとして取り組んでまいりました。この10年間の人口の動きを見ますと、本町全体の人口減少率が約11%であるのに対し、中心市街地以外の減少率は約19%となっており、歯どめのかからない離農と少なからず連動しているものと推察するところであります。

このようなことを踏まえ、平成25年度から酪農再興事業を中心に農業施策を展開しておりますが、目指すところは優良草地をふやすことで所得をふやし、離農にブレーキをかけるとともに、新しい法人を核として担い手の育成、誘致を強力に推し進めようとするものであります。TPPや為替など外的要因による不安もある中で、地域の農家をできるだけ減らさない、そして新しい力を取り込み、地域力を維持向上することが目下の課題であり、これが解決の方向へ向かうときには、基幹産業を基盤とした新たな雇用の場が生まれる可能性もあると考えているところでございますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、深刻な少子高齢化が急速に進んでいる今、住民との協働のまちづくりをさらに進めるために、まちづくり推進委員会の再開についての提案であります。議員ご案内のとおり、まちづくり推進委員会は平成16年10月に委嘱という形で始動しました。委嘱当時、協働という言葉が流行し、大学の先生たちも使っておりましたが、辞書にも存在しない言葉でありました。委員の皆さんにはさまざまなテーマで議論と意見交換を行っていただき、第1期の委員会には議員も数回傍聴に見えられたとお聞きをしておりますが、最終形であります協働とは何か、協働のまちづくりとは何かの理解に努めていただきました。

結果、本町が長年において築き上げてきた個人と地域、そして行政の三者が役割分担、任務分担を行い進めるまちづくりが協働のまちづくりであるとの結論に至り、おおむね所期の目的は達成されたと判断をし、平成23年8月に設置要綱を廃止しましたことから、現在のところ再開の考えは持っておりませんが、本町において脈々と受け継がれてきた協働のまちづくりの理念は、我が町の誇りでもあり、その礎となる自治会の活動は、本町のまちづくりの根幹であります。その自治会活動の自主性を尊重しながら、必要とされる協力と支援を行い、広報・広聴の充実と各種審議会や委員会などへの積極的な助成の参画を進め、各種団体や経済団体との連携を強め、まちづくりを進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（平川昌昭君） この際、再質問があれば許します。

12番・深見君。

○12番（深見 迪君） 基幹産業を基盤としたそういうまちづくり、この点ではもう極めて一致しているところなのですね。

問題は、そういうまちづくりについて先ほどフランスの例も出されましたけれども、私もその点では同じように見ているのです。高橋はるみ知事も人口減少を見据えた地域のあり方について医療、子育て、教育、産業と分野横断的検討を並行して行っていかなければならないということ強調しているのです。ちょっとその点ではなかなか考えとやっていることが一致していないなど、苦勞されているのだと思うのですけれども、いう感じは受けるのですが、先ほど熊谷議員からも提案があったと思うのですが、医療、子育て、教育、産業、この分野横断的検討を並行して行うということの具体的な施策というのは、やっぱり町の声、あるいは地域の声をしっかり聞いて初めてだと思うのです。さまざまな分野別の審議会があります。縦割りなのです。そうではなくて、全体を見るやっぱり審議会、推進委員会的なものが必要なのではないかなというふうに私思うのです。

それで、前回、第2回提言が行われました。その後、第3回目もテーマを持ってたしか出発したというふうに言っていましたよね。それが、そうでないですか。第2回提言で完全に終了したというふうに捉えていいのですか。その辺はどうですか。

○議長（平川昌昭君） 企画財政課長・佐藤君。

○企画財政課長（佐藤弘幸君） お答えをいたします。

まちづくり推進委員会につきましては、平成23年8月に要綱を廃止いたしました。議員ご指摘のとおり、1期2年という形で3期までありまして、1期目につきましては、2年間で2カ月に1度のペースで進めていったと思われまして、2期目につきましても、二、三カ月のペースという形で進めていただいて、提言をいただいております。3期目につきましては、テーマを決めず、研究、意見交換するテーマがあったら開始をしましょうということで募集をして、実際には委員の方から意見交換をしたいというご提言がなかったので、実際には一度も開かれなかったという状況で23年の8月に要綱廃止をいたしているところです。

○議長（平川昌昭君） 深見君。

○12番（深見 迪君） つまり、町の姿勢として、推進委員会を何かあったらということで3期目も考えていたけれども、何もなかったのです。それで、先ほどからの町長のお話を聞いていますと、この町に何もないということはないのです。だから、そのところを発掘しつつ、問題提起もしながら推進委員会は私は続けるべきではなかったかなというふうに思うのです。

先ほど何回か私が傍聴しに行ったという、確かに記録を見ますと、克明に議論の内容をメモしているのです。いい意見もたくさんありました。ただ、推進委員会のありようを見てみますと、せっかくこれはどういうふうにして選ばれたのかわからないのですが、公的な機関からさまざまな機関から選ばれていた推進委員の方の欠席が非常に目立ったのです。だから、そういう意味では、推進委員会にかける、つまり町民の人たちの意見をしっかり捉まえた上でのまちづくりということが、僕はやっぱりその姿勢が欠けていたのではないのかなというふうに思うのですよ。そういう点ではどうですか、当時のこと。

○議長（平川昌昭君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） お答えをしたいと思います。

いろいろなお意見があろうかと思しますので、それはそれとして受けとめなければいけないと思いますけれども、私、先ほど申し上げましたように、本町の協働のまちづくりは、これは他にも誇り得るすばらしいものだと思っております。そして、議員は縦割りとおっしゃいます

けれども、各施策ごとにそれぞれの審議会、委員会を設けて、その議論等々については、フィードバックさせていただきたいというお話をさせていただいておりますし、何より自治会の活動が、これはこれほど活発に行われるところはないと思っております。

縦割りというのと自治会というのは私はちょっと違うのではないのかと思っております、住んでいる住民が町に対していろいろなお話があるのであれば、私はいつも職員に申し上げているように、役場というのは町民の皆様の悩み事相談なのだから、いろいろなものについてはとにかく耳を傾けて聞けよという姿勢をしております。新たな組織をどうしてもつくらなければいけないということなのか、私どもがこれまで築き上げた歴史の中で、私は十分そういったことは働いていると、機能が働いているというぐあいに理解をしておりますし、何より議会という組織があるわけですから、議員の皆様方が多くの町民の皆さんの民意を反映していろいろな提言をされているというふうには私は理解しておりますので、そういったさまざまな場面での町民の声を広く真摯に受けとめていくこと、それがまちづくりの基本であろうということを考えております。余りにいろいろな組織をつくり上げてどうなるかというのは、国の例を見ても、果たしてそれが効果的なのかどうかというのは私はかなり疑問だと思っておりますので、そうでなくて、今ある組織の中でどうやって町民の皆様方の声を広く集めていくのかと、そのことのほうが私はより重要であると。そういうことで、今回のまちづくり推進委員会にも廃止という判断をしたわけなので、そこを町民に対する声を酌み取る努力、配慮に欠けていたと指摘を受けますと、私は決してそうではなかったということをぜひご理解をいただきたいと思っております。

○議長（平川昌昭君） 深見君。

○12番（深見 迪君） 言葉で言うとそういう形になると思うのですが、人口減少の今直面する課題と協働のまちづくり、これが今町長言われたように、自治会ときちっと組み合わせさせて、それがつくられていっているのかと。例えば町の施策なんかもそういう自治会との機能を発揮した中で組み合わせられていっているのかという点では、なかなかそうではないのではないかと。議会の責任を問われれば、それは私自身の反省を含めて、当たっている部分もあるかなというふうには思いますが、反省しなければならない部分もあると思うのですが、この協働のまちづくりというのは、何かをするときにボランティアをするというだけではなくて、このまちづくりをどういう構想で進めていくのかと。何年後にはどんなまちづくりを町にしていくのかという、そういう構想を含めた形で出てこなければいけないものだというふうにするのですよ。

そういう意味では、今、町長は、たくさん組織をつくるのではなくて、今ある組織を通して十分協働のまちづくりが発展していくのではないかと、進められていくのではないかとおっしゃいましたけれども、そこところが、私は詰まっているような気がするのです、今。私、町内会の一番下っ端の役員やって、下働きをやっているのですが、なかなかそういう町全体の協働のまちづくりの機運というのが出てこないです。例えば基幹産業を発展させないと、この町はだんだん衰退していくよなんていう話題が町内会の中で多く議論されるということは少ないというか、ほとんどないですよ。そういう場面はどこでやったらいいのかという、そのところでやっぱり町と町内のそういう自治会のような機関と、本当に協働のまちづくりを進めていくという内容を物にしていくためにどんな方策を、町長、具体的に考えておられるのか伺いたいというふうにするのです。

○議長（平川昌昭君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） 完璧なお答えというのは私は多分出てこないと思いますし、自治会の中で農業問題が語られないから問題だということには私はならないと思います。自治会の中で一番大事なことは、地域住民の皆様方が安心して便利に快適に暮らしていくために何ができるか、それを自治会として何をしていくかということをお話されていると私は理解をしております。そのことが基本でありまして、そのことと町が将来展望を開くためには、それは農業、第1次産業を基幹とした産業を振興発展することがやはり一番重要であろうということとは必ずしも町民の皆さんがそのことを共有しなければいけないということにはならないと思います。

それと、少子化対策ということをお話しているけれども、これは単純な話をすれば、人口が減っていくというのは産んで育てることをしないからなわけです。だから、なぜなのか。そのことを手当てしていかないと、この問題は解決しないわけでありませう。これは、世界中でも結局人口のいわゆる母親が特殊出生率が2を超えているところとそうでないところというのが、これは成功している例えばフランスとか北欧等々については、長い時間をかけて女性の社会的な地位を社会全体で確立するための政策を国として決定してきたことが一番大きいと言われております。いわゆる出生率が多いところとそうでないところでどんな特徴があるかということ、多産の国は女性が働きやすい。子供が少ないところは家長制の名残をとどめているという指摘もあるわけです。家族制度のあり方そのものが大きいわけでありませうし、豊かになれば、どうしても自分のことだけを考えてパイをほかの人にとりという考え方が少なくなると。こういう根本的な問題があるわけなので、このことに対して対応策を考えていかないと、私は少子化対策にはならないと思っております。だから、そういったベースを皆さんがどういった形で解決をしていくのか。そういったことがなければ、私は1億人を確保するために出生率を上げるという目標をつくっても効果はないのではないのかなということをお話しております。

これは一人一人の人たちが、町に暮らす人々が自分の生活、暮らしについてどういった主体性を持ってまちづくりに取り組んでいくのか、そのことが一番重要なことでありまして、いろんな意味でそこら辺の情報がないと。別になければならないということでは私はないと思っておりますので、そういった意味で、私は地域での自治会活動は標茶においてはほかの町より非常にすぐれていると。そのことをやはり尊重して、そういった中でいろいろな要請等が出た場合にそれをどうやって解決していくのか。そのことを一つずつ拾い上げたほうが新たな組織をつくり上げて委員さんを任命してやるよりは効果的ではないのかということをお話しているわけですので、ぜひご理解を賜りたいと思っております。

○議長（平川昌昭君） 深見君。

○12番（深見 迪君） ちょっと議論がすれ違っているような気がするのですが、ざっくり言いますと、町長は自治会で農業問題を語られなければ協働のまちづくりとは言えないということではないということをお話されたけれども、そうではないと思うのです。そういうところで農業の話が基幹産業と町は言っているわけですから、ここが発展しない限り、まちづくり、協働のまちづくりは発展していかないわけですから、そうすると、いろんな場面で、この標茶町に住んでいる人たちが、今、酪農どうなっているのだろうか、基幹産業どうしていけばいいんだというようなことが課題として話されなければ、私は協働のまちづくりというふうには

はなかなかいかないのではないかなというふうに思います。

それで、産んで育てる話もしましたけれども、産む産まないは自由だということを町長は前も言いましたけれども、しかし人口のことを考えれば、そういう環境をつくるのが大事なので、フランスなんかはそういう環境づくりに物すごい力をもう何十年も前からやってきた結果だと思うのですよ。だから、国の責任を負うところは私は非常に大きいと思います。思いますけれども、これは私見ですが、今の政府の動き方を見ていると、とてもではないけれども、それを待っていても10年たっても20年たっても、それは削られる一方で、好転するとは思えないのですよ。その部分をやっぱり歯を食いしばってでも協働のまちづくりを本当の意味で全町民が参加し得るような形での協働のまちづくりを実現していくということが、ここで力を合わせるということが、とても大事だと思います。

自治会は力を持っています。私もこの間、お葬式、朝から夕方までやって、そして夕方から何と、その日は朝の10時から町内会の花壇づくりだったのですけれども、その花壇づくりを午後の4時に動かして、引き続き花壇づくりをしますみたいな形で、くたくたになったのですけれども、自治会は力あります。だから、そういうところにやっぱりもし推進委員会が不毛というか、余り意味がないのであれば、大いに問題提起をしていって、そして今、町がこういう状態で減少もこういうふうに減ってきているので、これを何とか食い止めるために基幹産業である農業、酪農の問題もみんなで考えようじゃないかというような問題提起を私は発信すべきだと思うのですけれども、そうしないとかみ合った協働のまちづくりというのはなかなかできない。もちろん、それだけではないですよ。基幹産業の問題だけではないですけれども、と思うのです。その点ではどうですか。

○議長（平川昌昭君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） お答えをしたいと思いますけれども、私は人間というのは、人それぞれいろいろな考え方があるわけでありまして、農業に関心がないから協働のまちづくりに参加していないと私は一言も言った覚えはありません。そういう問題ではないと思います。私は、そういうことに余り関心がない、もっと関心がある人もいます。だから、その人たちもいて、標茶町というのは成り立っているわけでありまして、例えば70歳、80歳のおじいちゃん、おばあちゃんに対して酪農施策をどうしますかと。そういったお話ではないと思うのです。

だから、町が基本的に皆さん方の住んでよかったという町をつくるためには、私は今は当面は酪農農業を畜産というものを振興していく、そのことが大きな経済活動になると。そのことがひいては本町に暮らす人たちにとってプラスになると、そのように判断をしているから申し上げているわけでありまして、町民が全て、だから一番大事なことを共有して共通認識を持たなければいけないとは私は考えておりません。人はそれぞれ自分の人生を生きているわけでありまして、何をもち自分の生きがいとするか。そのことは、端的に言いますと、人様からとやかく言われる筋合いのものではないとは私は思っております。そういった人たちが暮らす人たちがその町に住んでよかったと思える施策をどうやって実現していくのか、そのことが重要であるし、その基本となるのが自治会であり、標茶の場合は自治会活動が非常に活発に行われていて、いろんな取り組みも先駆的にやられていると。それを私どもが支援をしていくことが本町にとって今は一番いい施策ではないのかなということを申し上げているわけですので、ぜひご理解を賜りたいと思います。

○議長（平川昌昭君） 深見君。

○12番（深見 迪君） 最後の、私の主張も最後になると思うのですが、今、町長がおっしゃったことについて私は疑義を挟むものでは決してないのです。そのとおりだと思います。全ての人たちが基幹産業について関心を持てとか、そのことについて通じれとかという思いは、さらさらないので。だけれども、生産者と消費者は結びつける役割というのは、これは絶対必要だと思うのです。それを接近させる役割、これなくして私は基幹産業を下支えするということはできないと思うのです。そういう意味では、その問題をぜひ推進委員会しないという、推進委員会の第2期目の提言は酪農だったでしょう。「基幹産業『酪農』の持続的発展のために」という提言をしましたよね。そういう意味でも私は、今、協働のまちづくりをするという点で、特に農業とそれから生産者と消費者を結びつけることがこの農業の町の標茶町で最も行われなければならないというふうに思うのです。そういう点で、私は、推進委員会を持って多様な、多角的な見地から協働のまちづくりをみんなのものにしていくという提言をしたわけなのですが、最後にその点で、どうも、町長が最後におっしゃった全ての人が共通認識を持たなければならないものではないということも私も理解できますけれども、今、一番大事な課題というのは、消費者である町民と生産者である町民がやっぱり一致点をどこかで見つけるという作業を粘り強く、それは既成の組織の中でも構わないのですけれども、それをやるということが大事なのではないかということで、私は提言最後にしたいと思うのですが、それはどうですか。

○議長（平川昌昭君） 最後の答弁、この件に。町長・池田君。

○町長（池田裕二君） 議長からのお指示がありましたので、そうしたいと思っておりますけれども、私は今の議員のお話を聞いていて、今まで私があらゆる場面で申し上げていることが理解されていないということに関しては、私は非常に落胆をしておりますし、何が足りなかったのかなという思いをしております。私は、ずっと消費者に安定して買ってもらえる安心なものを安定的に、より効率的に生産をしていくことが本町の生産展望を開くものだとということと申し上げてまいりましたし、標茶産牛乳の学校給食の取り組みに関しても、これがスタートだという思いで私は生産者の方と色々な関係者の皆さんとお話をしながら実施をしてまいりました。消費者を意識しない生産というのは、これはあり得ないと思っておりますし、生産を意識しない消費者というのも、これもあり得ないわけです。やはり子や孫の代まで命の糧として食料に対価を支払う、そういった消費者とどうやって提携をしていくのか、それが日本の農業の生き残る道だと。そのことは私はこの8年だけではなくてずっと以前から申し上げてきたつもりであります。そのことを今議員からご指摘になったのですけれども、私は考えていることは議員と全く同じであります。そのことがこれからも一番大事なことだと思っておりますし、特にグローバル化が進んでいく中で日本という中でどうやって考えていくかということを考えてときに、そういった意味で標茶がやはり食料生産の大きな担い手となるためにはというお話をずっとさせていただいておりますので、ぜひご理解をいただきたいと思っております。

○議長（平川昌昭君） 休憩します。

休憩 午後 0時00分

再開 午後 1時10分

○議長（平川昌昭君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

12番・深見君。

○12番（深見 迪君） それでは、2点目、教育の政治的中立性・自主性・自律性を守る教育委員会をというテーマで質問いたします。

政府は、教育委員会制度を変える「地方教育行政法改正案」を国会に提出し、5月20日、法案は衆議院本会議で可決しました。その後、6月13日、参議院本会議でも可決され、教育委員会制度を改革する改正地方教育行政法は成立しました。

そこで質問いたしますが、この改正法は、現行の地方教育行政における教育委員会の権限を弱め、地方自治体首長や教育長の権限を著しく強める内容となっています。また、この法案は、国の地方教育行政、教育内容への介入を歯どめなく許すことになると思います。これは教育の政治的中立性を侵害するものと考えますが、この改正法についての町長、教育長の所見を伺います。

改正前の教育委員会制度は、公選制の廃止など幾つかの変更はあったものの、戦争推進に利用した戦前の中央集権型の教育行政の反省からこれを改め、教育行政への国の支配、教育内容への介入を戒め、首長からの独立性がその基本となっていました。今回の改正は、これを根底から変えるものとなっています。教育の政治的中立性の原則から見ても許されるべき内容ではないと思いますが、この点について、町長、教育長の所見を伺います。

教育委員会が教育の自由、自主性を守る本来の役割を果たすためにも、保護者や学校現場の意見に耳を傾け、それを教育施策に生かすなど、教育委員会の本来の役割を果たせるよう環境を整えることが今後さらに必要と考えますが、教育長の所見を伺います。

○議長（平川昌昭君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） 12番、深見議員の教育の政治的中立性・自主性・自律性を守る教育委員会をの質問にお答えをいたします。

国においては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律、地方教育行政法改正が本年4月閣議決定され、5月には衆議院において、6月13日には参議院において可決されました。

改正の主なもの、新たに首長の権限として、教育長は首長が議会の同意を得て直接任命・罷免を行うことや、首長が総合教育会議を設け、教育の振興に関する施策の大綱を策定することとなっています。

しかしながら、政治的中立性、継続性、安定性を確保するため、教育委員会を引き続き執行機関として職務権限は従来どおりとするとしております。

標茶町教育委員会は、これまでも国や首長から独立した執行機関として自主性を持って役割を果たしていると考えているところでありますし、今後も子供たちの健やかな成長と将来を担う人材育成のため、教育行政の果たすべき役割は必要と認識をしておりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（平川昌昭君） 教育長・吉原君。

○教育長（吉原 平君） 引き続き、教育委員会に対しての質問でございます教育の政治的中立性・自主性・自律性を守る教育委員会をについてのご質問にお答えいたします。

地方教育行政法改正の考え方につきましては、ただいまの町長の答弁と同じでありますので、ご理解願いたいと思います。

標茶町教育委員会は、国や町長とは独立した行政機関として、学校教育、社会教育、スポーツ・文化の振興等を果たすべき役割をしっかりと担っていかねばならないと考えているところでもあります。

教育委員会といたしましては、改正の内容を十分精査しながら、町長と十分に連携を深め、教育委員会としての自主性を発揮しながら教育行政を進める所存でありますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（平川昌昭君） この際、再質問があれば許します。

深見君。

○12番（深見 迪君） 今回の地方教育行政法改正についての評価が、私の質問の中では、その評価をどういうふうにするのかという質問をしているのですが、もうちょっと具体的に言いますと、今の教育委員会制度というのは、戦後、あの戦前の、いわゆる時の政府の言いなりになるような、そういう教育であってはならないと。教育の中立性は、その意味で戦争に利用することをさせないという方向でも、中立性を維持するために戦後大きく変わったわけですよ。

今回のこの改正法というのは、またそれを戦前に戻すようなことになるのではないかとというふうに私は思って、二つ目の質問で、教育行政への国の支配、教育内容の介入ということになる心配があるのではないかと。その点についての今回の改正の評価について伺っているのです。その点についてはいかがですか。

○議長（平川昌昭君） 教育長・吉原君。

○教育長（吉原 平君） お答えしたいと思います。

国の関与がかなり強くなるのではないかとという懸念だということでございますね。

これにつきましては、従前からこの地方教育行政法の中に国の指導等の文言は含まれているのですけれども、このたび明確にしたというのがありまして、子供たちの生命や身体に被害が生じたり、そのおそれがある、これらあるいは拡大、そういうものが予見される場合、その防止上、緊急性の必要があるという判断をした場合に大臣が指示できるということで、より具体的なものを明示したということの理解をしているところでもあります。

○議長（平川昌昭君） 深見君。

○12番（深見 迪君） それでは、今までは民間から選ばれた教育委員長がその教育行政の最高責任者として位置づけられていたわけですよ。それがそうでなくなるわけですよ。教育長が教育委員長を兼任するというか、だからそのほかに教育委員というのは当然民間からまだ選ばれるわけですよけれども、人事の面もそうだし、その他の教育行政の面も、教育長ではなくて教育委員長がその最高の責任を持っていたと。それが変わるわけですよ。この点については、行政が教育に深く、権限として、国もそうですが、地方教育行政も、民間から選ばれた教育委員長がその権限を持つのではなくて、行政が持つことになるということになるのですよね。それが、私は今までの教育委員会制度、戦前の教育のまずさから反省して、教育委員会制度をさきのようにしたことを壊すことになるのではないかと。

まず、教育委員長が最高責任者であったものが、今度はそうでなくなるという、その辺の仕

組みはどう理解されていますか。

○議長（平川昌昭君） 教育長・吉原君。

○教育長（吉原 平君） お答えしたいと思います。

いろいろと津市等の案件がありまして、なかなか委員長と教育長の責任の明確さが出ていないということの判断で、このたび責任の所在をはっきりするためにということでの教育長への最終責任者という形になったというふうに、法律改正になったということでございます。ただ、この辺につきましては、教育委員会は引き続き執行機関として存在しますし、教育長のほうに委任できる内容というのは従来どおり決められていまして、教育委員会が最終決定するものについては6点ございまして、その内容につきましては、これは従来どおりの内容でありますので、そういった意味からすると、教育長は独善的に執行していくというふうな形にはなっていないということで私どもは理解しております。

○議長（平川昌昭君） 深見君。

○12番（深見 迪君） いや、そうではなくて、権限の問題を言っているのですよ。今までは、さきの戦争の反省から、民間から選ばれた教育委員の中から教育委員長が選ばれて、互選されて、そしてその人が標茶なら標茶の教育の最高責任者であったのですよね。それが変わったわけでしょう、町長、教育長というふうに。それでいいのですね。つまり教育長が従来の教育委員長になるということでもいいのですよね。だから、形の権限の問題で言えば、その地方自治体によってその権限をこういうふうに行使しようとすればできないことはないわけであって、私は大きく変わったと思うのです。民間から選ばれた教育委員の人たちが、標茶の教育について最高の権限を持っていたのが、それがなくなって行政が最高の権限を持つことになると、仕事の割り振りではなくて。そういうふうに理解していいですかということが1点と、それは戦前の教育制度の反省をまた戻すようなことになるのではないかということの2つ。

○議長（平川昌昭君） 教育長・吉原君。

○教育長（吉原 平君） お答えしたいと思います。

私、権限というよりも、最終判断というのは教育委員会で行うということになっていきますので、責任の所在を明確にしたというふうな私どもは判断しておりまして、権限が集中されたという理解をされておりますけれども、これはあくまでも責任の所在を明確にするというような形になったということで私どもは理解しておりますし、戦後に戻るような、そういった形になるという危惧をされているようですけれども、これはあくまでもこれからのそういう従前の委員長と教育長を兼ねた人間が、それだけの資質をきちっと持った人間が選ばれば何も問題ないのでないかと。制度というのはやっぱり人間がつくれますし、制度を運用するのも人間なのですよね。だから、その辺のところをしっかりと人選していただければ結構でないかと私は思います。

○議長（平川昌昭君） 深見君。

○12番（深見 迪君） そういう抽象論でなくて、法律的には今まで民間から選ばれた教育委員長が標茶の教育行政について最高の責任の権限を持っていたのが、そうでなくなったのでしょうと。行政が標茶の教育の権限を持つということになったのでしょうということを私は単純に言っているわけで、それはそうなのですね。それでいいのですね。

いや、そう難しい話ではない。これ時間を長くしたくないので。

○議長（平川昌昭君） 教育長・吉原君。

○教育長（吉原 平君） いろんな執行する方針とか、先ほど言ったようなその6項目について、決定する権限というのは教育委員会の委員長があります。執行する側の責任というのは私のほうなのです。そういう制度に今までもなっていましたし、これからは決定するのは委員会でありまして、執行するのと委員会を運営するのが今度の教育長になるのだという、そういうふうな私ども解釈をしております。

○議長（平川昌昭君） 深見君。

○12番（深見 迪君） これちょっとかみ合った議論になっていないので、仕組みとしてはそうでないですよ。民間から選ばれた教育委員の中から互選された教育委員長が、今まで教育行政についての最高責任者だったはずなのです。それが、今回の法改正でそうでなくなったということだけは、そんなことを僕が説明する以前に、教育長はもう認識されているのですけれども、町長と教育長の人柄からして、そう簡単に今の標茶の民主的な教育行政が崩れるとは私は全然思っていないけれども、そこは信頼しますけれども、そのことと、そういう制度がそういうふうに大きく変わったということは別物ですから、それでこれは最後の質問にしますが、教育要覧、平成26年度はまだ出ていないと思うのですけれども、25年度の教育要覧には、教育行政方針の中で、学校、家庭、地域が連携しながらまちぐるみで学ぶ心を育て、人を育て、みずからも育ち、生きがいや活力あふれる町民を育てていくことだと。本町においても、社会の変化と教育改革の動向を踏まえ、町民一人一人の個性や能力、主体性や意欲を尊重するとともに、教育をめぐるさまざまな今日的課題に対応し、諸施策を展開してまいると。そのために、学校、家庭、特に地域の連携を深めながら、町民が心豊かに学ぶことができる教育諸条件や教育環境の整備を推進していくというふうにこの教育行政方針には書かれてありますが、この教育行政法が変わったからといって、この精神や施策、具体的な施策は変わらないというふうに約束できますか。どうですか。

○議長（平川昌昭君） 教育長・吉原君。

○教育長（吉原 平君） お答えしたいと思います。

教育委員会の存在意義というのは、この三原則というのがあるのですよね。その中で、政治的中立の確保とか、あるいは継続性、安定性の確保、それから地域住民の意向を反映するということですね。これらについては、先ほど議員もおっしゃられておりますけれども、この委員会制度が現在になったというその経過もございまして、その辺については、やはり時々首長さんがかわったことによって教育の内容が変わるとか、あるいは一党の意思で、そういう意向で教育行政が変わっていくということについては、これは過去の歴史から考えてもあってはならないことですから、安定的かつ一定の条件のもとで子供たちの教育ということは、これは大変大切なことでありますから、その辺の意識というのはしっかり持ちながら、また従来にも増しまして町長とはしっかり連携をとりながら対応していきたいなど、こんなふうに考えているところであります。

○議長（平川昌昭君） 深見君。

○12番（深見 迪君） 議会での答弁でありますので、非常に今、重要な最後の答弁だったと思うのです。時々首長がかわったからといって、従来のそういう教育行政方針にうたわれていることが変わるものではないということ私を私は信頼して、次の質問に移りたいというふう

に思います。

3点目は、介護サービスを低下させず、一層のサービス充実をというテーマで質問いたします。

6月2日、参議院本会議で審議入りした「地域医療・介護総合確保推進法案」は、医療と介護という別な次元での内容をセットにした法案で、審議自体に無理があり、本来あり得ないと考えますが、この点についての町長の所見を伺います。

法案では、要支援者の介護サービスを市町村の事業に移すことが提案されていますが、本町の現状では到底無理であると考えますが、町長はこの点についてどのようにお考えですか。

また、要支援者の介護サービスは現状でも十分とは言えず、さらに内容を充実させる必要があると考えますが、どうですか。

施設入所の対象から軽度者、つまり要介護1、2を外す案が提案されています。今まで入所が必要であると判断された軽度者の入所を拒むべきではないと考えますが、町長の所見を伺います。

一部利用者の利用料引き上げが提案されています。これは、所得に応じた介護保険料を徴収されてきた町民に対する約束違反と考えます。また、法案で示されている一部利用者の所得は、決して生活に余裕がある人たちの所得の額とは思われません。私は利用料の引き上げはすべきではないと考えますが、町長の所見を伺います。

現状でも介護が必要な人への介護サービスは十分とは言えません。現状より介護サービスを低下させず、必要な介護を提供するよう体制の充実、町独自の措置、マンパワーの養成など検討すべきと考えますが、どうですか。今後の介護行政についての町長の所見を伺います。

以上、5点について伺います。

○議長（平川昌昭君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） 12番、深見議員の介護サービスを低下させずに一層のサービス充実をとお尋ねについてであります。この件に関しましては、昨年第4回定例会において、厚生文教委員会から、介護保険制度の現状と今後について、閉会中の継続調査の申し出がされ、議会の承認を経て調査をされていて、先ほど委員長から議会への報告がされたばかりであります。本来であれば、委員会での調査中の案件につきましては、議会への委員会報告を踏まえての答弁が求められるのではないのかと認識をしておりますが、質問の通告を受けたのがその前であり、委員会報告については、いとまがなく承知をしていない段階での答弁でありますので、そのことをご理解いただきまして、お答えをしたいと思います。

1点目の地域医療・介護総合確保推進法案の審議についてであります。この法案は認知症対策を強化する一方、介護保険利用者の自己負担拡大や給付サービスの見直し、また医療死亡事故の第三者機関への届け出制度の創設など、多岐にわたる19本もの法改正を一つの法案で一括で処理するものであり、慎重な審議が必要であると考えております。

2点目の要支援者の介護サービスを市町村の事業に移管につきましては、要支援者の訪問介護と通所介護を市町村の新総合事業へ移行し、他のサービスについては従来どおりの予防給付で行うこととなっています。非常に厳しい状況ではありますが、町民が不安とならないよう、国の動向を見ながら、標茶町で可能な体制について構築していかなければならないと考えております。

また、要支援者の介護サービス内容については、現在、アンケート調査を行っている最中ですが、アンケート結果等によりまして、不足している点や要望の把握を行い、第6期計画の中でお示しをしてみたいと思います。

3点目の特別養護老人ホームなどの施設入所の対象者から要介護1、2の軽度者を外す案については、一部特例的な入所を認めるなどの措置は今後検討されることとなっておりますが、やすらぎ園の待機者の半数が要介護2以下であることや、軽度であっても家庭状況から在宅での対応が困難なケースが多く、今後、新たな中間的な施設の確保や在宅でのサービスでどのように補足していくかなど、対応が求められると考えております。

4点目の一部利用者の利用料の引き上げにつきましては、今後の高齢化の進展に伴い、介護費用は増大し、介護保険料も上昇していくことが予想される中で、持続可能な介護保険制度を目指して、低所得者の保険料軽減を拡充する一方で、保険料の上昇をできるだけ抑えるため、一定以上の所得のある利用者の自己負担を引き上げ、一律1割負担から費用負担の公平化が図られたものであると考えております。

5点目の必要な介護を提供する体制の充実につきましては、平成12年度からの介護保険制度の開始以降、行政のみならず民間企業の事業展開等もあり、年々介護にかかわる資源が充実してきていると思っておりますが、今後、介護保険制度の改正を踏まえて、現在ある介護や医療にかかわる資源を有効に活用することを第一として、なお不足分野につきましては、新たな視点での考えを模索しながら、介護が必要となっても住みなれた地域で安心して暮らし続けることができるよう、意を配してみたいと考えております。

○議長（平川昌昭君） この際、再質問があれば許します。

深見君。

○12番（深見 迪君） 2点だけ質問したいと思います。

1点目は、アンケートのことについて、私も承知していますが、いつごろ集約されて、いつごろそれが明らかにされて、どのように活用されていくのかということが1点目。

2点目は、一定以上の所得のある人については、所得に応じた負担もやむを得ないのではないかなという町長のお話でしたが、私が問題にしたいのは、一定以上の所得というのはどの程度の所得の人のことなのか。これ今ちょっと国会でいろいろ議論されている中身なんですけれども、どの程度この点について見識というか、認識されているのか、その点だけ、これは答えられなければ答えられないのでいいのですけれども、どうでしょうか。

○議長（平川昌昭君） 住民課長・佐藤君。

○住民課長（佐藤吉彦君） お答えしたいと思います。

ただいまアンケート調査につきましては、今月の6月2日に一斉配付をいたしまして、今回は高齢者の実態調査としまして、一般高齢者約370件、要支援1から要介護2までの方で315件、要介護3から要介護5までの方で115件の約800件につきまして実態調査を行い、回収につきましては6月末となっておりますので、それ以降、分析等を行い、7月末以降、それ以降開催を予定しております福祉施策検討委員会等にかける基礎計画の素案づくりの参考にして、第6期計画づくりに反映していきたいというふうに考えております。

それから、一定所得以上の利用者負担の見直しにつきましては、被保険者全体の上位20%に該当する方の所得を対象とするということで、所得合計額で160万円以上の者を、一応国が

ら今示されている情報では来ているところでございまして、これを本町の被保険者全体で160万円以上の該当者につきましては約12%程度というふうに、この前の厚生文教委員会の資料でお示ししたとおりで、その中で実際に認定を受けている方につきましては約4.2%、その中でさらにサービスを受けている者につきましては12名程度というふうに現時点での試算をしているところでございます。

○議長（平川昌昭君） 深見君。

○12番（深見 迪君） それで、その160万円以上というのが2割負担になるわけですよ、案では。これが妥当なのかどうなのかという見解を聞きたいということなのです。

私は、所得160万円以上の方が1割から2割になるというのは、これはきついなど。厳し過ぎるのではないかとこの考えを持っているのですけれども、それは町としてはどういうふうに考えていますか。

○議長（平川昌昭君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） これは、介護、医療、福祉、あらゆるところでいつも議論になるわけですが、財源をどなたが負担するのかという発想になりますと、やはり将来にツケを残さないためには、現役で負担できる人に負担をいただくというのが私はこれは原則だろうと思います。それがどの程度が皆さんに納得していただけるのかというのは、いろいろなご議論があると思いますし、現在、国において検討されているということでもあります。

負担がふえるから、賛成できない。では、サービスはどうするのでしょうか。では、実際に担う介護職員の報酬はどうするのでしょうか。現実はずっとこの間、何度もご議論させていただいていますが、借金によってこういった福祉を守ってきたがゆえに、現在の日本の財政状況というのがあるわけですから、だからそうすると私どもが未来に対してどういった責任をするのかといえば、払える人が払うという、この基本原則を日本で暮らす全ての人がやっぱり理解をしていかないと、私は成り立っていかないと 생각합니다。

だから、そういう意味でこの問題について言うと、国のほうも今までの考え方から変わって、所得のある人、負担をしていただける方には負担をしていただくという方針を出しているわけですので、私はそれはいたし方がないというぐあいに考えております。

○議長（平川昌昭君） 深見君。

○12番（深見 迪君） 最後ですが、これは昨年の9月に議論して同じようなやりとりだったので、それでこれ以上議論はしませんが、私は所得160万円以上の方の現行1割負担、それが2割負担になるということで、倍になるわけですよ。今、町長が言われた払える人が払うというのを超えているのではないかと、それは。それから、介護保険がスタートしたときには、そうではなかったのですよ。社会が面倒を見るという、そういうことでいろんな反対の意見もあったけれども、介護保険制度ができたのです。

だから、そういう意味では、町長の考え方と私の考え方では、払える人が払うという、その払える人に160万円以上の方が該当していないのではないかと私は思っているものから、そういうことをちょっと聞いてみたので、そこは幾ら議論しても、町長はそう思っているし、私は払うのは厳しいのではないかと思っているもので、そこはもう議論が続かないと思いますので、これで私の質問を終わりたいと思います。

以上です。

○議長（平川昌昭君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） お答えしたいと思いますけれども、そこら辺の認識についてはそういうことだと思います。

ただ、私、何度も申し上げていますが、国が約束をしたから、その時点で国は借金をしてこれだけのレベルをとすることを約束したわけです。それがもう続いていかないという状況になった中で、どうしていくかということをお考えしているわけで、税負担にしても何にしてもそうですけれども、それは私どもの世代がやはりそれは甘受していかなければいけないわけです。

では、年金制度そのものが、話として、国が半分約束しているから、国のその財源はどこから持ってきているか。現実のものでいくと、借金をしてそれを財源にしているわけでしょう。そのことを私どもが考えて、やはり国が約束したサービスだから絶対国は守れというのではなくて、結局、将来的に人口減少が続いて、こういった状況が続く中で、どうやって維持していくのかということをお考えなければいけないし、そういった意味で負担できる人が負担をしていくと。あらゆる面で負担をしていくと。それは税も含めてですけれども、それが私は基本的な考え方だと思っております。

ここら辺については、いろいろの議員のお考えがあろうと思っておりますので、多分平行だと思っておりますので、でもそのことはぜひご理解をいただきたい。今は金利が安いですから、まだいいです。ただ、これ金利が上昇したときになったときに、1,000兆円の借金の金利がどの程度になるのか。このことをやはり私は一人一人の国民が冷静に考えるべきだと、そのように考えております。

○議長（平川昌昭君） 深見君。

○12番（深見 迪君） 負担できるかできないかというのは、そこは見解が異なっているのだということを理解していただきたいのです。町長は負担できる人が負担しろと言うけれども、出された案は所得160万円以上が倍の利用料を払うということになっているわけですから。

それから、国の借金のお話をすれば、どこに責任があるのだということなのです。国民に責任はないですよ。私はそう思っています。

だから、そこところが根本からやっぱり違うのですね、考え方が。そのことだけ申し上げて質問を終わります。

○議長（平川昌昭君） 以上で12番、深見君の一般質問を終わります。

次に、2番、長尾君。

○2番（長尾式宮君）（発言席） 私のほうから、1点質問させていただきます。

町内の人口減を防ぐために企業との連携をという題名で質問させていただきます。

ことし5月8日、日本創成会議の分科会が公表した人口の将来予測では、2010年から2040年で子供を産む中心世代の20歳から39歳までの人口は、釧路・根室管内13市町村中11市町村が半減以上と予測され、全国平均を上回るペースと報道されております。

標茶町においては、2040年、20から39歳の女性人口は329人、人口は4,557人と予測されており、新聞報道を見て標茶町の人口減を不安に思う町民も多いところであります。

「標茶町に住みたくても働く場所がない」。住環境のよい標茶町に住みたくても仕事がなく希望がかなわない若い人も多いのではないかと思います。人口減イコール町の衰退と考えるな

らば、地域産業の振興はもとより、より一層の雇用促進を図るため、地元企業との綿密な連携が必要ではないかと考えております。

雇用促進もまちづくりの大きな要素と考えておりますが、今後、町としてどのような対策をしていくのか、所見を伺います。

○議長（平川昌昭君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君）（登壇） 2番、長尾議員の町内の人口減を防ぐために企業との連携をとお尋ねにお答えをいたします。

本町の第4期総合計画策定に当たりましての住民懇談会、議会特別委員会並びに総合計画審議会から、人口減を危惧するご意見、ご答申をいただいております、大きな難しい課題として認識をしております。

日本創成会議から公表された標茶町の将来推計人口については、議員ご案内のとおりであります。議員からも平成23年第2回定例会において、人口減少と雇用対策のお尋ねをいただき、雇用促進もまちづくりの大きな要素とのご意見に意を同じくするものであります。

第4期総合計画では、雇用を元気あふれるまちづくりとして体系づけ、産業の元気、地域経済の元気が直接的な雇用の促進、創出につながることから、農業、林業、水産業、商工業、観光と同体系としているところであります。

今後とも、元気が出る産業の振興策、新たな起業の支援に努めるとともに、地元企業が加盟します商工会や農業協同組合、森林組合や観光協会などの情報交換と連携を進め、皆さんのお知恵とお力をいただき、必要な物事の精査を行いながら、積極的な対応を図ってまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（平川昌昭君） この際、再質問があれば許します。

長尾君。

○2番（長尾式宮君） 相当関係団体と懇談をされているということですが、実際、年を追うごとにというわけではないのですけれども、あるご年配の方が、今、標茶が年寄りばかりになってしまったのは、やはり若い人たちが働く場所がなくてみんな外に出ていってしまうから、我々年寄りばかりになってしまったのではないかと、そういうご意見をいただいた経緯もございまして、今回質問させていただきました。

そういった意味では非常に、高校を卒業してから、あるいは大学を卒業してからも標茶に戻ってきて働きたい、そういった若い方々もいる中で、なかなか標茶に仕事が見つからない。これは本当に切実な思いというふうにとめております。

かねてより関係団体と意見交換、協議等を進めているかと思うのですけれども、具体的にこれからの雇用対策等、そういったもの話し合いが近々でもしあれば、内容等、お聞かせいただきたいと思っております。

○議長（平川昌昭君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） お答えをしたいと思います。

議員も重々ご理解をいただいていると思っておりますけれども、その対策が出てこない、みんな今頑張っているという状況であります。

ただ、私はずっと提案をしていますように、本町の基幹産業である酪農、畜産、農業、第1次産業を振興していくことが、将来的には雇用というものも出てくるのではないのか、そうい

った意味で、本町が今最優先で取り組むべきはそういうことではないのかなということ、関係団体、商工会の皆さんとは例えば特産品づくりであるとか、商工会青年部の皆さんとは例えばイベントであるとか、いろんな物事について情報交換をさせていただいておまして、そういった中からみんなで何かをやっていく中で、標茶の生産したもの、もしくは標茶で過ごす時間を、ほかの町の方々からお金を払って買っていただくというような商品づくりができないのかなということを進めているということでございますので、ぜひご理解をいただきたいと思っております。

○議長（平川昌昭君） 長尾君。

○2番（長尾式宮君） 今、町のほうでもさまざまな事業を進めていただいているところでございます。そういった中で、まちおこしであったり、そういった部分でたくさん町民の協力をいただきながら事業を進めている最中であるとは思いますが、直接雇用の話を主な中心議題として話し合う機会というのは、年間通してどのくらいあるのかなというふうになんと疑問に思うところがありまして、今回、その人口減に対して、特に雇用対策、そういった部分をぜひ今後とも力を入れて事業を進めていただきたいというふうに考えております。

今後の対策として、今、この場ですぐ出てくる案ではないでしょうけれども、これからも雇用対策、そういったものに対してぜひさまざまな角度から検討していただきたいと思っております。

○議長（平川昌昭君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） お答えをします。

そのように考えております。

○議長（平川昌昭君） 長尾君。

○2番（長尾式宮君） 質問を終わります。

○議長（平川昌昭君） 以上で2番、長尾君の一般質問を終了します。

次に、9番・鈴木君。

○9番（鈴木裕美君）（発言席） 通告いたしております2件について伺いたいというふうに思いますが、まず虫歯予防の方法についてを伺います。

これは、町長の施政方針の中でも述べられたフッ化物洗口についてでございます。

北海道は2009年6月、北海道歯・口腔の健康づくり8020推進条例を制定し、また国も健康日本21の生活習慣病対策の一環として8020運動を推進し、虫歯削減に努めており、4歳児から14歳まで最も効果があるとして、フッ化物洗口を奨励しております。

文部科学省の2010年度の学校保健統計調査によると、12歳児の虫歯本数は北海道がワースト2であり、また釧路保健所管内の統計では、標茶町が残念ながらワースト1だと、実態があるというふうに報じられておりました。

こうした中で、本町は、2012年度、13年度の2年間は道の事業で保育園児、幼稚園児のフッ化物洗口を実施し、本年度は町単独で実施されてきております。

フッ化物応用は虫歯予防に大きな効果があり、安全性に問題がないと言われてきました。しかし、その有効性や安全性について疑問の声もあります。

薬害問題に取り組む市民団体、薬害オンブズパーソン会議では、フッ化物洗口について、2003年8月に安全性の問題があるとして、集团的には、4歳から14歳対象ですけれども、行うべきでないとする意見書を厚生労働省に提出しております。

平成26年標茶町議会第2回定例会会議録

2011年2月には、日本弁護士連合会も、フッ化物洗口は人権侵害であり、違法の疑いがあるとして、洗口と塗布の中止を求めて意見書を提出しています。

洗口に用いられるフッ化物は、本町はミラノールを使用しておりますが、ミラノールは特定医薬品で劇薬に指定されておりますから、安全と言いつつ、鍵のかかる戸棚などに保管し、フッ化物洗口剤出納簿等に使用量、残量を記録し、確実に管理することになっております。本町は幸いにそのように管理しているとお聞きしておりました。

洗口に用いられる溶液は、薄めることで、濃度の高い週1回の洗口でも0.01%、900ppm以下としていますし、本町の場合は園児に対して0.055%、濃度250ppmで週5回、園児1人7ミリccで1分間洗口を行っていますから、薬事法施行規則にある劇薬指定1%からは除外をされております。

しかし、厚生労働省は過量のフッ化物を長期間飲み続けた場合、骨フッ素症が生ずるとしてありますし、2012年7月、ハーバード大学の研究者たちは、脳の発達にフッ素の毒性が影響する可能性があることを警告しました。フッ素があらゆるがんをふやすとする研究結果も示されております。

フッ化物洗口は口腔内を洗口液ですすぎ、吐き出すよう指導されていますが、どうしてもある程度の量が飲み込まれてしまうおそれがあります。

本町が実施している対象者、保育園児、幼稚園児のように年齢が低いほど、また洗口液が多いほど飲み込んでしまう割合が多いことが報告されています。意図せず飲み込んでしまう量が子供たちにいかなる影響を与えるか、特に急性中毒症、最小中毒量との関係において安全と言えるのか、また長期の洗口によって起こる可能性がある外作用も検討されなければなりません。

そもそもフッ化物洗口は虫歯予防のために行われるとしていますが、明海大学の寛光夫氏の実験結果から、フッ素は結晶核形成に障害をもたらす、フッ素は全ての口腔内常在菌に影響を与え、酵素の働きを狂わせると2011年の日本矯正歯科学会で報告されております。

この予防施策は健康な子供たちに対して行われるため、それをしたがためにかえって子供たちの健康を害してしまうようなことがあってはなりません。フッ化洗口による安全性、危険性を考えたとき、疑わしきは実施せず、洗口の実施はするべきでないと考えますが、いかがでしょうか。

そして、虫歯予防のための食後、間食後、3分間の歯磨きやうがいなどの手段、方法を園児や保護者へ指導するべき、それが子育て支援と考えますが、いかがでしょうか。

道教委は2017年度、全ての小学校にフッ化物洗口の実施を求めると聞いておりますし、それを踏まえてか、本町では、来年度から小学校でフッ化物洗口を実施することの検討を進めていると聞き及んでおります。

小学校などの教育機関が集団でフッ化物洗口を行える法的根拠は、学校保健安全計画第2条の条文にあります。しかし、教育機関で疾病の問題となるのは、学校が集団生活の場であり、伝染性の疾病の蔓延を防ぐ必要があるからで、虫歯は法定伝染病のような伝染性はありません。虫歯を予防するために、フッ化物洗口が代替手段のない唯一の手段、方法とは言えません。来年度からの実施を見合わせるべきと考えますが、いかがでしょうか。

安全性や有効性を指摘する声に耳を傾け、虫歯予防は教育の一環として捉え、丁寧な歯磨きやうがいなどの手段、方法をしっかり指導、教育することこそ力を注ぐべきと考えますが、い

平成26年標茶町議会第2回定例会会議録

かがでしょうか。

○議長（平川昌昭君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君）（登壇） 9番、鈴木議員の虫歯予防の方法についてのお尋ねにお答えをいたします。

保育園、幼稚園でのフッ化物洗口につきましては、北海道が北海道歯・口腔の健康づくり8020推進条例により、平成22から24年度の3年間で、全市町村においてフッ化物洗口を実施することが掲げられ、標茶町においても虫歯予防の一つの手段として、保健所や地元歯科医師の協力を得ながら、平成24年度から保育園、幼稚園の4歳、5歳児の希望者に実施しております。

実施に当たっては、関係職員による導入研修、先進地の視察、地元歯科医師との事業の協議を行うとともに、実施初年度当初に保護者説明会を行い、希望の有無の申し込みをとり、実施しております。平成24年度は97.97%、平成25年度は96.15%の実施率となっております。

導入の背景には、町内の子供の虫歯の状況について、3歳児までは鉋路管内では平均値ですが、永久歯に生えかわった12歳児の虫歯は管内でも高いことから、集団での虫歯予防の事業として実施し、平成26年度からは町の事業として、保健所や地元歯科医師の協力を得ながら実施しております。

安全性や有効性についての問題があるとのことですが、フッ化物は本来、自然界に広く分布しているもので、お茶や野菜などにも含まれており、市販の歯磨き粉の約9割に配合されています。

フッ化物洗口をした後に口の中に残るフッ化物の量は、緑茶や紅茶一、二杯に含まれる量とほぼ同じ量と言われております。

また、フッ化物の取り扱いにかかわる指示書につきましては、地元歯科医師の協力を得て作成いただいております。細心の注意を払い、取り扱いを行っております。

有効性については、フッ化物の効果として、永久歯に生えかわる4、5歳児からフッ化物洗口に取り組むことにより、歯の質を丈夫にすると言われております。

また、平成24年度からは子供歯磨き教室を町内保育園、幼稚園で実施し、歯科衛生士と保健師を中心に、集団と個別指導によりフッ化物洗口の導入とあわせて虫歯予防の一つである歯磨き指導を幼児期に導入することで、より効果的な生活習慣としての位置づけを行うため事業展開をしておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（平川昌昭君） 教育長・吉原君。

○教育長（吉原平君）（登壇） 9番、鈴木議員の虫歯予防の方法について、引き続き教育委員会に関してのご質問にお答えいたします。

虫歯予防の方法についてのお尋ねでありますけれども、基本的な考え方につきましては、町長の答弁と同様でございますので、ご理解いただきたいと思います。

なお、小学校、中学校についても、保育園、幼稚園の実績を踏まえ、実施に向けた検討をしてまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（平川昌昭君） この際、再質問があれば許します。

鈴木君。

○9番（鈴木裕美君） 答弁はそうのように返ってくるだろうなというふうに、正直言って思っ

ておりました。

しかし、保育園や幼稚園には説明をしてきたということですから、どのような説明をされてきましたか。もしかすると、デメリットを言わないでメリットだけを説明したのではないかと、保健所がそうですから。道教委もそうですけれども、メリットだけを説明し、デメリットである健康被害等があるということを説明してきておりません。ですから、多分保護者においても、ああ、これは虫歯予防につながるのだからいいことなのだという理解をされるでしょう。そのことは当然だというふうに思いますが、デメリットをどのように押さえておりますか。むしろ国内の方々がこれだけ今大きく問題となってきております。それは、あくまでもミラノールは劇薬であるということです。希釈しているから問題ないのだと、そういう問題ではないというふうに私は思っております。

それで、議長、これ、水です。ただの水7ccです。このことを、持ち込んでいいですか、まず許可をいただきたい。持ち込んでいるけれども、いいと言わないと使えない。

○議長（平川昌昭君） それは何。

○9番（鈴木裕美君） 水。

○議長（平川昌昭君） 休憩します。

休憩 午後 2時06分

再開 午後 2時06分

○議長（平川昌昭君） 休憩前に引き続き会議を続行します。

鈴木君。

○9番（鈴木裕美君） 今、議長の許可をいただきました。

これは7ccです。園児は7ccをお口の中で、洗口といいますが、1分間ですよ。この7ccを口に含んでいるのですよ。それも月曜から金曜日までですよ。あの小さなお口の中で、この7cc、1分間保たれますか。希釈しているから安全だということが言えるのでしょうか。では、それが長い間蓄積されたときに、健康被害として発生したときに誰が補償しますか。私はそういう問題を心配しているのですよ。

やっぱり国民の今、運動として起き上がってきているフッ化物洗口、行政としては、新聞に載ったように標茶町が一番虫歯が多い、そのことは驚きですし、私も何とか予防対策をしなければならぬというふうに感じてきております。しかし、調べてみて、町長の3月の施政方針でフッ化物洗口とうたっていました。私は、本当にフッ化物洗口がいいのかどうかというのを、さらに調べれば調べるほど疑問を持ってきているのです。それで、今回、取り上げさせていただきました。

保育園児の希望をとったら97%の方が希望をしたということですが、では残りの約3%の保護者はなぜ断ったのか、調査していますか。

そして、メリットだけではなくて、デメリットについても説明をしておりますか。

まず、それを伺いたいというふうに思います。

○議長（平川昌昭君） 住民課長・佐藤君。

○住民課長（佐藤吉彦君） お答えをしたいと思います。

保護者の説明につきましては、保健師、それから初回につきましては、釧路保健所の担当者も同席をした上で説明を行ったというふうに聞いています。それは24年度がそうでした。25年度、26年度につきましては、希望のある方に継続事業でやる形になっていますので、希望のある園について、あるいは幼稚園ですと年次が変わりますので次の4歳児のクラスに説明をするというような形で、基本的には希望があれば説明する、2年度以降はそういう形になっております。

フッ化物のそのデメリットについてどこまで説明をしたかについては、現在、手元の資料を私持っておりませんので、それについてはわかりませんが、それともう一つ、希望をされなかった方の理由についても、今、押さえておりません。

ただ、希望されていなかった方の対応についてどういうことをされているかという現場につきましては、ほかの園児と差別化がないように、真水と一緒にうがいをするというような形で、そういう配慮をしながら、希望された方、希望されない園児についてはそんな対応をしているというふうに伺っております。

○議長（平川昌昭君） 鈴木君。

○9番（鈴木裕美君） 今、課長がお答えになったように、私もそのように承知をしております。差別のないように、されないお子さんについては真水でというのも伺っておりました。

ですから、もしかするとお口の中で含ませることのできない子もいらっしゃるというふうに思いますから、その子も3%の中に入られているのかもしれませんが、親御さん、保護者の方が、いや、これは安全ではないということを受けていないという方もやっぱりいると思うのですね。そういう追跡調査というのはするべきだというふうに私は思いますし、町長が答えられたように、フッ素は空中、自然界に存在をしております。そのことと、口の中から入れるということは、また別問題だというふうに思っております。それから、厚生労働省のガイドラインもやっぱりやるべきだということで、安全性だけを強調されている。それを受けて道も、道教委もそのように伺っておりますし、17年度からというのをうちはいち早く取り上げようとして、この間も校長会の中でも説明があったようにもちょっと聞き及んでおりましたけれども、やっぱり安全性が保たれない、疑われるというものに関しては、私は導入するべきでないというふうに思うのです。

それから、ネットでいろいろと調べさせていただきました。そうすると、WHOのテクニカルレポートでも、6歳未満を対象としたフッ化物洗口は禁忌とされているというふうになっております。このことはどんなに希釈、薄く染めたとしても、あくまでも劇薬だということの証明だというふうに私は理解をしました。違いますか。それを伺っておきたいと思いますが、いかがですか。

○議長（平川昌昭君） 住民課長・佐藤君。

○住民課長（佐藤吉彦君） 私どもの資料によりますと、フッ化物利用を推奨している主な世界の機関には、今、鈴木議員が説明のありました世界保健機構、WHOも含まれているというふうに理解をしております。

○議長（平川昌昭君） 鈴木君。

○9番（鈴木裕美君） そのように書いているレポートもあります。だけれども、反対として、やっぱりおかしいよと取り上げているところでは、このようにも書いております。

それで、うちは保育園児は月曜日から金曜日までということで、先ほど私が一般質問で述べたように、量的には希釈していますから0.09%ということで、うちの場合ですと、保育園と園児については、フッ化物濃度を0.055%の250ppmにしていると。しかし、これが強い濃度にしても、週5回ですから、900を超えるのではないかというふうに私は思うのですね。

それで、考え方が、今、見解の相違だというふうに言われましたけれども、進める側はやっぱり安全性を求めて、そして虫歯予防を、何とか虫歯を食いとめたいという、そういう考えからだということももちろんわかります。しかし、前段述べましたように、虫歯予防の方法、手段がないわけではないです。このことは、手段がないということは、跨線橋の、思い起こしてください。あのときにも出てきました。あそこの橋を渡るよりも手段があるでしょうという議論もされました。

それと同じく、それから昨年12月7日に、社会福祉協議会の口腔ケアについての講演がありました。町長は帰られたというふうに思ったのですが、あのときにも歯医者さんは、フッ化物については触れられておりませんでした。歯磨き粉をつけないで歯磨きするのが一番予防効果があるというふうに述べられておりました。そういうふうに、子供たち、児童生徒にも、やっぱり安全性が疑われるものは使用しないで、きちっと歯磨きやうがいの徹底をすることのほうが大事ではないかというふうに思うのですね。

まず、その点また堂々めぐりかもしれませんが、いかがですか。

○議長（平川昌昭君） 教育長・吉原君。

○教育長（吉原 平君） 教育委員会の件についてお答えしたいと思いますけれども、管内的に実施されているのは白糠、弟子屈、鶴居についても27年度から実施すると。浜中についてもそうなのですが、本町については、まだ学校あるいは保護者のほうに具体的な説明をまだしていませんので、管内に先駆けてやりましょうという考え方はないのですよ。ことしから、これから、まず学校職員にしっかりとその安全性、それから実施方法について説明して理解を求め、その後に児童生徒の保護者に具体的な説明をしていきたい。これは、あくまでも強制的に行うという考え方ではなくて、理解を求めて、理解された段階で行っていききたいというふうに考えていますし、それから先ほどから言われているのですけれども、虫歯予防というのは、これは当然フッ化物洗口が第一義的ではないのですよ。

だから、そういった意味では、保護者への生活習慣の取り組み、それから学校では食後の後必ず歯磨きをするという、そういったこともしっかりやっているのですよ。ところが、先ほど町長の答弁もありましたけれども、全国的なものから比較しますと、全道もかなり高いのですけれども、本町については、全国比でいくと大体3倍ぐらいの虫歯率なのですよね。だから、この辺についても、学校としてはすごく、そういった意味では養護教諭を含めて努力はしているのですけれども、現実的な部分がかかなり本当に大変な事態なのかなと思っています。ただ、そういった意味からすると、補完的にフッ化物洗口も厚生労働省のほうの見解、事業実施についても有効だという判断がありますので、そういったものをもとにして対応していかなければならないのかなというのが私どもの判断に傾いているところなのです。

何と云っても、国でも、道でも、8020運動をこうしてやっているということの根本的なものは何かというと、やはりしっかりと自分の歯で食べるということが、もうはっきり言ったら思考力につながりますし、最終的には、ぼけ防止につながっていくことになっていくのです。

生涯にわたって健康で暮らせるための基本というのが、自分の歯で食べるということが一番大事なことなのです。そういった意味からも、やはりしっかりと保護者のほうにはその辺の第一義的な、議員もしっかりやっていただきたいと思いますし、私どもも含めて、その辺のことを考慮しながら、フッ化物洗口を考えていかなければならないということ自体もぜひご理解いただきたいなと思います。

○議長（平川昌昭君） 鈴木君。

○9番（鈴木裕美君） 教育委員会としてそのように考えるというのは、わからないわけではないです。でも、何度も申し上げますとおり、町側もそうですけれども、安全性が疑われていますよということに対して、どのように考えていますか。

例えば、ポストハーベストを思い起こしてください。「それでもあなたは食べますか」というビデオを、消費者団体あるいは農協さんたちがつくったビデオをご存じですよ。あれは、出荷後のかんきつ類に農薬をかける、要するにカビ防止剤をかけるという、恐ろしい薬剤だということで、そういうビデオも見せていただいております。

それから、学校給食、過去に私は取り上げました。安全性がやっぱり保たれないから、中央調理場に合成洗剤を使わないで石けんを使ってくださいということで、当時の課長も、いや、目詰まりがするとか、いろいろ言われていましたけれども、今、何を使っているかご存じですか。

（何事か言う声あり）

○議長（平川昌昭君） 鈴木君。

○9番（鈴木裕美君） 合成洗剤は使っていません。石けんを使っています。それもやっぱり賛否両論があるのですよ、合成洗剤に関しても。大丈夫だということと、やっぱり安全性が保たれないよ、発がん物質も含まれていますよと。

私は、自分の子供を育てたとき、知識も何もありませんでしたから、3人の子供に、当時はフッ化物洗口はしておりません、フッ素塗布だけでした。ですから、無知な私は、子供たちにフッ素塗布を保育園児のときに受けさせました。でも、今、のように問題があったとき、私はやっぱり親の責任として、ああ、やってはいけなかったなというふうに本当に反省をしたのですね。

ですから、やっぱり行政として、安全性というものをしっかりと保つためにもといますか、ちょっとでもおかしいよというのは排除すべきでないかなと。特にこの虫歯に関しては、方法、手段はあるわけですよ。むしろ私は、子供たちに1分間、ここでは3分間と書いていますけれども、うがいをさせる、あるいは空ブラシで一生懸命歯を磨かせる、おうちへ帰ってもさせる、その徹底をさせたほうが、私はフッ化物洗口の劇薬よりも効果的だというふうに思っております。

道教委は、フッ素を供給することで再石灰化の作用を進めというふうに、そして虫歯が発生しづらい環境を保つというふうにも言われております。でも、そうではないというふうに一方でも言われております。

ぜひ検討していただきたい、それ保育園児、幼稚園児。それから、教育委員会ももう一度研究をしていただきたいというふうに考えますけれども、いかがですか。

○議長（平川昌昭君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） お答えをしたいと思います。

議員の思いは十分私も理解はできます。ただ、現実問題として、リスクゼロの食品とか物というのは世の中にはないのです、はっきり言いまして。私どもは、世の中で安全だということについて、現場の皆さんの専門家のご意見も承りながら、メリット、デメリットを判断しながら、そしてこれはあくまで強制ではないわけであります。ということは、多くの町民の皆さん方がこれに対しては支持をしていただけているわけです。だから、それについて言うと、どこまでの安全性をというお話になりますと、それはあらゆる面で、今、確かに議員がご提案になった歯磨きをきちんとさせるというのは、それは非常に大事なことだと思います。それ以前に私は食べ物の問題だと思うのですね。

だから、そういったことを全部含めてどういったことが可能なのか、現実問題として虫歯になることによって非常に大きなデメリットがあると。そういう総体的な判断の中でさせていただいていますので、議員がご指摘になりましたように、いわゆるフッ素の安全性等々については、当然時代も変わってくると思いますし、そこら世の中の状況等も変わってくるかもしれませんが、それについては安全性についての研究というのはこれからも続けてまいりたいと思っておりますし、議員ご指摘の一番大事なこと、家庭生活においてどういった生活をするのか、どういった子育てをするのか、それは決して教育ではないと思います。これはやっぱり子育ての基本である家庭の問題だと思いますので、そこら辺は教育に安易に求めるのではなくて、家庭でどうやって自分の子供を健康につくっていくのか、そのことが一番大事だと思っておりますので、そういった意味でいろんなことを、情報等も収集をしながら研究は続けてまいりたいと思っておりますけれども、現時点においては、私は現場の保健師等々から、この政策は有効であるということをお伺いして予算化していることでありますので、ぜひご理解を賜りたいと思います。

○議長（平川昌昭君） 教育長・吉原君。

○教育長（吉原 平君） 基本的には、町の側のほうの実績等を検討しながら、私どももその有用性については、やっぱり基本的なことは基本的で、その補完としてこれから丁寧に学校あるいは保護者に説明して進めていきたいなというふうに考えています。その実施に当たっては、必ず保護者の承諾書等も当然必要になってきますので、そういったことも丁寧に進めながらやりたいと思います。

○議長（平川昌昭君） 鈴木君。

○9番（鈴木裕美君） 当然丁寧に説明をしていただければ、私どもとしては困りますが、メリットだけではなく、デメリットというのもきちんと研究をしながら、保護者にはやっぱり伝えていただきたいというふうに思います。

今、町長がおっしゃられた、子育ては行政ではなくて家庭からというふうに言われました。当然ですよ、それは。だけれども、ではなぜ行政の子育て支援があるのですか。やっぱり親ができないところなり、あらゆる環境づくりというのも子育て支援として行政がしていくということもあるのではないのでしょうか。いつも町長はリスクは当然しょうということは必ずおっしゃいます。それはそのとおりですよ。でも、口の中に入るものです。皆さん、例えば自分の小さいお子さんやお孫さん、こうやって聞いたら、洗口させますか。私だったら、とてもかわいい孫たち、子供たちにはさせられませんよ。そのことをしっかりとデメリットも指導すべき

平成26年標茶町議会第2回定例会会議録

だというふうにやっぱり考えるのですよ。

ですから、管内がこういうふうにやっていますというふうに今教育長述べましたけれども、管内は管内です。いつも質問のときに、管内ではこうやっていますという事例を取り上げる場合もありますが、でも道教委から言われてきたら、8020運動でということですから……

(何事か言う声あり)

○議長（平川昌昭君） 静粛に。

○9番（鈴木裕美君） そういう問題ではないということを私は言いたいのですよ。ですから、その辺をもう一度考えていただいて、研究をしていただくというご答弁をいただいて、まずこの質問を終わりたいというふうに思います。

先ほど町長が安全性の追求をするというふうに言われましたので、それでよろしいですね。

教育長のほうも、もう一度研究するということの確認をさせていただきたいというふうに思いますが、いかがですか。

○議長（平川昌昭君） 教育長・吉原君。

○教育長（吉原 平君） 先ほど申しましたけれども、保育所、幼稚園のほうのそういう実績を踏まえながら、私ども対応していきたいというふうに答えておりますので、ぜひご理解いただきたいと思っております。

○議長（平川昌昭君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） お答えをしたいと思います。

デメリットをどこまで科学的に説明できるかということは非常に難しいものがあるかと思っておりますけれども、そこら辺については、いいことだけを言うのではなくて、当然こういったものもありますということは伝えなければいけないと思っております。

先ほどちょっと誤解をされたかもしれませんが、私は子育てのスタートを全て家庭でという話をしたわけではないわけで、歯磨きと食べ物ぐらいは、それは親が責任を持たなければならないのではないのでしょうかと申し上げたわけで、そういう意味で私は行政全体として子育て支援をしているというぐあいに考えておりますので、何でもかんでも教育という話にはならないということを申し上げただけのことです。ぜひ誤解をされておりましたら、理解をお願いしたいと思います。

○議長（平川昌昭君） 鈴木君。

○9番（鈴木裕美君） 誤解はしていないのですけれども、子育て支援とは言いますから、そのとおりなのです。本当に基本的には家庭ですから。健全な家庭に健全な子供が育つというふうに言われますから、町長の言うことは私は十分もちろんわかるのです。でも、やっぱり行政が行うことだから私は述べているのです。おうちの中で、家庭では、家庭でしっかりと歯ブラシ、歯磨き、うがいというのをすることは当たり前のことですけれども、行政として健やかな元気な子供を育てるために、虫歯を予防するためにということで申し上げているので、それも私の言葉が足りないのだとすれば申し添えておきます。

次に、2点目についてご質問を申し上げます。

高レベル放射性廃棄物最終処分地検討について伺います。

本年1月29日付北海道新聞で、自民党資源・エネルギー戦略調査会は、原発から出る核のごみの最終処分を議論する小委員会の初会合を開き、その場に招かれた講師から、現実的な解

決策は地層処分しかなく、処分場建設に適した地域が国内に3カ所存在するとして、その一つとして根釧海岸地域が挙げられたことが報じられておりました。

原発から生み出される使用済み燃料からつくられるガラス固化体、要するに高レベル放射性廃棄物の製造直後の放射線量は1,500シーベルト、人が近づけば20秒で死ぬとされ、安全なレベルになるまで10万年もの超長期間の保存しかないと言われております。日本では地下300メートルより深い地層で処分することになっておりますが、安全に保管できるという確立した技術は地球上にはないと聞いております。10万年もの間、何も起こらないとは到底思えませんし、事故を起こした福島原発事故を見ても、人間が放射能を安全に管理できる保証はないと思います。また、一度事故が起きてしまうと、長期間にわたり私たちのみならず、あらゆる生命に対し甚大な影響を与え続けます。

私たちは豊かな自然があるからこそ、その自然の恩恵を受けて生かされているはずですが、第1次産業を壊すことは、あらゆる産業に影響を与え、何より私たちと未来の命を壊すことにつながります。

町長は豊かな自然を守り、本町の酪農を守る上からも、道東の地に一切の核廃棄物が持ち込まれないよう、いかなる核施設の設置にも反対し、そのことを明確にすべきと考えますが、いかがでしょうか。

また、町村長会議の中でもこのことを取り上げ、一切受け入れないとの声明を出していただくよう求めますが、いかがでしょうか。

○議長（平川昌昭君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） 鈴木議員の高レベル放射性廃棄物最終処分場地検討への対応についてのお尋ねにお答えをいたします。

日本において高レベル放射性廃棄物はガラス固化体化され、現在は青森県にある中間貯蔵施設に保管されておりますが、最終処分においては、議員ご指摘のとおり、放射線レベルが低くなるまで、新地層での超長期の保管しかないのではないのかと言われております。

議員お示しの最終処分候補地ですが、本年1月28日に、自由民主党の勉強会に日本大学の教授が講師として招かれ、東北北海道の沿岸地域や東北地方の太平洋側の一部など、地層が安定している地域を示し、国内に最終処分に適した場所があると説明したと翌日の新聞各社が報じたものであります。

高レベル放射性廃棄物を超長期に保管する安全性は保証されておりませんが、講師の教授がどの程度の確かさで国内に最終処分に適した場所として評価されたのかわかりませんが、現在、具体的な動きや情報もなく、今のところは大学の一教授の発言と理解をしており、冷静な対応が必要ではないかと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（平川昌昭君） この際、再質問があれば許します。

鈴木君。

○9番（鈴木裕美君） 町長の答えたとおり、今現在は動いていないというのは私も承知をしておりますが、万が一その動きがあるとすれば、町長は正直言って言いつらいというふうに思うのです。こういう問題に関して態度をはっきりさせるということは、しづらいなことであることを私も理解しますが、あえてこの問題に関しては、やっぱり毅然とした態度をとるべきだというふうに思いますし、もう釧路市民団体は反対の行動をとろうということで署名もとり

ながら、市長に対しても受け入れないほうにやろうという運動も起こしております。さらには厚岸町長に対しても、一切受け入れないようにしましょうという、そういう運動も起きてきております。

ですから、近隣町村も一丸となってやっぱりこの問題には反対をしていくべきだというふうに思いますし、この当時の大学の調査会での発言は、根釧地域は活火山層が少ないと。しかし、活火山層がないからといって地震は起きないという保証はないわけですよ。ですから、そういうことも含めて、町長、毅然とした態度を、やっぱり言いづらいかもかもしれませんが、とっていただきたいなというふうに思いますけれども、いかがですか。

○議長（平川昌昭君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） お答えをしたいと思います。

現実問題として、現在、13年の9月時点で、使用済み核燃料は国内に1万7,000トンあると言われております。世界で放射性廃棄物処分の計画が確定したのは、よく新聞報道、テレビ等々でもフィンランドの最終処分場オンカロ、それからスウェーデン、フランスでは候補地は決まっていると。ドイツも候補地は決まっていると。そういった中で、日本が現在あるこの1万7,000トンのごみを、現時点であるわけですよ。どうしていくのか、その答えはどこにも出ていないわけでありまして、現在は六ヶ所村の施設が休業をしておりますので、フランス、イギリスに運んで、非常に高価な処理料を払って、最終処分の形にして、また日本のほうに持ってきているという状況だというぐあいに考えております。

いろんな問題があろうかと思いますが、私はこれは原発の後の瓦れきのときにも申し上げましたけれども、やはりどこかでこの問題は誰かが決断を下さなければいけない話だと思います。そういった意味で、実際に私たちは選挙で議員を選び、選んだ議員が原発を推進し、原発で発電された電気を使ってきたことは事実なので、その結果として1万7,000トンものごみが現実にあるわけです。これの処分は、方法はまだ何も決まっていないわけです。安全でないから、安全が確保されないからこのままほっておいていいのかという話になると、これは私は違う問題だと思うのです。

ただ、私は個人的にはそう考えておりますけれども、町長として判断をするということになれば、当然町民の皆さん方のご意見を尊重しなければいけませんし、基幹産業であるとか、いろんなこと等々も考えなければいけないので、瓦れき処分のときも申し上げましたけれども、それはやはりうちの町としてはというお話はさせていただかなければいけないと思いますけれども、ただそれはあくまで想定のお話でありまして、この現実をいつまで先送りしていくのか、このことを先に決めないと、処分地をどこにという話にはならないと思います。

日本で、これはフィンランドの科学者が言っているのは、世界で最も処分場をつくってはいけない国は日本だと言われていた。では、日本はどこでこの処分をしていくのか。このことはやはり考えていかなければいけないのではないのかと私は個人的にはそう考えています。

ただ、そういった問題が起こった時点でどういう態度をとるのかということになりますと、先ほど言いましたように、私の立場として、当然町としての判断ということになろうと思いますので、それはそのときにまた皆さん方のご意見を承りたく思っておりますけれども、この現実には目を背けられないわけです。このことはやはり私としてはご理解をいただきたいと思っております。

平成26年標茶町議会第2回定例会会議録

○議長（平川昌昭君） 鈴木君。

○9番（鈴木裕美君） 町長の答弁は理解いたしますが、だとすれば国が責任を持ってきちっと決めなさいという行動を起こしてください。

終わります。

○議長（平川昌昭君） 以上で9番、鈴木君の一般質問を終了します。

次に、4番・本多君。

○4番（本多耕平君）（発言席） では、私のほうから、2点ばかり通告に沿って質問をしたいと思います。

まず、1点目でありますけれども、雷別幹線、雷別1線の路面の手直しということでお伺いをいたします。

本町におけます町道の路線数が500を超え、さらに総延長は700キロメートルを超えるということになっております。その維持管理につきましては、年を重ねるごとに経費の増額が計上されております。

また、近年、災害等復旧事業など地域住民の生活・経営を守るライフライン対策は行政としても重要課題と認識をしております。

茶安別地区の2本の町道の改良工事につきましても、計画どおり進んでいる一方で、次のことについてお伺いいたします。

特に雷別幹線、さらに雷別1線、両2線の舗装の傷み、亀裂でありますけれども、それが非常に多く、農作業機の移動に問題があり、手直しをしていただきたいという住民要望が多く出ております。町として早急に調査し、検討をされたいと思います。

また、2点目でありますけれども、多くの町道が早くより舗装されておりますが、老朽化が進んでおります。舗装路面の改良計画がなされているのかどうか、お伺いをいたします。

○議長（平川昌昭君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君）（登壇） 4番、本多議員の雷別幹線、雷別1線の路面の手直しをすべきとのお質問にお答えをいたします。

ご質問は大きく2点に分かれておりますが、関連がありますので、あわせてお答えをさせていただきます。

議員ご指摘の2路線につきましては、町内でも早くに道営事業により舗装された延長約13キロの路線であります。経年による横断クラックの発生や舗装劣化が進んでいることから、クラック補修を望む地域要望を伺っておりますし、現地についても調査を行っております。舗装クラックの補修及び劣化した舗装路面を根本的に打ちかえるなどでの再整備事業につきましては、これまで国の補助事業では採択が困難となっていたことから、さまざまな機会に補助採択を要望する一方、単独費によるクラック補修や部分オーバーレイによって補修に努力してきたところでございます。

ちなみに、平成17年には雷別1線、18年から20年には雷別幹線のクラック補修を単独維持費で実施した経過がございます。

国においては、笹子トンネルの事故等を踏まえ、安心してインフラを利用し続けるための社会インフラの総点検を実施することとし、本町においても、道路ストック点検の中で、先般ご指摘の路線を含む12路線の路面性状調査を発注したところでございます。この調査結果に基

平成26年標茶町議会第2回定例会会議録

づきまして、今後、交付金事業に採択される可能性も見定めながら、町内舗装道路の再整備計画を具体化してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（平川昌昭君） この際、再質問があれば許します。

本多君。

○4番（本多耕平君） ただいま町長のほうからご答弁をいただきました。

前段私も申し上げましたように、早くから住民要望でもって行政懇談会等々でも町に要望があったと思います。

今お聞きいたしますと、18年から20年にかけて一部整備をしたと。さらに、調査をしながら再整備をしてみたいということでもあります。

担当の方は特に現場をつぶさに見られたと思うのですが、私も先般、この13キロについて、ずっと走ってまいりました。特に、ご案内のように、雷別幹線につきましては、51年から平成4年にかけて約11キロ舗装したということで、しかしながら非常に舗装の傷みが激しいということは担当者の方も十分理解をされたと思うのです。特に、国道272から雷別1線に接するところまでの非常にその間がひどいわけでありまして。亀裂が272号線からの約10キロ区間では、私、車で走ったのですが、計算したのですが、約150カ所ぐらい違和感がある。

特に今般言いたいことは、トラクターの作業機の移動等々につきましても、3点でつり上げるものと牽引するものがあるわけですが、大型化しているトラクター、さらにはホイールでなくてクローラーのトラクターが非常に多くなってまいりました。そんな意味では、非常にこの亀裂がトラクターに与える、あるいはまた作業機に与えるショックが大きいものですから、町長先ほどご答弁のように、調査、発注なさるのであれば、かなり急いで整備をお願いしたいということをもう一度計画の中に、早期点検、整備ということをお願いしたわけですが、いかがでしょうか。

○議長（平川昌昭君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） 先ほどもお答えをいたしましたけれども、再整備計画を作成し、それを着実に進展させてまいりたいと、そのように考えております。

○議長（平川昌昭君） 本多君。

○4番（本多耕平君） しつこい答弁を求めるわけですが、この雷別幹線の国道272から特にひどいのが3キロ、4キロ地点、4キロ区間が非常にひどいわけですので、ぜひ再検討、再整備ということでの計画を組んでいただきたいことをお願いいたしまして、2点目の質問に移りたいと思います。

道道厚岸標茶線の茶安別市街地区の歩道整備でありますけれども、これにつきましても、地域要望がありまして、行政のほうにも要請をしながら、道のほうで理解をしていただき、今年次計画でもって歩道の改修が進んでいることはご案内のとおりであります。

その中で、中茶安別小中学校のところも歩道の拡張あるいは整備ということで、グラウンドのところの境界に防護壁が設置されております。これは一度、多分教育委員会のほうもご案内かと思うのですが、冬の整備でありましたものですから、春先に路面が沈下したというようなことで、先般、再整備をしたわけですが、昨年の秋ごろからまた路面が10センチ

平成26年標茶町議会第2回定例会会議録

ちぐらい多分、私もちょっと見たのですが、沈下しております。その沈下が、グラウンドのほうの防護壁が、ブロックが中から膨らんでおります。ということは、沈下した分だけグラウンドのほうに寄ったということで、学校として、あるいはまた、あのところは災害避難所にもなっております。いわゆる公共の場所に危険な場所があるということから、私は道道ですから維持管理するのは土現あるいはまた道でありますけれども、グラウンドの縁でありますから、教育委員会として、やはり関係機関と調査されて緊急な対策を打っていただきたいと思うわけですが、いかがでしょうか。

○議長（平川昌昭君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） 4番、本多議員の中茶安別小中学校グラウンド防護壁の改修をすべきとのご質問にお答えをいたします。

議員ご指摘の擁壁は、道道厚岸標茶線歩道の保護と、中茶安別小中学校グラウンドの保護の両面を目的に、平成19年に設置されたものですが、議員ご指摘のとおり、当時は、これは専門家の方がこうおっしゃるのですけれども、はらみ出しという呼び方をされるわけですが、見られたことから、道路管理者である北海道において調査が実施され、平常時での倒壊などの致命的な事態にはならないとの結論を受けております。

しかしながら、建設から年数も経過しており、ご心配されるご指摘でありますので、先般、現地を確認の上、道路管理者の北海道に対し、ご指摘の事項を伝えるとともに、調査いただきたい旨をお願いしてまいりましたので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（平川昌昭君） 教育長・吉原君。

○教育長（吉原平君） 4番、本多議員の中茶安別小中学校グラウンド防護壁の改修をすべきでないかという教育委員会の部分につきましてお答えしたいと思います。

私からは、児童生徒の安全確保という観点でお答えしたいと思いますけれども、対応につきましては、町長がただいまお答えいたしましたとおり、連携し、お願いしてきたところでありまして、現場におきましても、児童生徒の安全確保を指示するとともに、危険箇所の早期発見につきましても指示したところでありまして、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（平川昌昭君） この際、再質問があれば許します。

本多君。

○4番（本多耕平君） 今、町長、教育長のほうから、納得できるご答弁をいただきました。

しつこいようですけれども、災害というものについては、予想想定外というのが、今、やはり言葉ではないわけですけれども、再度やっぱり教育環境の場においてでもこのような危険箇所がないことを願いながら、早急な対策をお願いして、私の質問といたします。

終わります。

○議長（平川昌昭君） 以上で4番、本多君の一般質問を終了します。

以上をもって一般質問を終了いたします。

休憩いたします。

休憩 午後 2時51分

再開 午後 3時05分

平成26年標茶町議会第2回定例会会議録

○議長（平川昌昭君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎報告第1号

○議長（平川昌昭君） 日程第7。報告第1号を議題といたします。

本件について、趣旨説明を求めます。

税務課長・武山君。

○税務課長（武山正浩君）（登壇） 報告第1号の内容についてご説明いたします。

この度の町税条例等の一部を改正する条例の専決処分につきましては、地方税法の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が平成26年3月31日に公布されたことに伴い、平成26年度分課税の事務処理上、町税条例の一部を改正する必要性が生じたことから、同日付けで専決処分したものです。

改正内容につきましては、法人町民税法人税割の税率の引き下げ、公共の危害防止のために設置された施設又は設備について、固定資産税の減額措置（わがまち特例）の導入、耐震改修が行われた既存建築物に係る固定資産税の減額措置の創設などであります。

報告第1号。専決処分した事件の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものです。次のページをお開き下さい。

専決処分書（写）

標茶町税条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

上記事件は、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分するものです。

次のページをご覧ください。

標茶町税条例等の一部を改正する条例（標茶町税条例の一部改正）

第1条 標茶町税条例（昭和25年標茶町条例第65号）の一部を次のように改正するものです。

以下内容については別冊の議案説明資料によりご説明いたします。新たに追加するもの大きな改正のある条文については改正文もあわせてご説明いたします。

議案説明資料の報告第1号資料1ページをお開き願います。

区分 町民税。

改正項目1. 法人税割の税率で条項は条例第33条の4。

改正内容は関係法令改正による規定の整理で地方法人税の創設に対応して、法人税割の標準税および制限税率が引き下げられたもので、本町は制限税率によるため、現行税率14.7%を12.1%に改めるものです。

施行につきましては平成26年10月1日、適用は平成26年10月1日以後に開始する事業年度分の法人の町民税及び同日以後に開始する、連結事業年度分の法人の町民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の町民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の町民税については、従前の例によるものです。

改正項目2. 居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除で、条項は条例附則第6条。改正内容は規定を削除するものです。施行につきましては平成26年4月1日と

するものです。

改正項目3. 特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除で条項は条例第6条の2。
改正内容は規定を削除するものです。施行につきましては、平成26年4月1日とするものです。

改正項目4. 阪神・淡路大震災に係る雑控除額等の特例。条項は条例附則第6条の3。改正
内容は規定を削除するものです。施行につきましては平成26年4月1日とするものです。

次のページをお開き下さい。

改正項目5. 肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例。条項は条例附則第8
条第1項。改正内容は関係法令の改正による規定整理で肉用牛の売却による農業所得の課税の
特例について、適用期限を3年間延長し平成27年度を平成30年度とするものです。施行は平成
26年4月1日。適用は平成26年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、平成25年度分
までの個人の町民税については、従前の例によるものです。

次に区分 固定資産税。

改正項目6. 法附則第15条第2項第6号の条例で定める割合。条項は条例附則第10条の2。

改正内容は関係法令改正による規定整理。見出し中「附則第15条第2項第6号」を「附則第
15条第2項第1号」に改め、第1項を第4項とし、同項の前に3項を加え、第4項の次に1項
を加えるもので、従前は下水道法に規定する除害施設についてわがまち特例を導入し、条例に
規定していましたが、新たに公共の危害防止のために設置された施設又は設備について、対象
資産を一部見直し、わがまち特例を導入した上、適用期限を2年間延長するものです。

第1項は、水質汚濁防止法に規定する特定施設に係る汚水又は廃液を処理するための施設に
ついて、課税標準を3分の1とするものです。

第2項は、大気汚染防止法の指定物質排出抑制施設について、課税標準を2分の1とするも
ので、具体的な対象資産は、テトラクロロエチレン系溶剤を使用するドライクリーニング機に
係る活性炭利用吸着式処理装置などです。

第3項は、土壌汚染対策法の特定有害物質排出抑制施設について、課税標準を2分の1とす
るものです。具体的な対象資産は、フッ素系溶剤を使用するドライクリーニング機に係る活性
炭利用吸着式処理装置です。

第5項はフロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律に掲げる一定の機器で、冷
媒としてアンモニア、空気、二酸化炭素または水のみを使用するもののうち、平成26年4月1
日から平成29年3月31日までの間に新たに取得されたものについて課税標準を4分の3とし、
3年間適用するものです。具体的にはCO₂ショーケースや空気冷凍システム等で自然冷媒を
利用した一定の業務用冷凍・冷蔵機器などです。施行については平成26年4月1日。適用は第
1項から第3項の規定については、平成26年4月1日以後に取得される地方税法等の一部を改
正する法律（平成26年法律第4号）第1条の規定による改正後の地方税法（以下「新法」とい
う）、附則第15条第2項第1号から第3号に規定する施設又は設備に対して課すべき、平成27
年度以後の年度分の固定資産税について適用するものです。

第4項の規定は、平成26年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成25年度分まで
の固定資産税については従前の例によるものです。

第5項の規定は、新法附則第15条第38項に規定する機器に対して課すべき平成27年度以後の
年度分の固定資産税について適用するものです。

議案の3ページをお開き下さい。

附則第10条の2の見出し中「附則第15条第2項第6号」を「附則第15条第2項第1号」に改め、同条第1項中「市町村の」を削り、同項を第4項とし、同項の前に次の3項を加える。法附則第15条第2項第1号に規定する条例で定める割合は3分の1とする。

2 法附則第15条第2項第2号に規定する条例で定める割合は2分の1とする。

3 法附則第15条第2項第3号に規定する条例で定める割合は2分の1とする。

附則第10条の2に次の1項を加える。

5 法附則第15条第38項に規定する条例で定める割合は4分の3とする。

議案説明資料の3ページへお戻り下さい。

改正項目7. 新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとするものがすべき申告で、条項は条例附則第10条の3第9項。改正内容は関係法令の改正による規定の整理で、耐震改修が行われた要安全確認計画記載建築物等に対する減額措置の創設で、建築物の耐震改修の促進に関する法律の改正に伴い、耐震診断を義務付けられ、その結果が所管行政庁に報告された家屋について国の補助を受けて、平成26年4月1日から平成29年3月31日までの間に、建築基準法に基づく現行の耐震基準に適合させるよう改修工事を行った場合において、その旨を市町村長に報告したものに限り、改修工事が完了した年の翌年度から2年度分の当該家屋に係る固定資産税について、2分の1に相当する額（2分の1に相当する額が補助対象改修工事費の100分の5に相当する額を超える場合は100分の5に相当する額）を減額するものです。

なお、減額を受けようとする者は、上記の耐震基準に適合した工事であること等を証する書類を添付して、改修後3月以内に町長に申告しなければならないものです。施行は平成26年4月1日。適用は平成26年4月1日以後に耐震改修が行われる同項に規定する耐震基準適合家屋に対して課すべき、平成27年度以後の年度分の固定資産税について適用するものです。

議案の4ページをお開き下さい。

附則第10条の3に次の1項を加える。

9 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に、施行規則附則第7条第11項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し、及び当該耐震改修後の家屋が、令附則第12条第24項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して、町長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所及び氏名又は名称
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積
- (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日
- (4) 耐震改修が完了した年月日
- (5) 施行規則附則第7条第11項に規定する補助の算定の基礎となった当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用
- (6) 耐震改修が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由

議案説明資料の3ページへお戻り下さい。

次に区分町民税。

改正項目8. 有料住宅の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例。条項は条例附則第17条の3第1項及び第2項。改正内容は関係法令の改正による規定の整理で、有料住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の、長期譲渡所得に係る課税の特例について、適用期間を平成26年度から平成29年度に3年間延長するものです。施行は平成26年4月1日で適用は平成26年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、平成25年度分までの個人の町民税については、従前の例によるものです。

改正項目9. 旧民法第34条の法人から移行した法人等に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告。条項は条例附則第18条第1項。同条第2項。第18条の2。改正内容は関係法令の改正による規定の整理で、条例附則第18条第1項の規定は、固定資産税の非課税の規定の適用を受けようとする、一般社団法人及び一般財団法人の範囲を規定したもので、全文を改めるものです。同条第2項の規定は、移行した特定一般社団法人及び特定一般財団法人の非課税の規定が廃止されたことによる規定の削除です。第18条の2の規定は特例民法法人から移行した一定の社団法人及び一般財団法人が設置する図書館・博物館及び幼稚園の固定資産税を非課税とするもので、規定中「附則第41条第15項」を「附則第41条第9項」に改めるものです。施行は平成26年4月1日。適用は平成26年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、平成25年度分までの個人の町民税については、従前の例によるものです。

議案の5ページをお開き下さい。

附則第18条第1項を次のように改める。

第55条の規定は、法第348条第2項第9号、第9号の2又は第12号の固定資産について法附則第41条第3項の規定の適用を受けようとする一般社団法人又は一般財団法人について準用する。この場合において、第55条中「公益社団法人若しくは公益財団法人」とあるのは、「法附則第41条第3項に規定する一般社団法人若しくは一般財団法人」と読み替えるものとする。

このページの中段をご覧ください。

(標茶町税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 標茶町税条例の一部を改正する条例(平成25年標茶町条例第24号)の一部を次のように改正する。

この標茶町税条例の一部を改正する条例(平成25年標茶町条例第24号)の一部改正につきましては、昨年12月定例会でご提案申し上げた町税条例の一部を改正する条例について、次のように改めるものです。

附則第17条の11を削る改正規定の次に次のように加える。

附則第18条の2中「附則第41条第9項各号」を「附則第41条第8項各号」に改め、同条第1号及び第2号中「附則第41条第9項」を「附則第41条第8項」に改める。施行は平成26年4月1日とするものです。

附則第1項第2号中「改正規定」の次に「(附則第17条の10第5項第3号の改正規定中「に係る」の次に「利子所得の金額又は」を加える部分を除く。)」を加える。施行は平成26年4月1日とするものです。

附則第2項中「旧租税特別措置法」を「所得税法等の一部を改正する法律(平成25年法律

第5号)第8条の規定による改正前の租税特別措置法(昭和32年法律第26号)に改め、附則第3項中「地方税法」の次に「(昭和25年法律第226号)」を加える。施行は平成26年4月1日とするものです。

このページからの附則でございますが、先ほどの説明と重複いたしますので、説明を省略させていただきます。

以上で報告第1号の内容の説明を終わらせていただきます。

○議長(平川昌昭君) これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

8番・館田君。

○8番(館田賢治君) 3点だけお聞きしたいと思います。法人税の税率なわけですが、法人税14.7%から12.1%に改めるということで、引き下げでありますから当然ここには2.6%の差が出てくる。これによって町内における対象戸数というのがですね、今までは14.7%の段階でどのくらいの戸数があったのでしょうか。これによって金額が大体2.6%下がるということになれば、今までの事例でどの程度にまで下がるのかということ。それと、今度は収入が下がるわけですからそれなりに財政のほうでは、どうしているのかわかりませんが、いろんな措置がこういうものに対してされるのかどうか。当然うちは交付税をもらっている団体でありますから、それなりのことがあるでしょうけれど。それも併せてお答えいただきたいと思います。

○議長(平川昌昭君) 税務課長・武山君。

○税務課長(武山正浩君) お答えいたします。まず最後のほうの質問からお答えいたしたいと思います。

この法人税率の引き下げについてはですね、地域間の税源の偏在性を是正し、財政力格差の縮小を図るために、法人税割の一部を地方交付税原資化するという施策によって、法改正がされたものでありまして、この度の改正によりまして地方法人税というのを新たに創設し、法人住民税・法人税割の引き下げ相当分、市町村民税については先ほど議員が申されたとおり、マイナス2.6%。都道府県税分につきましては、マイナス1.8%。合計4.4%をこの地方法人税の税率として、新たにですねこの部分を国税化し、地方交付税の原資に繰り入れて交付団体に再配分するという施策のもとに改正されたものであります。

ですから、マイナス2.6%相当分が新たに地方交付税として、交付団体に配布されるということになりますけれども、その部分の中身については私のほうでは把握はできませんので、後ほど企画財政課長のほうから答弁があるかと思うのですけれども……。

次にですね、一番最初のほうにありました町内における法人税割を納めている法人数が、どのくらいかというご質問であったかと思うのですけれども。平成24年度決算時の資料でございますが、本町における法人数は234法人ございまして、そのうち法人税割を納付された法人は84法人。法人税割総額で、2,811万9,000円ほどになっております。これをマイナス2.6%の12.1%で計算をし直すと、2,314万3,000円となり、マイナス497万6,000円と、簡単に税率で割り返した結果ですけれども、24年度決算ベースではおおよそのくらいのマイナスになるのかなという試算であります。

収入が減るといっても併せてお答えいたしましたので、以上でございます。

平成26年標茶町議会第2回定例会会議録

○議長（平川昌昭君） 企画財政課長・佐藤君。

○企画財政課長（佐藤弘幸君） 交付税に関する質問にお答えいたします。今税務課長がお答えしましたように、法人町民税の制限税率が下がることによって、収入が下がるといったご説明をいたしましたが、交付税については基準財政収入額総体で考えておりますので、この総体がどうなるかということで変わってくるものと思われま

す。地方法人税の創設で交付税の再配分の原因となるというようなお答えをいたしましたが、交付税総体が増えるということではなくて、交付税の中の原資がこれに振り替わるということで解釈をしていただきたい。

○議長（平川昌昭君）

館田君。

○8番（館田賢治君） 今のお話ですすね、まとめると例えば400万、500万円からのお金は減るけれども、交付税の基準財政収入額、需要額の計算の中で交付税に地方財政計画で査定されながら、その中に入っているという解釈なのですけれどもその中身は財政当局としては、入っているのだなということとは掴めるような数字になるのですか。それともそれはなくて、地方財政計画の中でそうやってあわない部分も交付税で算入されているから、入っているといえ入っているのですけれども、そういう解釈の上にとって財政当局は理解しているということなのですか。どうですか。

○議長（平川昌昭君） 企画財政課長・佐藤君。

○企画財政課長（佐藤弘幸君） お答えいたします。議員ご承知のことと思いますが、交付税は、収入額と需要額の差ということででまいます。その計算が単位費用でいくらという試算をしていきますので、最終的に試算をした段階で今ご説明した中身が入っていたかどうかというのはちょっと見えてこないと思います。

○議長（平川昌昭君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） 討論は、ないものと認めます。

これより、本件を採決いたします。

本件を承認してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） ご異議ないものと認めます。

よって、報告第1号は、承認されました。

◎報告第2号

○議長（平川昌昭君） 日程第8。報告第3号を議題といたします。

本件について、趣旨説明を求めます。

平成26年標茶町議会第2回定例会会議録

税務課長・武山君

○税務課長（武山正浩君）（登壇） 報告第2号の内容についてご説明いたします。

この度の国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきましては、地方税法の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する政令が平成26年3月31日に公布されたことに伴い、平成26年度分課税の事務処理上、国民健康保険税条例の一部を改正する必要が生じたことから、同日付で専決処分したものであります。

改正内容につきましては、後期高齢者支援金等課税額及び介護納付金課税額の限度額の改正、軽減措置に係る軽減判定所得等の算定方法の変更などであります。

なお本件につきましては、6月3日開催の標茶町国民健康保険運営協議会において報告し、承認をいただいていることを申し添えます。

報告第2号。専決処分した事件の承認について

地方税法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものです。

次のページをご覧ください。

専決処分書（写）

標茶町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

上記事件は、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分するものです。

次のページをお開き下さい。

標茶町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

標茶町国民健康保険税条例（平成11年標茶町条例第33号）の一部を次のように改正するものです。

以下内容につきましては、別冊の議案説明資料によりご説明いたします。

議案説明資料報告第2号資料6ページをお開き下さい。

改正項目1．課税額。条項は条例第2条第3項及び第4項。改正内容は関係法令の改正による規定の整理で、課税限度額を引上げるもので、第2条第3号中、後期高齢者支援金等課税額について14万円を16万円に。同条第4号中、介護納付金課税額について12万円を14万円にそれぞれ引上げるものです。施行は平成26年4月1日。適用は平成26年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成25年度分までの国民健康保険税については、従前の例によるものです。

改正項目2．既に特別徴収対象被保険者であった者にかかる仮徴収。条項は条例第18条第1項。改正内容は、参照条文を改めるもので地方税法施行規則第24条の37第1項を第24条の36に改めるものです。施行及び適用は改正項目1番と同じであります。

改正項目3．国民健康保険税の減額。条項は条例第23条第1項。同項第2号及び第3号。改正内容は関係法令の改正による規定の整理で、第1項については先の改正項目1番第2条において、限度額の改正があった後期高齢者支援金等課税額について14万円から16万円に。介護納付金課税額について12万円を14万円に改め、同項第2号については5割軽減の対象となる軽減判定所得の算定における被保険者の数に世帯主を含めるもので、同項第3号については2割軽減の対象となる軽減判定所得の算定において、被保険者の数に乘すべき金額を35万円から45万円に引き上げるものです。具体的には5割軽減においては従前は被保険者の数から

平成26年標茶町議会第2回定例会会議録

世帯主を引いた数に24万5,000円を乗じ加算していましたが、この改正により世帯主を含めることになり、一人世帯でも該当になるということになります。2割軽減においては先に説明したとおり35万円を45万円に引上げ、軽減の対象となる所得が引上げられますので、該当世帯が増えるということになります。施行および適用は改正項目1番と同じであります。

議案の10ページをお開き下さい。

附則につきましては、ただいまの説明と重複いたしますので説明を省略させていただきます。

以上で報告第2号の内容の説明を終わります。

○議長（平川昌昭君） これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） 討論は、ないものと認めます。

これより本件を採決いたします。

本件を承認してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） ご異議ないものと認めます。

よって、報告第2号は、承認されました。

◎報告第3号

○議長（平川昌昭君） 日程第9。報告第3号を議題といたします。

本件について、趣旨説明を求めます。

企画財政課長・佐藤君。

○企画財政課長（佐藤弘幸君）（登壇） 報告第3号についてご説明いたします。

本件につきましては、平成25年度一般会計補正予算第10号の専決処分でございます。

内容につきましては、3月21日の暴風雪予測による除雪に要する経費の補正でございます。補正額は1,500万円の増額であります。

本件は、3月20日をもって専決処分させていただきました。ご承認の程お願いを申し上げます。

議案11ページをお開きください。

報告第3号 専決処分した事件の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものです。

次ページです。

専決処分書（写）

平成25年度標茶町一般会計補正予算（第10号）は、別紙に定めるところによる。

平成26年標茶町議会第2回定例会会議録

上記事件は、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分する。

以下内容についてご説明いたします。

別冊の補正予算書1ページをお開き下さい。

平成25年度標茶町一般会計補正予算（第10号）

平成25年度標茶町の一般会計補正予算（第10号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,500万円を追加し歳入歳出の予算の総額を歳入歳出それぞれ108億161万5,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出補正」による。

以下歳入歳出予算事項別明細書にしたがいご説明申し上げます。

8ページをお開き下さい。

（以下、補正予算説明書により内容説明のため、記載省略）

なお、2ページからの「第1表 歳入歳出予算補正」につきましては、ただいままでの説明と重複いたしますので、省略させていただきます。

以上で報告第3号の内容説明を終わります。

○議長（平川昌昭君） 本件の審議に入ります。

これより質疑を行います。

はじめに、歳入・歳出予算の補正、歳出一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） なければ、歳入・歳出予算の補正、歳入、一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） 討論はないものと認めます。

これより、本件を採決いたします。

本件を承認してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） ご異議ないものと認めます。

よって、報告第3号は、承認されました。

◎報告第4号

○議長（平川昌昭君） 日程第10。報告第4号を議題といたします。

本件について、趣旨説明を求めます。

平成26年標茶町議会第2回定例会会議録

企画財政課長・佐藤君。

○企画財政課長（佐藤弘幸君）（登壇） 報告第4号についてご説明いたします。

本件につきましては、平成25年度一般会計補正予算第11号の専決処分でございます。

歳出につきましては、経費節約などにより不用額を生じるものについて、決算に近い形で減額補正を行うとともに、新たに追加の必要が生じたものについても措置をさせていただきました。

歳出の主な減額といたしましては、無線共聴施設設置工事請負費で732万1,000円、社会福祉協議会補助金601万3,000円、重度心身障害者医療費923万6,000円、森林整備対策事業補助金633万4,000円、中小企業資金貸付金2,000万円、除雪委託料628万6,000円、学校教育施設整備基金工事請負費1,346万円などです。

他会計への繰出しにつきましては、国民健康保険事業特別会計で1,560万9,000円、病院事業会計補助金で6,650万円、後期高齢者医療特別会計122万4,000円、下水道事業特別会計で830万円を減額するとともに、追加といたしましては、備荒資金組合納付金3億1,744万8,000円、財政調整基金積立金693万7,000円、町営住宅整備基金積立金で1,678万円をそれぞれ追加いたしました。

一方、歳入につきましては、再精査をいたしまして、町税をはじめ、地方交付税、各種譲与税・交付金、国・道支出金、財産売払収入、寄附金、地方債などの補正を行ったところであります。

その結果、補正額は5,854万2,000円の減額となり、最終予算総額は、107億4,307万3,000円となりました。

なお、地方債については、最終決定額に合わせて補正を行ったところであります。

本件は、3月31日をもって専決処分させていただきました。ご承認の程お願い申し上げます。

議案の13ページをお開き下さい。

報告第4号 専決処分した事件の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めます。

次ページです。

専決処分書（写）

平成25年度標茶町一般会計補正予算（第11号）は、別紙に定めるところによる。

上記事件は、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分する。

以下内容についてご説明申し上げます。

別冊の補正予算書1ページをお開き下さい。

平成25年度標茶町一般会計補正予算（第11号）

平成25年度標茶町の一般会計補正予算（第11号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ5,854万2,000円を減額し歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ107億4,307万3,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算

平成26年標茶町議会第2回定例会会議録

の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の補正は、「第2表 地方債補正」による。

以下歳入歳出予算事項別明細書に従いご説明申し上げます。

27 ページをお開き下さい。

(以下、補正予算説明書により内容説明のため、記載省略)

なお、2 ページからの「第1表 歳入歳出予算補正」につきましては、ただ今までの説明と重複いたしますので、省略をさせていただきます。

8 ページをご覧ください。

第2表 地方債補正であります。

1 過疎対策事業 補正前の限度額3億4,380万円から、虹別61線道路改良で10万円、路線バス購入で1,020万円、保育園園舎防音事業で30万円、医師確保対策で190万円を減額し、補正後の限度額を3億3,130万円とするものであります。起債の方法、利率、償還の方法は補正前に同じであります。

6 地域活性化事業についても同じでありますので以下は省略させていただきます。

5 災害援護資金貸付債は皆減となります。

6 地域活性化事業債 補正前の限度額1億8,320万円から210万円を減額し、補正後の限度額を1億8,110万円とするものであります。

合計で申し上げますと補正前の限度額9億644万8,000円から1,710万円を減額し、補正後の限度額を8億8,934万8,000円とするものであります。

58ページをお開き下さい。

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書であります。

合計で申し上げますが、当該年度中記載見込額補正前の額9億644万8,000円から、補正額1,710万円を減額し、補正後の額を8億8,934万8,000円とするもので、当該年度末現在高見込額は補正前の額104億5,958万5,000円から補正額1,710万円を減額し、補正後の額を104億4,248万5,000円となるものであります。

以上で報告第4号の内容説明を終わります。

◎延会の宣告

○議長(平川昌昭君) お諮りいたします。

本日の会議は、この程度にとどめ、延会いたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(平川昌昭君) ご異議ないものと、認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決定いたしました。

本日の会議は、これにて延会いたします。

(午後 4時23分延会)

以上会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

標茶町議会議長 平 川 昌 昭

署名議員10番 田 中 敏 文

署名議員11番 熊 谷 善 行

署名議員12番 深 見 迪

平成26年標茶町議会第2回定例会会議録

○議事日程（第2号）

平成26年6月18日（水曜日） 午前10時00分開会

- 第 1 報告第 4号 専決処分した事件の承認について
- 第 2 報告第 5号 繰越明許費繰越計算書の調製について
- 第 3 議案第26号 車両の取得について
- 第 4 議案第27号 車両の取得について
- 第 5 議案第28号 車両の取得について
- 第 6 議案第29号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更について
- 第 7 議案第30号 北海道市町村総合事務組合理約の変更について
- 第 8 議案第31号 標茶町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更について
- 第 9 議案第32号 標茶町税条例の一部を改正する条例の制定について
- 第10 議案第33号 標茶町地域総合整備資金貸付条例の一部を改正する条例の制定について
- 第11 議案第34号 釧路町村公平委員会委員の選任について
- 議案第35号 釧路町村公平委員会委員の選任について
- 議案第36号 釧路町村公平委員会委員の選任について
- 第12 議案第37号 平成26年度標茶町一般会計補正予算
- 議案第38号 平成26年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計補正予算
- 議案第39号 平成26年度標茶町介護保険事業特別会計補正予算
- 第13 諮問第 1号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 第14 陳情第 2号 規制改革会議意見書の取扱いに関する陳情（総務経済委員会報告）
- 第15 意見書案第 8号 道州制導入に断固反対する意見書
- 第16 意見書案第 9号 炭鉱技術海外移転事業の推進に関する意見書
- 第17 意見書案第10号 地域子どもの実態に応じた高校づくりの実現を求める意見書
- 第18 意見書案第11号 義務教育費国庫負担制度堅持・負担率 1/2 への復元、「30 人以下学級」の実現をめざす教職員定数改善、就学保障充実など 2015 年度国家予算編成における教育予算確保・拡充に向けた意見書
- 第19 意見書案第12号 特定秘密保護法の廃止を求める意見書
- 第20 意見書案第13号 平成26年度北海道最低賃金改正等に関する意見書
- 第21 意見書案第14号 地方財政の充実・強化を求める意見書
- 第22 意見書案第15号 憲法解釈の変更による集団的自衛権行使容認を行わないことを求める意見書
- 第23 意見書案第16号 教育委員会制度改悪に係る意見書
- 第24 意見書案第17号 TPP交渉からの即時撤退を求める意見書
- 第25 意見書案第18号 消費税10%実施の中止を求める意見書

平成26年標茶町議会第2回定例会会議録

第26 閉会中継続調査の申し出について（総務経済委員会）

閉会中継続調査の申し出について（厚生文教委員会）

閉会中継続調査の申し出について（議会運営委員会）

第27 議員派遣について

追加 議案第37号 平成26年度標茶町一般会計補正予算

議案第38号 平成26年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計補正予算

議案第39号 平成26年度介護保険事業特別会計補正予算

（議案第37号・議案第38号・議案第39号審査特別委員会報告）

意見書案第19号 規制改革会議意見書の取扱いに関する意見書

○出席議員（14名）

| | |
|------------|-----------|
| 1番 松下哲也君 | 2番 長尾式宮君 |
| 3番 菊地誠道君 | 4番 本多耕平君 |
| 5番 林博君 | 6番 黒沼俊幸君 |
| 7番 後藤勲君 | 8番 舘田賢治君 |
| 9番 鈴木裕美君 | 10番 田中敏文君 |
| 11番 熊谷善行君 | 12番 深見迪君 |
| 13番 川村多美男君 | 14番 平川昌昭君 |

○欠席議員（0名）

なし

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

| | |
|--------|-------|
| 町長 | 池田裕二君 |
| 副町長 | 森山豊君 |
| 総務課長 | 島田哲男君 |
| 企画財政課長 | 佐藤弘幸君 |
| 税務課長 | 武山正浩君 |
| 管理課長 | 中村義人君 |
| 住民課長 | 佐藤吉彦君 |
| 住民課参事 | 蛭田和雄君 |
| 住民課参事 | 松本修君 |
| 農林課長 | 牛崎康人君 |
| 建設課長 | 井上栄君 |
| 水道課長 | 妹尾茂樹君 |
| 育成牧場長 | 類瀬光信君 |
| 病院事務長 | 山澤正宏君 |
| やすらぎ園長 | 春日智子君 |
| 教育長 | 吉原平君 |

平成26年標茶町議会第2回定例会会議録

| | |
|--------|-------------------|
| 教育管理課長 | 高橋 則 義 君 |
| 指導室長 | 佐々木 豊 君 |
| 社会教育課長 | 伊藤 正 明 君 |
| 農委事務局長 | 牛崎 康 人 君 (農林課長兼務) |

○職務のため出席した事務局職員

| | |
|--------|-----------|
| 議会事務局長 | 玉手 美 男 君 |
| 議事係長 | 小野寺 一 信 君 |

平成26年標茶町議会第2回定例会会議録

(議長 平川昌昭君議長席に着く。)

◎開議の宣告

- 議長（平川昌昭君） 昨日に引き続き、本日の会議を開きます。
ただいまの出席議員14名、欠席なしであります。

(午前10時00分開議)

◎報告第4号

- 議長（平川昌昭君） 日程第1。報告第4号を議題といたします。

本件については昨日内容説明を受けておりますので、直ちに審議に入ります。

- 議長（平川昌昭君） これより質疑を行います。

はじめに、第1条、歳入・歳出予算の補正の歳出、一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

4番・本多君。

- 4番（本多耕平君） 昨日の専決処分3号の関係で、除雪対策で1,500万円報告ありましたが、4号で土木費の中で除雪対策620万円の執行残となっております。

日数的に言いますと15日か20日位の間のことなのですが、どのような関係で1,500万円を組んだところが、3月末には620万円の残になったのかということをお聞きしたいと思います。

- 議長（平川昌昭君） 建設課長・井上君。

- 建設課長（井上 栄君） お答えいたします。

昨日の専決補正の関係で説明がありましたが、3月20日時点で翌日からの暴風雪の関係もございまして残額を概算で精査した結果、1,500万円の補正をさせていただきました。結果3月21日、3月22日、23日、31日と除雪を出動させました。

この中で3月22日につきましては、21日の午前中まで降りました雪の関係、それからまだ地域によっては残っている雪もありまして22日は全車出動させました。その他につきましては、幹線の高速車、専用車の出動、それから虹別におきましての局地的な除雪に要したものを精算した結果628万6,000円の残額がでたということでございます。

- 議長（平川昌昭君） 4番・本多君。

- 4番（本多耕平君） 3月の下旬の大雪については私も理解しておりますけれども。

その1,500万円の補正を組んだ段階でですね、残が3月末にでたという金額の差ですね……これは見積もりの仕方が大きかったと理解してよろしいのでしょうか。1,500万円組んだけれども現実には800万強の除雪しかかからなかった、という風に理解してよろしいのでしょうか。

- 議長（平川昌昭君） 建設課長・井上君。

○建設課長（井上 栄君） 20日時点で残額を概算で…… 請求がひと月遅れで会社のほうから来るものですから、そこは概算でしか私どものほうでは把握することができません。しかしながら、20日、21日以降の暴風雪に対応するためには、全車出動させたわけです。これについて1回で終わらないケースもございまして、不足にならないような除雪の指示を出すための予算は確保しなければならないということで、不足にならないような予算1,500万円を計上させ

平成26年標茶町議会第2回定例会会議録

ていただきました。

想定としては1,500円プラスそれまでの残金約300万円ほどというふうに、私ども概算はじいておまして、全部で1,800万円を確保しておりました。これでいきますと全車出動を3回弱、2回半位は出せるなど。まだ31日まで3月の天候がはっきりしていませんでしたので、残り10日ほどだったのですけれども、まだこれは油断ならないなどということで1,500万円。2回以上はあり得るということで補正させていただきました。残金が600万円ということであります。

○議長（平川昌昭君） 他にご質疑ございませんか。

12番・深見君。

○12番（深見 迪君） 39ページの冬期雇用対策事業委託金の執行残30万9,000円ですが、私ちょっと資料をもってきていないものですから、これは650万円に対して30万9,000円の執行残ということでしょうか。

○議長（平川昌昭君） 企画財政課長・佐藤君。

○企画財政課長（佐藤弘幸君） そのとおりでございます。

○議長（平川昌昭君） 12番・深見君。

○12番（深見 迪君） 5%に満たない執行残でありますけれども、冬期期間中仕事のない人達にとって、非常に貴重なお金だと思うのですよね。それで、仕事がどういう風に展開するか、やっぱり難しいですか、100%執行するというのには。仕事がないということですか。

○議長（平川昌昭君） 企画財政課長・佐藤君。

○企画財政課長（佐藤弘幸君） お答えいたします。冬期雇用対策を行う前にですね各課に希望調査をだしまして、一定程度精査をしまして事務展開をしております。

1番大きいのはやはりスケートリンクの造成と管理運営委託ということでありまして、二つの団体をお願いをしている部分でございますが、予定価格から若干見積額が下がるものがございます、それが若干積ってきて30万円というような数字になっているのですが、スケートリンクについても、日程を延ばしながら少しでも経済効果が発揮できるような形で運営をしておりますが、最後はどうしてもこのような若干数字が残ってしまう形ですので、ご理解をいただきたいなと思います。

○議長（平川昌昭君） 他にご質疑ございませんか。

8番・館田君。

○8番（館田賢治君） 1つはですね、基金積立金でお聞きしたいのは29ページの。この年度に基金の積立をいくらしたのか。備荒資金組合にはいくらしたのか、そして取り崩しがそのうちいくらあったのか。差引いくらになっているのかはちょっとお聞きしておきたい。これが1点。

もう1点。まあ農業の町だから農林課長に、聞きたいのは60ページ。まずひとつは学校給食。学校給食のこの△印の135万7,000円。ここで町としては、一般会計から負担しているのですけれども、同じ金額が農協も負担していると私は思っています。ここで当初からみた金額が200万円ちょっとしかない金額の中、ここで135万も使ってなかったと。学校給食の実際の数量はどういう風になっているのか。本当にこれがどうなっているのか。この中身を知りたいなど。

それからもう1つこのページの大家畜から農業経営基盤強化、それから次世代の関係。農林漁業資金の貸付の利子。これは債務負担行為の関係と関わっている思っているのですが、ここ

で例えば農林漁業資金の利子補給補助金が26万1,000円の△印なのですが、前に私が考えていた債務負担行為との関係ということになると、この関係でみていたのは28万円くらいなので、それでこれくらいのバックをしたのかなど。どういう事情なのかこの関係を教えていただきたいと思います。

それでもし、私の言っていることがそうだとすれば、債務負担と関係があるとすれば、これだけの資料では理解ができないということになります。年次ごとに何年から何年までの融資額いくらに対しての利子補給かこれは契約しているわけですから。私が言うことがあっていればですよ。別であれば別なのですけれど。そうするとどの時点でこのようになったのか、私はわからないものですから。あっていれば、そこもあわせて教えて下さい。もし私が言うことが間違いであればこういうことで、そうではないとご指導していただきたい。とりあえずそれだけ。

○議長（平川昌昭君） 企画財政課長・佐藤君。

○企画財政課長（佐藤弘幸君） 1点目の6目基金積立金の状況についてお答えをいたします。

専決の補正では財調と減債の2本の予算計上しかしておりませんが、特目も含めた元金の積立につきましては25年度で7億7,431万8,000円です。それから取り崩しにつきましては、6億1,412万1,000円で、25年度末の残高につきましては、31億1,917万円でございます。

備荒資金組合につきましては、25年度の元金積立が6億8,922万8,000円。取り崩しが4億485万1,000円でございます。25年度末の残高につきましては35億4,364万円です。そのうち超過納付分につきましては、34億4,622万4,000円になってございます。

○8番（館田賢治君） 今年度の分だから。積立の総額と取り崩しの総額を今言ったのだけど、その差額を教えてください。

○議長（平川昌昭君） 企画財政課長・佐藤君。

○企画財政課長（佐藤弘幸君） お答えいたします。基金特目も含めまして、積立と取り崩しの差ということでお答えいたしますが、基金分につきましては1億6,037万4,000円でございます。プラス。備荒資金につきましては、利子積立も含めまして3億1,453万5,000円のプラスとなっております。

○議長（平川昌昭君） 農林課長・牛崎君。

○農林課長（牛崎康人君） お答えいたします。まず一点目、学校給食牛乳の提供の関係でございます。ご指摘の内容は、残額が130万円となって当初計画どおり提供されていたかというご心配かというふうに思いますけれども。実は学校給食牛乳ですね、提供についてはまず供給者が入札する形をとることになります。それで当初予算段階では、どれほどの単価で納入されるのかは掴みづらいということで、これくらい用意しておけば間に合うだろうという金額で概算の予算をつけさせてもらっております。

その結果ですね、当初では約430万円くらいかかる可能性があるということで、それを折半するという形で予算要求をさせていただいているというところであります。それが25年度におきましては、結果として安い金額で納入することができたということでありまして、製造委託料が72万5,595円。そして標茶から中標津に牛乳を運ぶためのローリーの、特別な運送費用として85万5,000円かかったということで、総経費が158万595円で済んだという結果でございます。それを農協と折半して結果、79万円ほどの金額で済んでおります。

供給につきましては実績として、学校給食向けで14万5,119パックを提供しておりまして、

当初計画どおり4月から3月にかけて滞りなく学校給食に標茶牛乳を提供してございます。

それから2点目の利子補給の関係でございますが、議員が参考にご指摘いただきました、農林漁業振興資金貸付金利子補給補助金につきましては、28節の繰出金と関連がある団体向けの資金融通した際に出てくる利子でありまして、資金については当初2,000万円規模で用意しておりまして、実績が1,000万円だったということで28節も1,000万円に減額させてもらっておりますけれども、それに伴った利子収入が減ったということでありまして、こちらは債務負担には関わりはございません。

それから大家畜から次世代までの左側の三つの三角でございますが、これは債務負担行為と関わる部分でもございますが、現課のほうといたしましては、補助金の増減につきましては債務負担行為に関わる分については、毎年の変動が繰上げ償還等で生ずるということで、最終年に調整するというので整理していいというふうに理解をしておりましたので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（平川昌昭君）

8番・館田君。

○8番（館田賢治君） 最後のですね、債務負担行為に関わる分を最終年次で調節していいという。それはそれでいいのですけれど。しかし債務負担行為融資金額を決めて何年から何年までいくらの利子に対していくら。またあらためて何年から何年までのいくらの利子になるというふうにきているものですから、最終年次というところの年次をもって最終年次なるのかわからないけれど。次から次と仮に入ってきたら、最終年次がどこの部分にあたいするかというのは、まあどこに区切っても良いのですけれど。

しかし融資の金額がこのように変わるといふことであれば、融資された金額の利子補給をした時の金額のどこかが、40万円のところが35万円になったとか必ずそういうふうにならなっていると思うのですよ。そういうことがわかるのであれば債務負担行為の内訳も作れるのではないかと。ただ何となく、ぱっときて最終年次にこの金額が来たというわけでもないのでしょうし、何年度分の融資についてはなにといふふうになっているのではないかなと思うものだから私はきいたの。

これ以上長くなると総括みたくなくなってしまって、ここに来る前にそちらの事務局長に怒られたのでこの辺でやめますけれども。これ以上のとなれば総括でとなるのですけど。その辺もひっくるめて答えて下さい。それについて質問はいたしませんけれども私はそう捉えている。いかがですか。

（何事かいう声あり）

○議長（平川昌昭君） 企画財政課長・佐藤君。

○企画財政課長（佐藤弘幸君） お答えをいたします。債務負担行為の表の話だと思いますが、債務負担行為につきましては限度額の承認をいただいているという形でございます。ですから、余った部分についてはそれを補正するという形ではなくて、増えた場合には限度額が増えますので当然もう一度承認をいただくという形になってきていますので、ご理解をいただきたい。

○議長（平川昌昭君）

8番・館田君。

○8番（館田賢治君） いやいやそれは理解しています。けれども限度内だから良いには良い

にしても、当初予算で債務負担行為の金額で予算を組んだでしょう。その予算が限度額以内で決まったから良いのだという意味もわからない訳ではないのだよ。そうやってはっきりわかたらその内訳も付けてもいいのではないかと。それを付けなければならないとか、限度内だから良いとかいうのか私はわからないけれど。

だけど実際には一本一本債務負担行為の年度ごとに積み重なったものが予算書に載っているのだから。だから私はその年度ごとの融資の金額が変わると思っていただけです。だったらその限度額がこういうふうに変ったというのであれば、こんなふうに変ったという内訳がここについても良いのではないかということをは聞いている。付けなくて良いのだという話もあるのかもしれないけれど。そうしなかったら議会のほうは分からないでしょう。見ても内訳が分からないでしょう。何年度分のものが限度額以内で終わったのかが分からないでしょう。言っている意味がわかる。農林課長だったらわかると思いますけど。もう一度。

○議長（平川昌昭君） 副町長・森山君。

○副町長（森山 豊君） お答えいたします。今基本的なことについては、農林課長それから企画財政課長から内容となっております。ただ、よりわかり易くすることであれば、それなりの対応についても考えていきたいということでご理解をいただきたいと思います。

○議長（平川昌昭君） 他にご質疑ございませんか。

5番・林君。

○5番（林 博君） 45ページの道路維持費の中の補修工事請負費が104万円減額になっているのですが、昨日の一般質問の中でもありましたけれども、町道の補修箇所が大変多いという中で、最終的な精査ということだろうとは思いますが104万円減額の理由といえますか、内容ちょっと教えていただきたいなと思います。

○議長（平川昌昭君） 建設課長・井上君。

○建設課長（井上 栄君） 104万円を精査の上で専決させていただきたいというものでありますが、例年のことなのですけれど、数日間、3月の雪がどこまで降るかというのが読めないのですけれど。そこから一週間くらいの4月にまたがる間で、特に舗装の補修等で急がなければならない維持作業が出てくるわけで、ぎりぎりのところまで予算的には持っています。

先ほども答弁させていただきましたが、今年の場合3月の31日まで雪が降ってしまったということがありまして、一度雪が溶けてまた雪が降って。年度内で会社側の関係もございまして、除雪業者との関係でございまして。4月にまたいで補修することのほうが有効だというのが、今年に限ってはありました。新年度予算で対応することといたしまして、この残額につきましては減額させていただいて、新年度のほうで対応したいという選択をしたものでございます。

○議長（平川昌昭君） 他にご質疑ございませんか。

11番・熊谷君。

○11番（熊谷善行君） 30ページの電算管理費の19節、北海道自治体情報システム協議会負担金が170万円の減額になっております。これは26年度の予算でも4,200万円強の予算が組まれております。170万円というところからみても4%位余った形になっております。これは年度当初に、例えば一般の負担金みたく年間いくらですではなくて、実行していった結果としていくらの割り当てがきたから余ったということなのですか。その内容を教えて下さい。

すみません。もう1つありました。もう1つはですね33ページ地方振興費の企画費ですね。

平成26年標茶町議会第2回定例会会議録

15節工事請負費、設置工事請負費732万1,000円の減額になっていますが、この内訳も教えて下さい。

○議長（平川昌昭君） 総務課長・島田君。

○総務課長（島田哲男君） 北海道自治体システム協議会の負担金の関係でございますけども、議員おっしゃるとおり当初見込みで、実績に応じた部分での負担部分が発生してございます。

実際に大きく分かれておまして、インターネットデータセンターそれからGタウン負担金、うちのシステムなのですけれども、そういった部分とソフトの技術改善の部分で、これは中央の法令等に変った部分で非常に流動性がありますから、そういった部分での負担の流動性はございます。

そういった部分で年間通しての大まかな部分は、それぞれ当初でみていますけども実際にそれぞれ全道の負担割合といいますか、全道の加盟町村で負担割合をした場合と、それから各自治体ごとの、それぞれ特徴のある電算の改修の部分とそれぞれあわせ中での、負担の最終金額になりますので、若干変わってくるということでご理解いただきたいと思います。

○議長（平川昌昭君） 企画財政課長・佐藤君。

○企画財政課長（佐藤弘幸君） お答えをいたします。企画費の工事請負費の関係でございますが、これにつきましては地上デジタル放送の無線共聴施設の設置で、シラルトロ地区・塘路地区・阿歴内地区・茶安別地区の4地区のギャップフィラーといわれている共聴施設の設置工事請負費でございまして、732万1,000円についてはこの4カ所の執行残となっております。

（何事かいう声あり）

○議長（平川昌昭君） 他にご質疑ございませんか。

7番・後藤君。

○7番・（後藤 勲君） 45ページの道路台帳等作成委託料ということで、しょっちゅう出るのですけれど、台帳というのは普通何年かに1回しか変えないと思うですけれど、例えば町道が増えたとか減ったとか、図面が老朽化したとかという形の中でやるのかその辺のところがよくわからないのですけれど、その中身を教えていただければと思います。

○議長（平川昌昭君） 建設課長・井上君。

○建設課長（井上 栄君） お答えいたします。道路台帳図につきましては、議員ご指摘のとおり基本ベースの台帳はでき上がってございます。

毎年道路台帳のこの予算で行っている部分につきましては、その更新作業でございましてベースの出来上がっている道路台帳のその年の舗装工事、それから改良工事が特にそうなのですけれど、それによって延長が変わったり、それから舗装工事によって舗装区間が延長されたり、内容について変更部分を図面も含めて直す作業、それから電算管理している関係がございまして、電算の中身の数字の更新で、図面の他に台帳という形がありまして、その中の数字が変わってきますのでそれらを直す作業ということになります。

それからその他に等となっているのですけれど、証明台帳とかそれから専用物の台帳につきましても、その年に変更があった部分を更新していくという作業を実施しているものでございます。

○議長（平川昌昭君） 他にご質疑ございませんか。

1番・松下君。

平成26年標茶町議会第2回定例会会議録

○1番（松下哲也君） 37ページの4目の特別保育所費の中の賃金、人夫賃で307万7,000円が減額されているということで、これはずいぶん金額が大きく減額されているということで、この中身について教えていただきたいと思います。

○議長（平川昌昭君） 住民課長・佐藤君。

○住民課長（佐藤吉彦君） お答えいたします。特別保育所費の賃金につきましては、当初予算で700万7,000円を見込んでおりますが、執行の最終的な状況で執行済みが393万円という結果になっております。

特別保育所につきましては子供の数、それから当初の人事異動によりまして、途中での精査をしておりませんので、最終的に決算最終数値をみながら専決で落とさせていただくという形を例年とらせていただいておりますので、こういう大きな数字になったということで。毎年ですね保育士の休暇の状況・代替の状況等々ありまして、ある程度の予算額を見込みながら進めてきているということで、大きな減額になったということでご理解をいただきたいと思います。

○議長（平川昌昭君） 他にご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） なければ歳入・歳出予算の補正の歳入、一括して質疑を許します。歳入ご質疑ございませんか。

10番・田中君。

○10番（田中敏文君） 11ページの町たばこ税の増額の124万8,000円の査定が変わったのか、簡単にたばこの売上税が入ってきたのかお聞きしたいと思います。それと13ページの自動車取得税交付金の264万6,000円、これもちょっと増えていますので上がった分の説明をお願いします。それと14ページの保育負担金589万8,000円の増えた内訳を。15ページの育成牧場施設使用料の減額が大きく671万9,000円となっていますので、減額になった理由をお聞きしたいと思います。そして22ページのいつもお聞きしております立木の売払いで、立木でどのくらいの売払収入か、カラマツとか雑木がどのくらいの立米数でこのくらいの金額になるかを。以上です。

○議長（平川昌昭君） 税務課長・武山君。

○税務課長（武山正浩君） まず1番最初の町たばこ税の税額が伸びていることの内訳でございますが、当初予算平成24年度対比です。すね旧三級品をプラス128万7,000本、三級品を1,344万6,000本見込みまして合計1,568万2,000本、税額におきましては1,920万6,000円増の7,548万円を見込んでおりました。

昨年度平成25年度の結果でございますけども、旧三級品につきましては前年度比で68万4,620本の減、三級品につきましては4万8,320本の増となりまして、トータルは67万6,375本減少し合計で1,538万9,540本の売り上げとなったところでございます。税額につきましては、546万9,839円増の7,628万8,482円となりました。

これにつきましては25年4月からの税率改正といいますか、北海道の取り分であった税率がですね、消費者の負担する税率はかわらないのですが、道と市町村との税率のやり取りがございまして、旧三級品以外につきましては1,000本当たり645円、三級品につきましては1,000本当たり305円町たばこ税が増えたということによる増収ということで、ご理解をいただきたいと思っております。

平成26年標茶町議会第2回定例会会議録

○議長（平川昌昭君） 企画財政課長・佐藤君。

○企画財政課長（佐藤弘幸君） 自動車取得税交付金の関係についてお答えをいたしますが、自動車取得税につきましては、議員ご承知のとおり北海道の税金でございます。自動車を買う時に納付される税金でございますが、当初5,400万円ほどみておりましたが、264万6,000円の増ということで、年間を通して自動車が取得された台数が増えたものだろうということで、この様な数字になっています。

○議長（平川昌昭君） 住民課長・佐藤君。

○住民課長（佐藤吉彦君） お答えいたします。児童福祉負担金の保育負担金ですが、当初、24年度の当初児童数を見込みをベースにしながら、25年度の歳入として調定を行っているのですが、現年分につきましては、調定よりも収入が伸びたということと、園児数につきましても若干増えています。それと繰越分もこの中に当然はいつているのですが、繰越分については若干当初の調定よりは落ちています。結果といたしまして589万8,000円の増の歳入になったということでございます。

○議長（平川昌昭君） 育成牧場長・類瀬君。

○育成牧場長（類瀬光信君） 牧場使用料の減額についてのご質問にお答えします。

まず利用頭数についてはほぼ予想通りに推移しておりましたけれども、主に次の3点の要因によって延べ預託頭数については予想を下回ったということでございます。

その影響の大きかった順に、まず第1点は冬期舎飼中の繁殖成績が非常に良好であったことから、牛舎のキャパシティを確保するというのと、利用者負担を軽減するというのを考慮してですね、預託牛の回転を早めるために、受精後50日での妊娠鑑定というものを実施いたしました。その結果預託牛の動きというのは非常に活性化しまして、退牧は早まってっております。ただ利用者においてですね、次の牛の入牧の準備が間に合わないという、特に道外に関しては退牧から次の入牧までの準備期間が必要で、間があくものですからそういう空白の期間ができてしまいましたので、その分の影響が大きく、延べ頭数には影響しています。

次に第2点目ですけれども、平成26年度に開業を予定している新法人から、舎飼期間の途中にですね、開業時の乳牛について大体100頭くらいを町の育成牧場のほうで、育成していただきたいという要請を受けましたので、そちらの頭数をですね26年度の舎飼の場所を確保するために、25年度中から主に道外の利用を抑制してですね、100頭分のキャパを確保するという方法をとったということも延べ預託頭数での影響が出ています。

それともう一つは3点目ですけれども、消費税の変更に伴い入牧してくる利用頭数については大きな変動はなかったわけですが、3月に入ってですね大口の利用者において一時的にですけれども、消費税が上がる前にまとめて1度牛を退牧させるというそういったことが進みまして、そういったものをあわせて670万円ほど減額になっています。延べ預託頭数が減額になったということで、利用頭数の頭数に関しては予想どおりということで、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（平川昌昭君） 農林課長・牛崎君。

○農林課長（牛崎康人君） 立木の売払収入についてお答えいたします。町有林売払収入で今回695万6,000円の増額の補正をさせていただいております。当初予算1万円でありまして予算総額695万6,000円になるわけでありましてけれども、内容につきましてはカラマツの立木それ

平成26年標茶町議会第2回定例会会議録

からカラマツの素材ということで2種類・4件の売払いを行っております。立木については材積が4,807.23立方です。こちらの売上げが533万4,000円です。それからカラマツの素材につきましては1165.713立方。金額が163万2,750円であります。

○議長（平川昌昭君） 他にご質疑ございませんか。

11番・熊谷君。

○11番（熊谷善行君） 17ページのですね、一番上総務費補助金で無線システム普及支援事業補助金の1,296万3,000円の減となっておりますけれども、これは多分インターネットの無線LANシステムかなと思うのですがその説明をお願いします。

○議長（平川昌昭君） 企画財政課長・佐藤君。

○企画財政課長（佐藤弘幸君） 企画費の工事請負費でもご説明いたしましたけれども、地上デジタル放送の共聴施設のことです。

○議長（平川昌昭君） 他にご質疑ございませんか。

13番・川村君。

○13番（川村多美男君） 14ページの細かいのですけれども、総務使用料の集会施設使用料ということで12万8,000円ほど載っていますが、この内容について。それから22ページの大きいところは聞かれてしまったのですけれども、不動産売払収入の部分で町有地売払収入の面積というか。それからめん羊売払収入の内容を伺いたいと思います。

○議長（平川昌昭君） 管理課長・中村君。

○管理課長（中村義人君） お答えしたいと思います。まず14ページの総務使用料集会施設使用料の中身でございますが、これにつきましては桜住民センターの使用料ということでございまして、その中身につきましては、ほとんどの場合がお葬式の利用となっておりまして昨年度につきましてはお葬式が14件、その他スポーツ大会のために泊まった子供たちもいまして、それが1件、合計で15件の利用がありまして、その分が当初より増えてございまして12万8,000円の増額となっております。

続きまして22ページ町有地売払収入の中身でございます。これは場所につきましては、駅裏の平和地区でございまして、その部分の1件の売払いでございますが、94万2,000円ということで売り払っているものでございます。面積につきましては宅地でございまして288.67平方メートルの売払いとなっております。

○議長（平川昌昭君） 育成牧場長・類瀬君。

○育成牧場長（類瀬光信君） めん羊売払収入の増加19万2,000円についてですが、ご存知のとおり育成牧場ではめん羊を毎年ですね、繁殖用を10頭程度増やしてきております。

そのところから算出されるめん羊も当然増えておりまして、たまたま雄の頭数が多かったこともありまして売払い分が増えたということで、内容としては8頭分売払いが増えてこの金額になっています。

○議長（平川昌昭君） 他にご質疑ございませんか。

8番・館田君。

○8番（館田賢治君） 教育委員会のパークゴルフ場の関係でですね今年25年度分の、ちょっと当初計画持ってきていないからわからないのですが、28万円から△印ついてはいますけれども、実際の計画に対して、今回いくら入ったの減額なのですか。

平成26年標茶町議会第2回定例会会議録

それから町債の25ページなのですが、医師の確保対策債の190万円なのですが、地方債とだぶるかもわかりませんが、3,000万円近いお金が使われたわけですが、25年度は医師確保に対してどのような内容になって、190万円がどういう形で余ったのかこれもあわせてこの2点をお聞きしたいと思います。

○議長（平川昌昭君） 社会教育課長・伊藤君。

○社会教育課長（伊藤正明君） お答えいたします。当初予算歳入で見込んでおりましたのが、130万円。そして収入でございますが、実績といたしまして101万900円でありましてその差額を減額させていただきました。

○議長（平川昌昭君） 企画財政課長・佐藤君。

○企画財政課長（佐藤弘幸君） お答えをいたします。衛生債のうちの医師確保対策債の190万円の減額であります。これにつきましては過疎対策事業債でございます。平成22年から過疎債が拡大されたソフト分でございます。当初予算では3,170万円をみておりましたが、これにつきましては常勤医の負担軽減ということで、土日における日直・宿直をいただいているお医者さんの招聘にかかる費用をソフト分として過疎対策債で充当しているものでございます。

○議長（平川昌昭君） 8番・館田君。

○8番（館田賢治君） 医師確保の対策のお金としては、今の言った形で理解できますけれども、その他町としては医師を今の現状から確保するための行動というのは、この中ではとっていないということですか。そういう理解でいいのです。例えば医師確保だとか今来ている人たちの、課長が答弁されたこととお金は使われているのですけれども、プラス医師を確保することかというためのお金には、このお金は使われていないということの理解でいいのですか。そういうためのお金では使っていないということの理解でいいのですか。

○議長（平川昌昭君） 企画財政課長・佐藤君。

○企画財政課長（佐藤弘幸君） 先ほどもご説明しましたが、常勤医師の負担軽減ということで使われておまして、今後における医師増員に向けた活動ですとか行動とかの部分についてはこれに含まれておりません。

○議長（平川昌昭君） 他にご質疑ございませんか。

なければ、第2条、地方債の補正について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） 討論はないものと認めます。

これより、本件を採決いたします。

本件を承認してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） ご異議ないものと認めます。

平成26年標茶町議会第2回定例会会議録

よって、報告第4号は、承認されました。

◎報告第5号

○議長（平川昌昭君） 日程第2。 報告第5号を議題といたします。

本件について、趣旨説明を求めます。

企画財政課長・佐藤君。

○企画財政課長（佐藤弘幸君）（登壇） 報告第5号についてご説明いたします。

本件につきましては、平成25年度一般会計補正予算第9号で議決をいただきました4件の繰越明許費の繰越計算書でございます。

平成25年度歳出予算の経費のうち、その性質上又は予算成立後の事由に基づき、年度内にその支出が終わらない当該4事業について、予算の定めるところにより、平成26年度に繰り越して使用するものであります。

以下、内容についてご説明いたします。

議案の15ページをお開き下さい。

報告第5号。繰越明許費繰越計算書の調製について

平成25年度標茶町一般会計繰越明許費繰越計算書を別紙のとおり調製したので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものです。

次ページをお開き下さい。

平成25年度標茶町一般会計繰越明許費繰越計算書

6款農林水産業費、1項農業費、事業名は道営草地整備事業（区画整理型）負担金（標茶東地区）、金額2,400万円、翌年度繰越額1,950万円、財源内訳は一般財源でございます。

次に道営草地整備事業（区画整理型）負担金（標茶北地区）、金額は1,950万円、翌年度繰越額1,722万5,000円で財源内訳は一般財源でございます。

続いて、道営草地整備事業（区画整理型）負担金（つるい中央地区）で金額は266万円、翌年度繰越額は75万円、財源内訳は一般財源でございます。

次に道営経営体育成基盤整備事業（通作条件整備型（基幹農道整備（保全対策型）））負担金（西熊牛地区）でありまして金額は450万円、翌年度繰越額は253万4,000円、財源内訳は一般財源でございます。合計では金額5,066万円、翌年度繰越額4,000万9,000円、財源内訳は一般財源でございます。調整につきましては平成26年5月31日であります。

以上で報告第5号の説明を終わります。

○議長（平川昌昭君） これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

8番・館田君。

○8番（館田賢治君） 繰越明許費、25年度で計画されていますが、繰越されている数字が大きいものですからちょっとお聞きいたしますけれども、理由的には水が湧いているという話もきいておりますし、それから上に立って工事上の色々な問題があるのかなと思っております。まあそれを最大理解をしているのですが、こういうことについてももう少し理由を詳しく教えていただきたいということ。

それからもう一つはやはり予定されている事業が繰り越されるのが金額が大きいというこ

とで、単年度で執行されている、例えば標茶東地区であれば今年度は450万円分が終わっている。しかし標茶北地区については200万円で25年度が終わっている。こういうふうです。ね年度内で終わっている事業が小さいものですから、金額が全て払われないということは、それだけ事業が残っているから、さっき言ったような理由があるのだろうけれども、もう少し詳しい理由を聞いておきたいなとこのように思います。そして工法的にどの程度の対策が本当に必要なのかも検討しているのであれば、それもあわせて問題点を教えていただきたいなと思います。

○議長（平川昌昭君） 農林課長・牛崎君。

○農林課長（牛崎康人君） お答えいたします。道営事業ということでですね北海道が行っている事業でありまして、内容については北海道のほうから報告を受けている範囲で私は承知をしております。議員ご指摘の通りですね標茶東と標茶北につきましては、施工個所に湧水の場所が発見されまして、地下浸透経路それから湧水量の調査、対策方法の検討に思った以上の日数を要したために繰り越すことになったと報告をもらっております。

それからついで中央につきましては、湧水の処理範囲、処理対策の検討に日数を要したと。

西熊牛の基幹農道整備事業に関しては、管渠工の実施設計において河川管理者と協議のための日数が要したというような内容で受け取りまして、ちょっとこれ以上詳しい内容というのは私のほうは承知しておりませんのでご理解いただきたいなと思います。

○議長（平川昌昭君） 8番・館田君。

○8番（館田賢治君） 理由はそういうことだとは分かっているような気がしているのですが、できれば道の事業なのですが、道からの内容が報告された時点で今課長言われた時点でも結構なのでしょうけれども、できればこういう問題が発生しているのであればどんな程度の対策を道としては取っているのか、そういう内容を道が報告できるのであればきいておいたほうがいいのではないかと思います。まあこれは私はそう思って、ここで聞いている人たちもそう思っているので、これからは道との間ですからその辺もひっくるめて、もう一歩進んだ聞き取りをしていただきたいなと思います。

○議長（平川昌昭君） 農林課長・牛崎君。

○農林課長（牛崎康人君） まず議員ご指摘については受け止めてつぶさに聞いていきたいなと思います。

○議長（平川昌昭君） 休憩いたします。

休憩 午前11時03分

再開 午前11時04分

○議長（平川昌昭君） 休憩前に引き続き、会議を続行いたします。

他にご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

平成26年標茶町議会第2回定例会会議録

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(平川昌昭君) 討論はないものと認めます。

これより、本件を採決いたします。

本件を承認してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(平川昌昭君) ご異議ないものと認めます。

よって、報告第5号は承認されました。

◎議案第26号

○議長(平川昌昭君) 日程第3。議案第26号を議題といたします。

本案について提案趣旨の説明を求めます。

管理課長・中村君。

○管理課長(中村義人君)(登壇) 議案第26号の提案趣旨並びに内容についてご説明いたします。

本案件につきましては、地域交通機関の確保対策事業として運行している路線バスの更新であります。配置転換を行いながら運行している平成5年度に導入した車両です。

今年、阿歴内線で運行しております走行距離数85万キロに達し、老朽化が進んでいる車両の更新を図るものであります。

以下、内容についてご説明いたします。

17ページをお開き下さい。

議案第26号 車両の取得について

町は、下記の車両を取得しようとする。よって議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議決を求めるものであります。

1 取得車両の名称及び数量 小型バス(26人乗)1台

2 規格及び型式 リエッセII SDG-XZB51M-ZRMQY

3 取得価格 1,064万3,512円

4 取得の相手方 住所 川上郡標茶町字虹別原野693番地1、氏名 有限会社 菊地自動車整備、代表取締役 菊地茂男。

次に、入札につきましては、議案説明資料により補足説明致します。

議案説明資料の7ページをお開きください。

車両取得に関する資料

所属は管理課となります。取得車両は小型バス26人乗り1台、型式はリエッセII SDG-XZB51M-ZRMQYです。

契約の相手方は、有限会社 菊地自動車整備となっております。

入札日につきましては、平成26年6月6日、契約金額が1,064万3,512円です。

入札の参加業者名は、木下自工(株)・釧路トヨタ自動車(株)標茶店・太陽自動車工業(株)・東部ダイハツ(株)・(有)菊地自動車整備・(有)小林自動車整備工場の6社で、納車期限につきましては、平成26年10月31日としております。

備考の欄ですが、予定価格 1,067万7,459円に対し、落札率99.68%となりました。

以上で、議案第26号の提案趣旨並びに内容説明を終わります。

○議長（平川昌昭君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

10番・田中君。

○10番（田中敏文君） 田中です。85万キロ走っているのですけれど議案26号、27号、28号に関連する分なのですけれど。まあ使い終わったというか85万キロですからまだまだ使えないことはないと思うのです。修繕とかそういうのがかかると思うのですけど。バスの行き先というか、そういう部分ではどういうところに保管されるのかをお聞きしたいと思います。

○議長（平川昌昭君） 管理課長・中村君。

○管理課長（中村義人君） お答えしたいと思います。まず現在運行しております車両の行き先、処分につきましては本件取得車両の下取り車両ということで、入札価格に反映をしております、その分減額をされているということになります。それと、まだまだ走れる……（何事か言う声あり）一応は更新理由につきましては、修理代が議員ご指摘のとおりかかってきております。現在も予備車ということで登録しております車をですね、今回は車両を新しくしたいということで、最後まで使いきるという形の運行を現在しております、新車と納入になった場合はそれで廃車ということにしております。

○議長（平川昌昭君） 他にご質疑ございませんか。

4番・本多君。

○4番（本多耕平君） 議案の26号審査しているわけですが、実はですね型式を指定するというのは何か理由があるのかということで。26人乗りのリエッセということですね。これを指定する理由。

それにですね落札率が非常に素晴らしい価格でできております。後ほどですね議案27号、議案28号と車両の価格の同じく議案が出ているわけですが、同じ26人乗りでもこの価格が1,000万円を超えている理由についても、まあ予定価格がですね。その3点についてお聞きをしたいと思います。

○議長（平川昌昭君） 管理課長・中村君。

○管理課長（中村義人君） お答えいたします。まず型式の指定でございますが、入札当初は車名等の指定はしてございません。該当する車両につきましては2銘柄というのですかね、メーカー2社で作っている車両を対象にしておりますので、車両銘柄を指定するという事は法律上できないことになっておりますので、そういった形で指定はしていないということです。

仕様書のほうで車両のサイズですとか仕様書ですね、付属品等の指定はすることになっておりますが、銘柄については指定できないということで指定をしております。

それから2点目の落札率が高いというご指摘でございますけれども。まず予算要求の際には発売していますメーカーの業者の方から、予算要求のための見積書というのをもらいまして予算要求をしているところです。それで過大に予算要求もできませんので市場価格というのですか、現状の価格にあった見積書ももらっております。そういうことからも落札率が高い、入札参加者が赤字になるような競争はしてこないという風に考えております。

それから3点目の26人乗りなのですが、この価格につきましてはもともとの車両は29人乗りの車両を使用しております。そして26人乗りに改造をするわけですが、内容につきましては料金箱の設置等、そういったことが改造する費用がかかります。そういった形で普通でいえばスクールバスの価格よりは高くなるということでございます。

○議長（平川昌昭君） 4番・本多君。

○4番（本多耕平君） 私この入札の在り方についてはですね以前にも質問したことがあるわけですが。今のお話を聞いていてですね、後に出てくるのは所属が教育委員会になっておりますけども、今回は管理課ということで。後段の方は教育委員会ですから。ですけれども一応予算のためには、管理課が中心になってですね検討なされていると思うのですけれども。

さっきのですね、同じ26人乗りでも価格が高いということについては、今ご説明のようにいわゆる一般車両というふうに考えてよろしいのでしょうか。先ほど言いました料金箱の改造ですとかということがあっての高いのだというお話があったのですが、その意味で後段にでてくる26人乗りよりも高くなっていると理解してよろしいのでしょうか。

それともう1点ですけど、銘柄とか型式ということですけど考え方として管理課であろうと教育委員会であろうと、町が財産として持つものとしてバラバラな車種が適当なのか、色々な車種を検討すべきなのかという。

私ども機械を使う場合には出来る限り同じ車種をと。例えばですね、トラクター等々については自分の家ではなるべく同じ機種を統一するような方法をとっているのですけども、町としては車種の統一化ですとか会社の統一化ということはなるべく避けるようにしているのでしょうか。先ほどの入札の方法からでも理解を私はいたしますけれども、どのようにその辺お考えでしょうか。

○議長（平川昌昭君） 管理課長・中村君。

○管理課長（中村義人君） お答えしたいと思います。まず26人乗りでの価格の差ということでございますが、路線バスにつきましては29人乗りを。サイズが、大きさが違うのです。長さが違っていて、3人分長い車両を料金箱等の関係で3席減らすということもあります。

それから仕様の中でサスペンションというのですが、長時間走るものですからショックですね、足回りの乗車しているお客様のことを考えまして優しい足回り、サスペンションにしているということで若干高くなっております。

それから型式等につきましては、落札した業者さんのほうがこういうバスを納入予定でということ、今回リエッセⅡという形で載せております。

車種につきましては該当する車種が2車種しか国内で生産しておりません。外見的には大体同じような仕様となっております。

それから選定理由につきましては、まずは利用するための仕様書を作りまして、26人乗りでこういった仕様・装備のあるものということで選定をしております。

それから車種等についての統一でございますが、法律上、車名等の指定はできないことになっておりますが、そういう形で将来のタイヤですとか修理ですとか、そういったことで統一した方が修理等の金額が安くなることも考えられるわけですが、統一についてはしていないということです。

○議長（平川昌昭君） 副町長・森山君。

平成26年標茶町議会第2回定例会会議録

○副町長（森山 豊君） お答えいたします。概略については今、管理課長から説明したとおりでございます。

今車両を統一したほうがいいのではないかとのお尋ねだったと思いますが、入札も含めまして一つの車種に限定してしまいますと、入札に参加を出来ない部分、それを制約してしますということになります。それはやはり入札制度の中では好ましくないということでありまして、今求めている車両の仕様の中で求めているものというのを明確にしながら、入札に付するということのようなことで進めておりますので、その結果であるということです。

ただ車両の違いはありますけれども、求めている内容については全て求める内容として満たされているということでございますので、その辺についてはご理解願いたいと思います。

○議長（平川昌昭君） 企画財政課長・佐藤君。

○企画財政課長（佐藤弘幸君） 先ほど管理課長の説明の中に指定はできないということの発言ございましたが、特別な理由があるときには指定が出来ることになっております。

○議長（平川昌昭君） 他にご質疑ございませんか。

9番・鈴木君。

○9番（鈴木裕美君） 議案の第27号・28号にも関係しますので伺っておきますが、昇降ステップはこの3台には付くのでしょうか。

○議長（平川昌昭君） 管理課長・中村君。

（何事か言う声あり）

○議長（平川昌昭君） 静粛に。

○管理課長（中村義人君） お答えしたいと思います。議員の今おっしゃった中身の確認をさせていただきたいと思うのですが、車高を下げて乗りやすくするという装備なのか、それか補助ステップ見たいなものが出てくるというどちらかだと思うのですが。

路線バスにつきましては去年の車種もそうなのですが、今年車種につきましても老人が乗ることが多いものですから、補助ステップが出てくるタイプの路線バスの車種になっております。それからスクールバスにつきましてはステップは付けてございません。

○議長（平川昌昭君） 9番・鈴木君。

○9番（鈴木裕美君） 今お答えのとおりかと思うのですが、スクールバスでも混乗で走らせる所はないのでしょうか。要するに児童・生徒だけではなくて一般の方も乗せるということはないのですか。

（何事か言う声あり）

○9番（鈴木裕美君） それではスクールバスのところで伺いたいと思います。大変失礼いたしました。

○議長（平川昌昭君） 他にご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

平成26年標茶町議会第2回定例会会議録

○議長（平川昌昭君） 討論はないものと認めます。

これより、本件を採決いたします。

本件を原案可決してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） ご異議はないものと認めます。

よって議案第26号は原案可決されました。

◎議案第27号

○議長（平川昌昭君） 日程第4。議案第27号を議題といたします。

本案について提案趣旨の説明を求めます。

管理課長・中村君。

○管理課長（中村義人君）（登壇） 議案第27号の提案趣旨並びに内容についてご説明いたします。

本案件につきましては、へき地児童生徒援助等補助金により平成3年度導入し、上磯分内地区を路線として運行しております走行距離数35万キロに達し老朽化が進んでおり、通学時の児童生徒の安全確保のために車両の更新を図るものであります。

以下、内容についてご説明いたします。

18 ページをお開き下さい。

議案第27号 車両の取得について

町は、下記の車両を取得しようとする。よって議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議決を求めるものです。

1 取得車両の名称及び数量 小型バス（29人乗）1台

2 規格及び型式 コースター SDG-XZB50-ZRTEY

3 取得価格 858万1,219円

4 取得の相手方 住所 川上郡標茶町旭3丁目3番26-2号、氏名 有限会社 小林自動車整備工場、代表取締役 小林哲子

なお、入札につきましては、議案説明資料により補足説明致します。

議案第27号資料の8ページをお開きください。

車両取得に関する資料

所属は教育委員会管理課となります。取得車両は小型バス29人乗り1台。型式は、コースター SDG-XZB50-ZRTEYとなります。

契約の相手方は、小林自動車整備工場 代表取締役 小林哲子。

入札日につきましては、平成26年6月6日、契約金額が858万1,219円です。入札の参加業者名は、木下自工(株)・釧路トヨタ自動車(株)標茶店・太陽自動車工業(株)・東部ダイハツ(株)・(有)菊地自動車整備・(有)小林自動車整備工場の6社で、納車期限は、平成26年10月31日としております。備考欄の予定価格866万7,342円に対し、落札率99.01%となりました。

以上で、議案第27号の提案趣旨並びに内容説明を終わります。

○議長（平川昌昭君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

9番・鈴木君。

○9番（鈴木裕美君） 失礼いたしました。スクールバスということですが、先程のご質問、児童・生徒であっても例えば足の不自由な方もいらっしゃるのではないか、というふうにも考えるのですが、その辺でステップ昇降をということで先ほどの横から出るということも含めて、お答えいただきたいなと思います。いかがですか。

○議長（平川昌昭君） 教育委員会管理課長・高橋君。

○教育委員会管理課長（高橋則義君） スクールバスの購入にあたりましては補助をいただいております。へき地児童生徒援助費補助金というのをいただいております。補助金の限度額が250万円です。2分の1の補助になっておりますので最大限500万円で購入すれば一番いいのですが、実際問題850万円程度が価格的には最低なのです。

できる限り価格的に抑えた中で児童・生徒の通学に支障がない形で整備をいたしております。現在16台の車両を有してまして、年々2～3台ずつ整備をいたしておりますが、まだまだ整備必要となっておりますので極力経費を節減した中で、特別にそういう児童・生徒が出てきた場合については新たな対応は必要かと思いますが、乗る子供さんの関係についても十分調査しながら車両整備いたしておりますので、現在のところステップについては考えておりません。

以上であります。

○議長（平川昌昭君） 9番・鈴木君。

○9番（鈴木裕美君） まあそういうお答えかというふうに思うのですが、せっかく入れ替えするのであれば、やっぱりノーマライゼーションで…… そういうのというのはこれから先も当たり前前の時代ではないかというふうに思うのです。その経費とかを落とすというのはそのことはもちろん十分わかりますけどもいかがでしょうか。

○議長（平川昌昭君） 副町長・森山君。

○副町長（森山 豊君） お答えいたします。今ノーマライゼーションを意識してという意味ではそういうこともあると思います。それが当たり前と、車両にはそういう部分がついているのが当たり前とかが来るのではないかと考えております。ただそういう部分で今主に取り扱い、先ほど言いました路線バスの場合は高齢者も含めて、乗れる方が非常に多いのではないかと利用者の部分で考えていると思っております。

今、教育委員会管理課長のほうからありましたが、ちなみに混乗バスにつきましては、茅沼・五十石線と上茶安別線の2路線になってまして、これが陸運に登録している部分であります。それでこれは地域の要望がありまして主に使われるのは高校生という形で考えております。

それで先ほどありましたそれらの部分をカバーするのが車両的にカバーする部分と、管理課長から話がありましたが、これは人為的なヒューマンパワーでそれをカバーしていく。それらのこれからの努力が必要だというふうに思っています。

今議員がお尋ねになりました部分については、非常に重要な観点だと思いますので、それは現実的に言うといろいろ考えながら今後検討すべき部分だというふうには、社会福祉面としての認識はもっております。

○議長（平川昌昭君） 他にご質疑ございませんか。

平成26年標茶町議会第2回定例会会議録

(「なし」の声あり)

○議長(平川昌昭君) 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(平川昌昭君) 討論はないものと認めます。

これより、本案を採決いたします。

本案を原案可決してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(平川昌昭君) ご異議はないものと認めます。

よって議案第27号は原案可決されました。

◎議案第28号

○議長(平川昌昭君) 日程第5。議案第28号を議題といたします。

本案について提案趣旨の説明を求めます。

管理課長・中村君。

○管理課長(中村義人君)(登壇) 議案第28号の提案趣旨並びに内容についてご説明いたします。

本案件につきましては、へき地児童生徒援助等補助金により平成6年度導入し、茶安別地区を路線として運行しております走行距離数41万8,000キロに達し老朽化が進んでおり、通学時の児童生徒の安全確保のために車両の更新を図るものであります。

以下、内容についてご説明いたします。

議案19ページをお開き下さい。

議案第28号 車両の取得について

町は、下記の車両を取得しようとする。よって議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議決を求めるものです。

1 取得車両の名称及び数量 小型バス(26人乗)1台

2 規格及び型式 コースター SDG-XZB40-ZRTEY

3 取得価格 804万1,547円

4 取得の相手方 住所 川上郡標茶町麻生7丁目35番地、氏名 太陽自動車工業株式会社、代表取締役 澤田尋之

なお、入札につきましては、議案説明資料により補足説明致します。

議案説明資料9ページをお開きください。

車両取得に関する資料

所属は教育委員会管理課となります。取得車両は小型バス26人乗り1台、型式は、コースター SDG-XZB40-ZRTEYです。契約の相手方は、太陽自動車工業株式会社 代表取締役澤田尋之。入札日は、平成26年6月6日、契約金額が804万1,547円です。

入札の参加業者名は、木下自工(株)・釧路トヨタ自動車(株)標茶店・太陽自動車工業(株)・東部

平成26年標茶町議会第2回定例会会議録

ダイハツ(株)・(有)菊地自動車整備・(有)小林自動車整備工場の6社で、納車期限は、平成26年10月31日としております。

備考欄ですが、予定価格828万8,290円に対し、落札率97.02%となりました。

以上で、議案第28号の提案趣旨並びに内容説明を終わります。

○議長(平川昌昭君) 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

4番・本多君。

○4番(本多耕平君) 構造の事だけお聞きいたします。四輪駆動車でしょうか。それだけお聞きします。

○議長(平川昌昭君) 管理課長・中村君。

○管理課長(中村義人君) お答えいたします。本購入のスクールバスにつきましては、二輪駆動・リア駆動のバスとなっております。

○議長(平川昌昭君) 他にご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(平川昌昭君) 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(平川昌昭君) 討論はないものと認めます。

これより、本案を採決いたします。

本案を原案可決してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(平川昌昭君) ご異議はないものと認めます。

よって議案第28号は原案可決されました。

◎議案第29号

○議長(平川昌昭君) 日程第6。議案第29号を議題といたします。

本案について提案趣旨の説明を求めます。

総務課長・島田君。

○総務課長(島田哲男君)(登壇) 議案第29号の提案趣旨並びに内容について、ご説明いたします。

本案につきましては、「北海道町村議会議員公務災害補償等組合」の組織団体であります「上川中部消防組合」及び「伊達・壮瞥学校給食組合」が解散脱退、また、「道央廃棄物処理組合」からは加入の申請があり、組合規約の一部を変更する必要となったものです。

この規約変更にあたっては、地方自治法第286条第1項及び第290条の規定により、組合組織団体の協議が必要であり、よって本案を提案するものであります。

以下、内容について説明いたします。

平成26年標茶町議会第2回定例会会議録

なお、議案説明資料の10ページをご覧いただきたいと思いますが、規約の新旧対照表を添付しておりますので、参照していただきたいと思います。

議案第29号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更について

北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約を変更することに関し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項及び同法第290条の規定により、議会の議決を求めるというものでございます。

次のページに移ります。

北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の一部を変更する規約

北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約（昭和43年5月1日地方第722号指令許可）の一部を次のように変更する。解散による2組合の脱退と、1組合の加入の内容となっております。

別表第1中「上川中部消防組合」及び「伊達・壮瞥学校給食組合」を削り、「道央廃棄物処理組合」を加える。

附則としましてこの規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。

以上で議案第29号の提案趣旨並びに内容の説明を終わりたいと思います。

○議長（平川昌昭君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） 討論はないものと認めます。

これより本案を採決いたします。

本案を原案可決してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第29号は原案可決されました。

◎議案第30号

○議長（平川昌昭君） 日程第7。議案第30号を議題といたします。

本案について提案趣旨の説明を求めます。

総務課長・島田君。

○総務課長（島田哲男君）（登壇） 議案第30号の提案趣旨並びに内容についてご説明いたします。

本案につきましては、「北海道市町村総合事務組合」の組織団体である「上川中部消防組

平成26年標茶町議会第2回定例会会議録

合」及び「伊達・壮瞥学校給食組合」の解散脱退、また、「道央廃棄物処理組合」からは加入申請によること、及び「上川中部消防組合」の解散により、当該構成団体の鷹栖町と上川町の消防団が単独組織として新たに総合事務組合に加入すること。

また、滝川地区広域消防事務組合の構成団体に新たに赤平市が加入することによって、北海道市町村総合事務組合の構成団体から削除するため、当規約の別表第1及び別表第2の一部変更する必要となったものであります。

この規約変更にあたっては、地方自治法第286条第1項及び第290条の規定により、組合組織団体の協議が必要であり、よって本案を提案するものであります。

以下、内容についてご説明いたします。

なお、議案説明資料の11ページをご覧くださいと存じます。

規約の新旧対照表を添付しておりますので、参照いただきたいと存じます。

議案第30号 北海道市町村総合事務組合規約の変更について

北海道市町村総合事務組合規約を変更することに関し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項及び同法第290条の規定により、議会の議決を求めるというものでございます。

次ページへ移ります。

北海道市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約

北海道市町村総合事務組合規約（平成7年3月7日市町村第1973号指令）の一部を次のように変更する。別表第1につきましては1組合加入、1市2組合脱退の内容であります。別表2につきましては、2町1組合加入、1市2組合脱退の内容となっております。

改正文です。別表第1石狩振興局（15）の項中「(15)」を「(16)」に改め、「北海道後期高齢者医療広域連合」の次に「、道央廃棄物処理組合」を加え、同表空知総合振興局（35）の項中「(35)」を「(34)」に改め、「赤平市、」を削り、同表上川総合振興局（31）の項中「(31)」を「(30)」に改め、「、上川中部消防組合」を削り、同表胆振総合振興局（13）の項中「(13)」を「(12)」に改め、「、伊達・壮瞥学校給食組合」を削る。

別表第2の1から7の項中「、赤平市」を削り、「長万部町」の次に「、鷹栖町、上川町」を加え、「、上川中部消防組合」を削り、同表9の項中「北海道後期高齢者医療広域連合」の次に「、道央廃棄物処理組合」を加え、「、上川中部消防組合」及び「、伊達・壮瞥学校給食組合」を削る。

附則としまして、この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。

以上で議案第30号の提案趣旨内容の説明を終わります。

○議長（平川昌昭君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(平川昌昭君) 討論はないものと認めます。

これより本案を採決いたします。

本案を原案可決してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(平川昌昭君) ご異議ないものと認めます。

よって、議案第30号は原案可決されました。

◎議案第31号

○議長(平川昌昭君) 日程第8。議案第31号を議題といたします。

本案について提案趣旨の説明を求めます。

企画財政課長・佐藤君。

○企画財政課長(佐藤弘幸君)(登壇) 議案第31号の提案趣旨についてご説明いたします。

本案につきましては、平成26年度以降の過疎対策事業の起債要望申請に係る、「標茶町過疎地域自立促進市町村計画」の一部変更でございます。

当該計画につきましては、平成22年度から平成27年度までの計画事業が掲載されておりますが、本年度以降のテレビ中継局予備電源整備事業などを追加いたしますことから、計画の一部を変更するものであります。

以下、内容についてご説明申し上げます。

議案の24ページをお開き下さい。

議案第31号 標茶町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更について

過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号)第6条第7項の規定に基づき、標茶町過疎地域自立促進市町村計画の一部を別紙のとおり変更するものです。

別紙

3 交通通信体系の整備、情報化および地域間交流の促進。

(3) 計画(平成22年度～平成27年度)の表中。なお表につきましては、左から事業名、事業内容、事業主体となっております。

(5) 電気通信施設等情報化のための施設。テレビ放送中継施設。

- ・地上デジタル放送中継局整備事業～町
- ・地上デジタル放送難視聴地域無線共聴施設整備事業～町を

(5) 電気通信施設等情報化のための施設。テレビ放送中継施設。

- ・地上デジタル放送中継局整備事業～町
- ・地上デジタル放送難視聴地域無線共聴施設整備事業～町
- ・標茶ルランデジタルテレビ中継局予備電源整備事業～町に変更し、

4 生活環境の整備。

(3) 計画(平成22年度～平成27年度)の表中、

(3) 廃棄物処理施設。ゴミ処理施設。

- ・ゴミ処理施設維持管理～町を

(3) 廃棄物処理施設。ゴミ処理施設。

ゴミ処理施設維持管理～町

- ・一般廃棄物最終処分場整備事業～町
- ・一般廃棄物エネルギー回収施設（熱回収施設整備事業）～町に変更し、

7 教育の振興

(3) 計画（平成22年度～平成27年度）の表中、

(1) 学校教育関連施設。校舎。

- ・標茶小学校校舎防音事業～町
- ・塘路小中学校校舎耐震改修・大規模改修事業～町
- ・磯分内小学校校舎耐震改修事業～町
- ・虹別中学校校舎改築事業～町

屋内運動場。

- ・塘路小中学校屋体耐震改修大規模改修事業～町
- ・磯分内小学校屋体耐震改修事業～町
- ・虹別中学校屋体耐震改修事業～町
- ・中茶安別中学校屋体耐震改修事業～町を

(1) 学校教育関連施設。校舎。

- ・標茶小学校校舎防音事業～町
- ・塘路小中学校校舎耐震改修・大規模改修事業～町
- ・磯分内小学校校舎改修事業～町
- ・虹別中学校校舎改築事業～町

屋内運動場。

- ・塘路小中学校屋体耐震改修大規模改修事業～町
- ・磯分内小学校屋体改築事業～町
- ・虹別中学校屋体耐震改修事業～町
- ・中茶安別中学校講堂防音事業～町に変更するものでございます。。

以上で議案第31号の内容説明を終わります。

○議長（平川昌昭君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

4番・本多君。

○4番（本多耕平君） 変更の中で7番の教育振興でありますけれども、中茶安別中学校の耐震改修工事と講堂防音工事事業に変更されておりますけれども、もう少し内容をお話したいと思えます。

○議長（平川昌昭君） 教育委員会管理課長・高橋君。

○教育委員会管理課長（高橋則義君） 中茶安別中学校の屋体耐震改修事業名は中茶安別中学校講堂防音事業に名称が変わったということで良いでしょうか。

当初、平成27年度までに学校の耐震改修事業を終わらせなさいという国の法律がありました。この度、事業の手法といたしまして、前にやった校舎と同じ防衛省の関係の予算でありますの

平成26年標茶町議会第2回定例会会議録

で、屋体という名称ではなくて講堂防音事業という名称で屋体を改修するものです。

以上であります。

○議長（平川昌昭君） では名称が変わっただけというだけで理解してよろしいでしょうか。事業内容が変わったということではなくて。

○議長（平川昌昭君） 教育委員会管理課長・高橋君。

○教育委員会管理課長（高橋則義君） お尋ねのとおりでございます。

○議長（平川昌昭君） 他にご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） 討論はないものと認めます。

これより本案を採決いたします。

本案を原案可決してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第31号は原案可決されました。

休憩いたします。

休憩 午前 11時55分

再開 午後 1時05分

◎議案第32号

○議長（平川昌昭君） 休憩前に引き続き会議を開きます。日程第9。議案第32号を議題といたします。

本案について提案趣旨の説明を求めます。

税務課長・武山君。

○税務課長（武山正浩君）（登壇） 議案第32号の提案趣旨並びに内容についてご説明いたします。

本案につきましては、地方税法の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が、平成26年3月31日に公布されたことに伴い、平成26年度分課税の事務処理上、町税条例の一部を改正する必要性が生じたことから、ご提案申し上げるものです。

改正内容につきましては、軽自動車税率の引き上げ、軽自動車に対する重課の規定の新設などであります。

また、この改正に合わせ条文中の字句の修正も併せて行っております。

議案第32号 標茶町税条例の一部を改正する条例の制定について

平成26年標茶町議会第2回定例会会議録

標茶町税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものです。

次のページをご覧ください。

標茶町税条例の一部を改正する条例

標茶町税条例（昭和25年標茶町条例第65号）の一部を次のように改正するものです。

以下内容につきましては別冊の議案説明資料によりご説明いたします。

新たに追加するもの、大きな改正のある条文につきましては、改正文もあわせてご説明いたします。

議案説明資料の12ページをお開き下さい。

区分、町民税。

改正項目1. 町民税の納税義務者等で、条項は条例第23条第2項及び第3項。改正内容は関係法令の改正による規定整理と条文中の字句の修正で、関係法令の改正による規定の整理は、第2項では法人税法において外国法人の恒久的施設が定義されたことに伴う規定の整理で、第3項は法令名称を標記したものです。また、条文中の字句の修正は、第3項中「表の」を「表」に、「法人とみなしてこの節」を「、法人とみなして、この節」に改めるものです。施行につきましては平成28年4月1日。適用は平成28年4月1日以後に開始する事業年度分の法人の町民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の町民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の町民税及び同日前に開始した連結事業年度分も法人の町民税については、従前の例によるものです。

改正項目2. 所得割の課税標準で、条項は条例第32条第5項。改正内容は関係法令の改正による規定の整理と条文中の字句の修正で、関係法令改正による規定の整理は参照している条文中「第23条第1項第16号」を「第23条第1項第17号」に改めるものです。また条文中の字句の修正は、第2項中「よつて」を「よって」に改めるものです。施行は平成29年1月1日。適用は平成29年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、平成28年度分までの個人の町民税については、従前の例によるものです。

改正項目3. 法人の町民税の申告納付。条項は条例第47条第2項及び第5項。改正内容は関係法令の改正による規定の整理と条文中の字句の修正で、関係法令改正による規定の整理は、法人税法において外国法人に係る外国税額控除制度が新設されたことによる規定の整理です。また条文中の字句の修正は、第1項中「及び」を「、及び」に改めるものです。施行につきましては、平成28年4月1日。適用は平成28年4月1日以後に開始する事業年度分の法人の町民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の町民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の町民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の町民税については、従前の例によるものです。

改正項目4. 法人の町民税に係る納期限の延長の場合の延滞金。条項は条例第51条第1項。改正内容は関係法令の改正による規定の整理で、法人税法において外国法人に係る申告納付制度が規定されたことによる規定の整理です。施行及び適用は改正項目3と同じであります。

次に区分、固定資産税。

改正項目5. 固定資産税の非課税の規定の適用を受けようとする者がすべき申告で、条項は条例第56条。改正内容は関係法令の改正による規定の整理で、参照している法の条文が改正されたことによるもので、固定資産税の非課税の範囲を規定している法第348条第2項第10号に

小規模保育事業の用に供する固定資産（第10号の2）、認定子ども園の用に供する固定資産（第10号の4）の2号が追加されたことによるもので、「第10号の7」を「第10号の9」に改めるものです。施行は子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）施行の日であります。

改正項目6．固定資産税の非課税の規定の適用を受けなくなった固定資産の所有者がすべき申告。条項は条例第58条。改正内容は関係法令の改正による規定の整理で、参照している法の条文が改正されたことによるもので、固定資産税の非課税の範囲を規定している法第348条第2項第10号に、小規模保育事業の用に供する固定資産（第10号の2）、認定子ども園の用に供する固定資産（第10号の4）の2号が追加されたことによるもので、「第10号の7」を「第10号の9に」改めるものです。施行は改正項目5と同じであります。

次に区分、軽自動車税。

改正項目7．軽自動車の納税義務者等。条項は条例第79条第2項及び第3項。改正内容は条文中の字句の修正で、第2項中「あつた」を「あった」に第3項中「よつて」を「よって」に改めるものです。施行は公布の日とするものです。

改正項目8．軽自動車税の課税免除で条項は条例第80条。改正内容は条文中の字句の修正で第1項第1号中「あつて」を「あって」に改めるものです。施行は公布の日とするものです。

改正項目9．軽自動車税の税率で、条項は条例第81条。改正内容は関係法令の改正による規定の整理と条文中の字句の修正で、関係法令の改正による規定の整理は平成27年度以降に新たに取得される四輪車等の税率を、自家用乗用車にあつては1.5倍に、その他の区分の車両にあつては約1.25倍に引き上げるものです。

二輪車等については、税率を約1.5倍に引き上げ、2,000円未満の税率を2,000円に引き上げるものです。

また条文中の字句の修正は第1条第1号ア及びイ中、「、または」を漢字の「又は」に改め同号ウ中「、または、定格出力」を「又は定格出力」に改め、同号エ中「あつては」を「あつては」に改めるものです。

(1) 原動機付自転車（ア）50cc以下のものについて1,000円を2,000円に改め、同号（イ）2輪のもので50cc以上90cc以下のものについて1,200円を2,000円に改め、同号（ウ）2輪のもので90cc以上のものについて1,600円を2,400円に改め、3輪以上のもので20cc以上のものについて2,500円を3,700円に改めるものです。

(2) 軽自動車及び小型特殊自動車について次のように改めるものです。

ア、軽自動車、2輪のもの（側車付を含む）2,400円を3,600円に。3輪のもの3,100円から3,900円に、4輪以上のもの、乗用のもので営業用のもの5,500円を6,900円に。同じく乗用のもので自家用のもの7,200円を10,800円に。同じく貨物用のもので営業用のもの3,000円を3,800円に。同じく貨物用のもので自家用のもの4,000円を5,000円に。専ら雪上を走行するもの2,400円を3,600円に改めるものです。

イ、小型特殊自動車、農耕作業用のもの1,600円を2,000円に。その他のもの4,700円を5,900円に改めるものです。

(3) 2輪の小型自動車について、4,000円を6,000円に改めるものです。施行につきましては平成27年4月1日。適用は平成27年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、平成26年度分までの軽自動車税については従前の例によるものです。

議案の30ページをお開き下さい。中段あたりです。

第81条第1号ア中「、または」を「又は」に、「1,000円」を「2,000円」に改め、同号イ中「、または」を「又は」に、「1,200円」を「2,000円」に改め、同号ウ中「、また、定格出力」を「又は定格出力」に、「1,600円」を「2,400円」に改め、同号エ中「あつては」を「あつては」に、「2,500円」を「3,700円」に改め、同条第2号ア及びイを次のように改める。

ア 軽自動車

2輪のもの（側車付のものを含む。）年額3,600円、3輪のもの年額3,900円、4輪以上のもの 乗用のもの 営業用 年額6,900円、自家用 年額10,800円、貨物用のもの 営業用 年額3,800円、自家用 年額5,000円、専ら雪上を走行するもの 年額3,600円。

イ 小型特殊自動車

農耕作業用のもの 年額2,000円、 その他のもの 年額5,900円。

次のページをご覧ください。

第81条第3号中「4,000円」を「6,000円」に改める。

議案説明資料15ページへお戻り下さい。

次に改正項目10. 軽自動車税の徴収の方法で、条項は条例第84条。改正内容は条文中の字句の修正で、「よつて」を「よって」に改めるものです。施行は公布の日とするものです。

次に改正項目11. 軽自動車税に関する申告又は報告で、条項は第86条。改正内容は条文中の字句の修正で、第1項中「なつた」を「なった」に、「あつては」を「あつては」に改め、第2項中「あつた」を「あつた」に、「あつては」を「あつては」に改め、第3項中「なつた」を「なった」に、「あつては」を「あつては」に改め、第4項中「あつた」を「あつた」に、「当該請求があつた日」を「当該請求のあつた日」に、「次の各号に掲げる事項を記載した報告書を町長に報告しなければならない」を「、町長に対し、次の各号に掲げる事項を報告しなければならない」に改め、同項第1号中「、居所」を「居所」に改め、同項第2号中「、事業所」を「事業所」に改めるものです。施行は公布の日とするものです。

次に改正項目12. 軽自動車税の減免で、条項は条例第88条。改正内容は条文中の字句の修正で、

第1項中「軽自動車」を「軽自動車等」に改め、第2項中「よつて」を「よって」に、「なつた」を「なった」に、「但し」を「ただし」に改め、同条第3項中「よつて」を「よつて」に改めるものです。施行は公布の日とするものです。

次に改正項目13. 原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付で、条項は条例第89条。改正内容は条文中の字句の修正で、見出し中「交付」を「交付等」に改め、同条第1項中「なつた」を「なった」に、「呈示（町長が当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の呈示）」を「提示（町長が、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の提示）」に改め、「受けなければならない。」の次に「ただし、町長がやむを得ない理由があると認める場合は、この限りでない。」を加え、同条第2項中「よつて」を「よって」に、「標茶町内」を「、標茶町内」に、「なつた」を「なった」に、「呈示」を「提示」に、「同様」を「、同様」に改め、第3項中「あわせてその旨」を「、あわせて、その旨」に改め、同条第4項中「および」を「及び」に改め、第5項中「または」を「又は」に改め、第6項中「なつた」を「なった」に改め、第7項中「交付を受けた者は」の次に「、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の主たる

定置場が町内に所在しないこととなったとき」を加え、「所有若しくは」を「所有し、若しくは」に、「なった」を「なった」に、「、または、当該原動機付自転車」を「又は当該原動機付自転車」に、「町長に対して」を「町長に対し」に、「および」を「及び」に改め、同条第8項中「または」を「又は」に、「または、ま滅したときは、直ちに」を「又はま滅したときは直ちに」に、「その再交付」を「、その再交付」に、「当該標識」を「、当該標識」に、「または過失に基く」を「又は過失に基づく」に改め、第9項中「または」を「又は」に、「貸し付けまたは」を「貸し付け、又は」に改めるものです。施行は公布の日とするものです。

次に改正項目14. 身体障害者等に対する軽自動車税の減免で、条項は条例第90条。改正内容は条文中の字句の修正で、第1項第1号中「年令」を「年齢」に改め、第2項中「よつて」を「よって」に、「なった」を「なった」に、「、身体障害者手帳の交付」を「身体障害者手帳の交付」に、「あつては」を「あつては」に改め、同項第2号中「年令」を「年齢」に改め、同項第6号中「主たる定置場」の次に「、種別」を加え、第3項中「よつて」を「よって」に、「なった」を「なった」に、「町長が当該軽自動車等」を「町長が、当該軽自動車等」に、「当該書類」を「、当該書類」に改め、第4項中「よつて」を「よって」に改めるものです。施行は公布の日とするものです。

次に区分町民税。

改正項目15. 公益法人等に係る町民税の課税の特例で、条項は条例附則第4条の2。改正内容は関係法令の改正による規定の整理で、贈与等を行った公益法人を個人とみなして町民税を課税することができる公益法人等に一定の要件を満たした法人等を加えたものです。施行につきましては平成27年1月1日。適用は平成27年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、平成26年度分までの個人町民税については、従前の例によるものです。

改正項目16. 寄付金税額控除における特例控除額の特例で、条項は条例附則第7条の4。改正内容は規定中の条文の整理で附則「第17条の8第1項」を「第17条の7第1項」に改めるものです。施行につきましては平成29年1月1日。適用は平成29年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、平成28年度分までの個人の町民税については従前の例によるものです。

次に区分軽自動車税。

改正項目17. 軽自動車税の税率の特例で条項は条例附則第16条。改正内容は関係法令新設による規定の整理で、最初の新規検査から13年を経過した3輪以上の軽自動車（経年車）に対する重課（経年車重課・標準税率の概ね20%の重課）の規定の新設を行うものです。

条例第81条第2号ア軽自動車。3輪のもの、3,900円を4,600円に。4輪以上のもの、乗用のもので営業用のもの6,900円を8,200円に。同じく乗用のもので自家用1万800円を1万2,900円に。同じく貨物用のもので営業用3,800円を4,500円に。同じく貨物用のもので自家用のもの5,000円を6,000円に重課の税率を定めるものです。施行につきましては平成28年4月1日。適用は平成28年度以後の年度分の軽自動車税について適用するものです。

議案の33ページをお開き下さい。中段です。

附則第16条を次のように改める。

(軽自動車税の税率の特例)

第16条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車初

平成26年標茶町議会第2回定例会会議録

めて道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税に係る第81条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。第81条第2号ア3,900円、6,900円、1万800円、3,800円、5,000円、4,600円、8,200円、1万2,900円、4,500円、6,000円。

議案説明資料の18ページへお戻り下さい。

次に区分町民税。

改正項目18. 一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の町民税の課税の特例で、条項は条例附則第17条の6第1項。改正内容は参照している条文について明確したもので、「第32条及び第33条の3」を「第32条第1項及び第2項並びに第33条の3」に改めるものです。施行につきましては平成29年1月1日。適用は平成29年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、平成28年度分までの個人の町民税については、従前の例によるものです。

改正項目19. 上場株式等に係る譲渡所得等に係る個人の町民税の課税の特例で、条項は条例附則第17条の6の2第2項。改正内容は参照している条文について明確したもので、「租税特別措置法を「第37条の10第1項」に、「租税特別措置法第37条の11第6項の規定により読み替えて準用される同法」を「第37条の11第1項」に改めるものです。施行につきましては平成29年1月1日。適用は平成29年度以後の年度分の個人の町民税について適用するものです。

改正項目20. 非課税口座内上場株式の譲渡に係る町民税の所得計算の特例で、条項は条例附則第17条の6の3第2項。改正内容は関係法令の改正による規定の整理で、非課税口座から非課税口座内上場株式等の一部または全部の払出しがあった場合、同一銘柄の上場株式等の取得をしたものとして町民税を課するものでありますが、贈与又は相続若しくは遺贈による払出しがあった場合、その金額をもって同一銘柄の株式等を取得したものとすることが加えられたものです。施行につきましては平成27年1月1日。適用は平成27年以後の年度分の個人の町民税について適用するものです。

改正項目21. 東日本大震災に係る雑損控除額等の特例で、条項は条例附則第19条。改正内容は規定を削除するものです。施行につきましては平成27年1月1日とするものです。

改正項目22. 東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長等の特例で、条項は条例附則第19条の2。改正内容は規定を削除するものです。施行につきましては平成27年1月1日とするものです。

改正項目23. 東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期間等の特例で、条項は条例附則第20条。改正内容は規定を削除するものです。施行につきましては平成27年1月1日とするものです。

改正項目24. 東日本大震災に係る固定資産税の特例を受けようとする者がすべき申告等で、条項は条例附則第21条。改正内容は前条が削除されたことに伴い、条を繰り上げ第19条とするものです。施行につきましては平成27年1月1日とするものです。

改正項目25. 個人の町民税の税率の特例等で条項は条例附則第22条。改正内容は前条が削除されたことに伴い、条を繰り上げ第20条とするものです。施行につきましては平成27年1月1日とするものです。

附則でございますが、議案の 35 ページをご覧ください。

下から 6 行目になります。

第 4 項第 1 号。平成 15 年 10 月 14 日前に初めて道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）第 60 条第 1 項後段の規定による車両番号の指定を受けた 3 輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税に係る新条例附則第 16 条の規定の適用については、同条中「受けた月」とあるのは、「受けた月の属する年の 12 月」とする。この附則の規定は平成 15 年 10 月 14 日前に初めて車両番号の指定を受けた 3 輪以上の軽自動車については、この初めて車両番号の指定を受けた月がわからないため、経年車重課の規定を適用する際期間の計算の起算点を初めて車両番号の指定を受けた月ではなく、初めて車両番号の指定を受けた年の 12 月とするものです。

次の第 5 項。平成 27 年 3 月 31 日以前に初めて道路運送車両法第 60 条第 1 項後段の規定による、車両番号の指定を受けた 3 輪以上の軽自動車に対して課する、軽自動車税に係る新条例第 81 条及び新条例附則第 16 条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

新条例第 81 条第 2 号ア。3,900 円、6,900 円、1 万 800 円、3,800 円、5,000 円を 3,100 円、5,500 円、7,200 円、3,000 円、4,000 円。

次の段です。新条例附則第 16 条の表以外の部分。第 81 条。標茶町税条例の一部を改正する条例（平成 26 年標茶町条例第何号。以下この項において「平成 26 年改正条例」という。）附則第 5 項の規定により読み替えて適用される第 81 条。

次の段です。新条例附則第 16 条の表第 81 条第 2 号アの項。第 81 条第 2 号ア。平成 26 年改正条例附則第 5 項の規定により読み替えて適用される第 81 条第 2 号ア。3,900 円、6,900 円、10,800 円、3,800 円、5,000 円を 3,100 円、5,500 円、7,200 円、3,000 円、4,000 円。この附則の規定は平成 27 年 3 月 31 日以前に初めて車両番号の指定を受けた 3 輪以上の軽自動車、既存車両でございますが、これについて新条例第 81 条第 2 号アの税率を改正前の税率とする経過措置を規定したものと、新条例附則第 16 条の経年車重課についても既存車両の税率を改正前の税率とする経過措置を規定したものでございます。ただし、重課については規定のとおり 13 年を経過した車両については既存車両であっても重課の税率が適用することとなります。ですから既存車両については旧税率から重課の税率になるということになります。

その他につきましては先ほどの説明と重複いたしますので、説明を省略させていただきます。

以上で議案第 32 号の提案趣旨並びに内容についての説明を終わらせていただきます。

○議長（平川昌昭君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

12 番・深見君。

○12 番（深見 迪君） 私の不認識なのかも知れませんが、15 ページのですね原動機付自転車のところなのですが、そのイに 2 輪のもので 50 cc 以上 90 cc 以下のもの、ウで 2 輪のもので 90 cc 以上のものというふうになって、各税額が 2,000 円と 2,400 円になっているのですが、90 cc はどちらに入るのですか。

平成26年標茶町議会第2回定例会会議録

○議長（平川昌昭君） 税務課長・武山君。

○税務課長（武山正浩君） 大変申し訳ありませんでした。私の資料の部分が間違っておりました。条例上では81条第1号のイはですね2輪のもので総排気量が0.05リットルを超え0.09リットル以下のものとなっていますので、イでは以下でございますので、0.09リットルですから90ccが入るということでございます。ウのほうでございますが、2輪のもので総排気量が0.09リットルを超えるものとなっておりますので、超える場合は0.09が入りませんので91cc以上ということになります。大変申し訳ございませんでした。訂正いたします。

○議長（平川昌昭君） 他にご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） 討論はないものと認めます。

これより本案を採決いたします。

本案を原案可決してご異議ございませんか。

（「異議あり」の声あり）

○議長（平川昌昭君） ご異議がありますので、本案は、起立によって採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（平川昌昭君） 起立多数であります。

よって、議案第32号は原案可決されました。

◎議案第33号

○議長（平川昌昭君） 日程第10。議案第33号を議題といたします。

本案について提案趣旨の説明を求めます。

企画財政課長・佐藤君。

○企画財政課長（佐藤弘幸君）（登壇） 議案第33号の提案趣旨についてご説明いたします。

本案につきましては、地域総合整備資金貸付条例の一部改正でございまして、地域総合整備資金融資の総合的な調査検討、貸付の実行、償還に係る事務の受託をしております「地域総合整備財団」が、公益法人制度改革3法の施行により（平成20年12月1日）、「財団法人」から「一般財団法人」になりましたことから、名称変更による条例の一部改正を提案するものでございます。

以下、内容についてご説明申し上げます。

議案の38ページをお開き下さい。

議案第33号。標茶町地域総合整備資金貸付条例の一部を改正する条例の制定について。

標茶町地域総合整備資金貸付条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものです。次ページでございまして。

平成26年標茶町議会第2回定例会会議録

標茶町地域総合整備資金貸付条例の一部を改正する条例。

標茶町地域総合整備資金貸付条例（平成4年標茶町条例第13号）の一部を次のように改正する。第1条中「財団法人」を「一般財団法人」に改める。附則、この条例は公布の日から施行する。

以上で議案第33号の説明を終わります。

○議長（平川昌昭君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

13番・川村君。

○13番（川村多美男君） この改正の部分で財団法人から一般財団法人に変わるということなのですが、この区分の内容というのですか。その意味あいはどうに受け止めればよいのでしょうか。説明願います。

○議長（平川昌昭君） 企画財政課長・佐藤君。

○企画財政課長（佐藤弘幸君） お答えをいたします。先ほどご説明しました公益法人制度改革3法の施行によりまして、現行の財団法人は平成25年11月30日までに解散か一般か公益かを選択しなければなりません。それで所管官庁であります、例えばこの地域総合整備財団につきましては総務省のほうに一般財団法人として存続をしたいという届け出をしまして、認められ本年4月1日から一般財団法人地域総合整備財団としてスタートするものでございます。

○議長（平川昌昭君） 他にご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） 討論はないものと認めます。

これより本案を採決いたします。

本案を原案可決してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第33号は原案可決されました。

◎議案第34号・議案第35号・議案第36号

○議長（平川昌昭君） 日程第11。議案第34号・議案第35号・議案第36号を一括議題といたします。

議題3案について提案趣旨の説明を求めます。

町長・池田君。

○町長（池田裕二君）（登壇） 議案第34号、議案第35号および議案第36号についての提

平成26年標茶町議会第2回定例会会議録

案趣旨並びに内容の説明をいたします。

各案につきましては、釧路町村公平委員会委員の選任について、議会の同意を求めるものであります。

公平委員会につきましては、職員の勤務条件等に関する措置の要求を審査、判定し、必要な措置をとることなどを主な任務とし、地方公務員法第7条の規定により、それぞれの地方公共団体が条例で置くこととされております。

ご案内のとおり釧路管内におきましては、共同で設置しているところでございます。公平委員会の委員は3名で、任期は4年でございます。

現在の委員の任期は本年7月31日で満了となることから、地方公務員法第9条の2の規定により、次の3名を釧路町村公平委員会委員に選任したく、同法第2項の規定により、議会の同意をお願いするものでございます。

議案第34号につきましては、浜中町霧多布西2条1丁目28番地の堀内博志氏で、生年月日は昭和25年10月23日であります。

議案第35号につきましては、標茶町川上9丁目10番地の中居 茂氏、生年月日は昭和26年8月20日であります。

議案第36号につきましては、白糠町西4条北2丁目1番地1の馬場和男氏で、生年月日は昭和21年1月28日であります。

略歴につきましては別紙のとおりであり、仔細について省略をいたしますが、御三方とも自治体行政を通じて豊かな識見を有し、人格高潔にて、適任と考え提案するものであります。よろしくご審議の上、ご同意のほど、お願いを申し上げます。

以上で、議案第34号、議案第35号、議案第36号の提案趣旨並びに内容の説明を終わります。

○議長（平川昌昭君） 議題3案の審議を行います。

これより質疑を行います。

質疑は議案ごとに行います。

初めに議案第34号から行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） なければ、議案第34号の質疑を終わります。

次に、議案第35号に質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） なければ、議案第35号の質疑を終わります。

次に、議案第36号に質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） なければ、議案第36号の質疑を終わります。

以上で議題3案の質疑は終結いたしました。

お諮りいたします。

平成26年標茶町議会第2回定例会会議録

議題3案については討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(平川昌昭君) ご異議ないものと認めます。よって、直ちに採決いたします。

採決は起立により、議題3案を一括して行いたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(平川昌昭君) 議題3案について、いずれも原案同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(平川昌昭君) 起立全員であります。

よって、議案第34号・議案第35号・議案第36号は、原案同意されました。

◎議案第37号・議案第38号・議案第39号

○議長(平川昌昭君) 日程第12。議案第37号・議案第38号・議案第39号を一括議題といたします。

本案の提案趣旨の説明を求めます。

企画財政課長・佐藤君。

○企画財政課長(佐藤弘幸君)(登壇) 議案第37号の提案趣旨についてご説明いたします。

本案につきましては、平成26年度一般会計補正予算第1号でございまして、今日的経済環境を考慮した国保特別会計への支援、農業振興対策、観光の振興などに資するため、歳入歳出それぞれ1億5,330万2,000円を追加し、総額を106億1,230万2,000円にしたいというものでございます。

歳出の主なものを申し上げますと、農業研修施設への改修関係費として、4,995万円、多和平展望台の改修工事費850万円などを計上いたしました。

他会計への繰出金につきましては、国民健康保険事業特別会計へ4,000万円を追加したところであります。

一部事務組合への負担金につきましては、川上郡衛生処理組合への負担金で312万4,000円の減額、北部消防事務組合負担金で1,573万円の増額を行なったところであります。

一方、歳入につきましては、国道支出金の計上、地方交付税の増額及び基金繰入金などを充当し、収支のバランスをはかったところであります。

また、継続費で2本、地方債で1件の提案をいたしております。

以下、内容についてご説明いたします。

平成26年度標茶町一般会計補正予算(第1号)

平成26年度標茶町の一般会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億5,330万2,000円を追加し歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ106億1,230万2,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算

平成26年標茶町議会第2回定例会会議録

の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(継続費の補正)

第2条 継続費の補正は、「第2表 継続費補正」による。

(地方債の補正)

第3条 地方債の補正は、「第3表 地方債補正」による。

以下、歳入歳出予算補正事項別明細書に従いご説明申し上げます。

12ページをお開きください。

(以下、補正予算説明書に基づき説明のため、記載省略)

なお、2ページからの「第1表 歳入歳出予算補正」については、ただいままでの説明と重複しますので説明を省略させていただきます。

4ページへお戻り下さい。

第2表 継続費補正であります。

10款教育費、2項小学校費、磯分内小学校(校舎)建設事業、補正前の総額4億961万3,000円、26年度の年割額9,419万9,000円、27年度の年割額3億1,541万4,000円を補正後の総額を4億5,852万円に、26年度の年割額を9,971万円に、27年度の年割額を3億5,881万円にするものでございます。

次に同款同項、磯分内小学校(屋体)建設事業、補正前の総額1億6,783万4,000円、26年度の年割額4,733万6,000円、27年度の年割額1億2,049万8,000円を、補正後の総額1億6,088万円に、26年度の年割額を4,407万円に、27年度の年割額を1億1,681万円にするものであります。

16ページをお開き下さい。

継続費についての前々年度末までの支出額、前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額並びに事業の進行状況等に関する調書であります。

10款教育費、2項小学校費、事業名磯分内小学校(校舎)建設事業、全体計画の補正後の計で申し上げますが、26年度から27年度の年割額4億5,852万円、財源内訳で国道支出金1億4,763万5,000円、地方債で3億1,080万円、一般財源8万5,000円であります。当該年度支出予定額9,971万円、翌年度以降の支出予定額は3億5,881万円でございます。

次に磯分内小学校(屋体)建設事業。全体計画の補正後の計で申し上げますが、26年度から27年度の年割額1億6,088万円、財源内訳で国道支出金5,109万9,000円、地方債1億960万円、一般財源で18万1,000円であります。当該年度の支出予定額は4,407万円、翌年度以降の支出予定額は1億1,681万円でございます。

5ページへお戻り下さい。

第3表 地方債補正であります。

1 過疎対策事業の補正前の限度額2億2,610万円に地域公共ネットワーク等強じん化で170万円、耐震性貯水槽設置で1,410万円、磯分内小学校(校舎)建設で340万円を追加し、磯分内小学校(屋体)建設から450万円を減額し、補正後の限度額を2億4,080万円とするものであります。

起債の方法、利率、償還の方法は補正前に同じであります。

合計で申し上げますと、補正前の限度額9億2,320万円に1,470万円を追加し、補正後の限度額を9億3,790万円とするものであります。

平成26年標茶町議会第2回定例会会議録

17ページをお開き下さい。

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書であります。合計で申し上げますが、当該年度中起債見込額は、補正前の額9億2,320万円に補正額1,470万円を追加し、補正後の額を9億3,790万円とするもので、当該年度末現在高見込額は、補正前の額103億4,860万円に補正額1,470万円を追加し、103億6,330万円となるものであります。

以上で、議案第37号の内容説明を終わります。

○議長（平川昌昭君） 住民課長・佐藤君。

○住民課長（佐藤吉彦君）（登壇） 議案第38号の提案趣旨並びに内容について、ご説明いたします。

本案は、平成26年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計補正予算（第1号）で、平成26年度国民健康保険税の基礎課税額を把握し、本年度分一般被保険者国民健康保険税を試算した結果、保険税の引上げが必要となる結果となりましたが、町内経済や課税所得状況を総合的に検討した結果、国民健康保険事業の円滑な運営を図るため、本町独自の経済対策として、税率を据え置きすることとし、不足額は一般会計からの繰入をすることといたしました。

歳入歳出の補正の内訳は、歳入では、国民健康保険税の減額と一般会計からの繰入、歳出では、特定健康診査無受診者対策、及び健康教育事業の実施に伴う委託料、北海道自治体情報システム協議会負担金の追加であります。

なお、本案につきましては、6月3日開催の標茶町国民健康保険運営協議会に諮問し、答申をいただいておりますことを、申し添えます。

以下、補正予算書に基づき、ご説明いたします。

別冊補正予算書をお開き下さい。1ページ目です。

平成26年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計補正予算（第1号）

平成26年度標茶町の国民健康保険事業事業勘定特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ502万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億7,082万9,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

以下、歳入歳出予算補正事項別明細書に基づき説明いたします。

8ページをお開き下さい。

（以下、補正予算説明書に基づき説明のため、記載省略）

2ページへお戻り下さい。

「第1表歳入歳出予算補正」は、ただいままでの説明と重複いたしますので、説明を省略させていただきます。

以上で、議案第38号の提案趣旨並びに内容の説明を終わらせていただきます。

続きまして議案第39号の提案趣旨並びに内容について、ご説明いたします。

平成26年標茶町議会第2回定例会会議録

本案は、平成26年度標茶町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）で、保険事業勘定の補正でございます。内容につきましては、歳出では、当初予算で成年後見制度の利用について、町長申し立てについて1名分について予算化を行っていましたが、不足となる状況から申し立て手数料について増額補正を行うものでございます。

歳入については、その後見審判請求に係る費用の戻し入れ金を見込んだものでございます。以下、補正予算書に基づき、ご説明いたします。

平成26年度標茶町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）

平成26年度標茶町の介護保険事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

保険事業勘定 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ18万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億1,724万4,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 保険事業勘定歳入歳出予算補正」による。

以下、内容について歳入歳出予算補正事項別明細書に基づき説明いたします。

8ページをお開きください。

（以下、補正予算説明書に基づき説明のため、記載省略）

2ページをお開きください。

第1表保険事業勘定歳入歳出予算補正につきましては、これまでの説明と内容が重複いたしますので説明を省略させていただきます。

以上で、議案第39号の提案趣旨並びに内容についての説明を終わります。

○議長（平川昌昭君） 休憩いたします。

休憩 午後 2時23分

再開 午後 2時35分

○議長（平川昌昭君） 休憩前に引き続き会議を続行いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となりました議案第37号・議案第38号・議案第39号は、直ちに、議長を除く13名で構成する「議案第37号・議案第38号・議案第39号審査特別委員会」を設置し、これに付託のうえ、審査することに、いたしたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） ご異議ないものと認めます。

よって、議題となりました議案第37号・議案第38号・議案第39号は、議長を除く13名で構成する「議案第37号・議案第38号・議案第39号審査特別委員会」に付託し審査することに、決定いたしました。

休憩いたします。

平成26年標茶町議会第2回定例会会議録

休憩 午後 2時36分

再開 午後 4時45分

○議長（平川昌昭君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

会議規則に定められた時刻がせまりましたが、なお残余の日程がありますので、本日の会議時間は、あらかじめ延長いたします。

休憩いたします。

休憩 午後 4時46分

再開 午後 5時43分

◎諮問第1号

○議長（平川昌昭君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第13。諮問第1号を議題といたします。

本案について、提案趣旨の説明を求めます。

町長・池田君。

○町長（池田裕二君）（登壇） 諮問第1号の提案趣旨の説明を申し上げます。

人権擁護委員候補者の推薦についてでありまして、人権擁護委員の候補に次の者を推薦したので、議会の同意を求めるというものであります。

住所は川上郡標茶町字虹別市街1番地。指名は高澤俊一。生年月日は昭和30年2月25日であります。お手元に配布いたしました履歴書の記載につきましては、説明を省略させていただきますが、平成17年より人権擁護委員として長きにわたりご尽力いただいております。引き続きお願いいたしたく推薦をいたすものであります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます、提案趣旨の説明といたします。

○議長（平川昌昭君） 本案の審議を行います。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

お諮りいたします。

本案の答申は、「適任と認める。」意見といたしたいと思っております。

これに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（平川昌昭君） 起立全員であります。

よって、本案の答申は「適任と認める。」意見とすることに決定いたしました。

◎陳情第2号

○議長（平川昌昭君） 日程第14。陳情第2号を議題といたします。

平成26年標茶町議会第2回定例会会議録

本件に関し、付託いたしました総務経済委員会委員長から会議規則第75条の規定により、審査報告書が提出されておりますので、会議規則第39条第1項の規定により委員長の報告を求めます。

総務経済委員会委員長・黒沼君。

○総務経済委員会委員長（黒沼俊幸君）（登壇） 陳情審査報告について昨日総務経済委員会を開催し、本委員会に付託された陳情は審査の結果、次のとおり決定したので会議規則第92条第1項の規定により報告いたします。

規制改革会議意見書の取扱いに関する陳情。全員一致で採択すべきものと決定いたしました。以上であります。

○議長（平川昌昭君） これより委員長報告に対する質疑を行います。
ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） 質疑はないものと認めます。
質疑は終結いたしました。
これより討論を行います。
討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） 討論はないものと認めます。
これより、本件を採決いたします。
陳情第2号に対する委員長の報告は、採択すべきものであります。
本件を委員長報告のとおり、採択することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） ご異議ないものと認めます。
よって、陳情第2号は、採択と決定いたしました。

◎意見書案第8号

○議長（平川昌昭君） 日程第15。意見書案第8号を議題といたします。
お諮りいたします。

議題となりました意見書案については、会議規則第37条第2項の規定により、趣旨説明の省略をいたしたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） ご異議ないものと認めます。
よって意見書案の趣旨説明は省略することに、決定いたしました。
お諮りいたします。

議題となりました意見書案については、会議規則運用細則第40の規定により、質疑を省略いたしたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

平成26年標茶町議会第2回定例会会議録

○議長（平川昌昭君） ご異議ないものと認めます。

よって意見書案については、質疑を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） 討論は、ないものと認めます。

これより、意見書案第8号を採決いたします。

意見書案を、原案可決してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案第8号は、原案可決されました。

なお、本意見書は、議長において、国会及び関係行政長へ提出いたします。

◎意見書案第9号

○議長（平川昌昭君） 日程第16。意見書案第9号を議題といたします。

お諮りいたします。

議題となりました意見書案については、会議規則第37条第2項の規定により、趣旨説明の省略をいたしたいと思えます。

これに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案の趣旨説明は、省略することに、決定いたしました。

お諮りいたします。

議題となりました意見書案については、会議規則運用細則第40の規定により、質疑を省略いたしたいと思えます。

これに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案については、質疑を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） 討論は、ないものと認めます。

これより、意見書案第9号を採決いたします。

意見書案を、原案可決してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案第9号は、原案可決されました。

なお、本意見書は、議長において、国会及び関係行政長へ提出いたします。

平成26年標茶町議会第2回定例会会議録

◎意見書案第10号

○議長（平川昌昭君） 日程第17。意見書案第10号を議題といたします。

お諮りいたします。

議題となりました意見書案については、会議規則第37条第2項の規定により、趣旨説明の省略をいたしたいと思えます。

これに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案の趣旨説明は、省略することに、決定いたしました。

お諮りいたします。

議題となりました意見書案については、会議規則運用細則第40の規定により、質疑を省略いたしたいと思えます。

これに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案については、質疑を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） 討論は、ないものと認めます。

これより、意見書案第10号を採決いたします。

意見書案を、原案可決してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案第10号は、原案可決されました。

なお、本意見書は、議長において、関係行政長へ提出いたします。

◎意見書案第11号

○議長（平川昌昭君） 日程第18。意見書案第11号を議題といたします。

お諮りいたします。

議題となりました意見書案については、会議規則第37条第2項の規定により、趣旨説明の省略をいたしたいと思えます。

これに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案の趣旨説明は、省略することに、決定いたしました。

お諮りいたします。

議題となりました意見書案については、会議規則運用細則第40の規定により、質疑を省略

平成26年標茶町議会第2回定例会会議録

いたしたいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(平川昌昭君) ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案については、質疑を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(平川昌昭君) 討論は、ないものと認めます。

これより、意見書案第11号を採決いたします。

意見書案を、原案可決してご異議ございませんか。

(「異議あり」の声あり)

○議長(平川昌昭君) ご異議がありますので、本案は起立より採決いたしたいと思います。

意見書案第11号を原案可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(平川昌昭君) 起立少数であります。

よって、意見書案第11号は、原案否決されました。

◎意見書案第12号

○議長(平川昌昭君) 日程第19。意見書案第12号を議題といたします。

お諮りいたします。

議題となりました意見書案については、会議規則第37条第2項の規定により、趣旨説明の省略をいたしたいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(平川昌昭君) ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案の趣旨説明は、省略することに、決定いたしました。

お諮りいたします。

議題となりました意見書案については、会議規則運用細則第40の規定により、質疑を省略いたしたいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(平川昌昭君) ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案については、質疑を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(平川昌昭君) 討論は、ないものと認めます。

これより、意見書案第12号を採決いたします。

平成26年標茶町議会第2回定例会会議録

意見書案を、原案可決してご異議ございませんか。

(「異議あり」の声あり)

○議長(平川昌昭君) ご異議がありますので、本案は起立より採決いたします。

意見書案第12号を原案可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(平川昌昭君) 起立少数であります。

よって、意見書案第12号は、原案否決されました。

◎意見書案第13号

○議長(平川昌昭君) 日程第20。意見書案第13号を議題といたします。

お諮りいたします。

議題となりました意見書案については、会議規則第37条第2項の規定により、趣旨説明の省略をいたしたいと思っております。

これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(平川昌昭君) ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案の趣旨説明は、省略することに、決定いたしました。

お諮りいたします。

議題となりました意見書案については、会議規則運用細則第40の規定により、質疑を省略いたしたいと思っております。

これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(平川昌昭君) ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案については、質疑を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(平川昌昭君) 討論は、ないものと認めます。

これより、意見書案第13号を採決いたします。

意見書案を、原案可決してご異議ございませんか。

(「異議あり」の声あり)

○議長(平川昌昭君) ご異議がありますので、本案は、起立により採決いたします。

意見書案第13号を原案可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(平川昌昭君) 起立少数であります。

よって、意見書案第13号は、原案否決されました。

◎意見書案第14号

○議長(平川昌昭君) 日程第21。意見書案第14号を議題といたします。

平成26年標茶町議会第2回定例会会議録

お諮りいたします。

議題となりました意見書案については、会議規則第37条第2項の規定により、趣旨説明の省略をいたしたいと思えます。

これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(平川昌昭君) ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案の趣旨説明は、省略することに、決定いたしました。

お諮りいたします。

議題となりました意見書案については、会議規則運用細則第40の規定により、質疑を省略いたしたいと思えます。

これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(平川昌昭君) ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案については、質疑を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(平川昌昭君) 討論は、ないものと認めます。

これより、意見書案第14号を採決いたします。

意見書案を、原案可決してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(平川昌昭君) ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案第14号は、原案可決されました。

なお、本意見書は、議長において、関係行政長へ提出いたします。

◎意見書案第15号

○議長(平川昌昭君) 日程第22。意見書案第15号を議題といたします。

お諮りいたします。

議題となりました意見書案については、会議規則第37条第2項の規定により、趣旨説明の省略をいたしたいと思えます。

これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(平川昌昭君) ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案の趣旨説明は、省略することに、決定いたしました。

お諮りいたします。

議題となりました意見書案については、会議規則運用細則第40の規定により、質疑を省略いたしたいと思えます。

これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

平成26年標茶町議会第2回定例会会議録

○議長（平川昌昭君） ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案については、質疑を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） 討論は、ないものと認めます。

これより、意見書案第15号を採決いたします。

意見書案を、原案可決してご異議ございませんか。

（「異議あり」の声あり）

○議長（平川昌昭君） ご異議がありますので、本案は、起立により採決いたします。

意見書案第15号を原案可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（平川昌昭君） 起立少数であります。

よって、意見書案第15号は、原案否決されました。

◎意見書案第16号

○議長（平川昌昭君） 日程第23。意見書案第16号を議題といたします。

お諮りいたします。

議題となりました意見書案については、会議規則第37条第2項の規定により、趣旨説明の省略をいたしたいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案の趣旨説明は、省略することに、決定いたしました。

お諮りいたします。

議題となりました意見書案については、会議規則運用細則第40の規定により、質疑を省略いたしたいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案については、質疑を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） 討論は、ないものと認めます。

これより、意見書案第16号を採決いたします。

意見書案を、原案可決してご異議ございませんか。

（「異議あり」の声あり）

○議長（平川昌昭君） ご異議がありますので、本案は、起立により採決いたします。

平成26年標茶町議会第2回定例会会議録

意見書案第16号を原案可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(平川昌昭君) 起立少数であります。

よって、意見書案第16号は、原案否決されました。

◎意見書案第17号

○議長(平川昌昭君) 日程第24。意見書案第17号を議題といたします。

お諮りいたします。

議題となりました意見書案については、会議規則第37条第2項の規定により、趣旨説明の省略をいたしたいと思えます。

これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(平川昌昭君) ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案の趣旨説明は、省略することに、決定いたしました。

お諮りいたします。

議題となりました意見書案については、会議規則運用細則第40の規定により、質疑を省略いたしたいと思えます。

これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(平川昌昭君) ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案第17号については、質疑を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(平川昌昭君) 討論は、ないものと認めます。

これより、意見書案第17号を採決いたします。

意見書案を、原案可決してご異議ございませんか。

(「異議あり」の声あり)

○議長(平川昌昭君) ご異議がありますので、本案は、起立により採決いたします。

意見書案第17号を原案可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(平川昌昭君) 起立少数であります。

よって、意見書案第17号は、原案否決されました。

◎意見書案第18号

○議長(平川昌昭君) 日程第25。意見書案第18号を議題といたします。

お諮りいたします。

議題となりました意見書案については、会議規則第37条第2項の規定により、趣旨説明の省略をいたしたいと思えます。

平成26年標茶町議会第2回定例会会議録

これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(平川昌昭君) ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案の趣旨説明は、省略することに、決定いたしました。

お諮りいたします。

議題となりました意見書案については、会議規則運用細則第40の規定により、質疑を省略いたしたいと思えます。

これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(平川昌昭君) ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案については、質疑を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(平川昌昭君) 討論は、ないものと認めます。

これより、意見書案第18号を採決いたします。

意見書案を、原案可決してご異議ございませんか。

(「異議あり」の声あり)

○議長(平川昌昭君) ご異議がありますので、本案は、起立により採決いたします。

意見書案第18号を原案可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(平川昌昭君) 起立少数であります。

よって、意見書案第18号は、原案否決されました。

◎閉会中継続調査の申し出について

○議長(平川昌昭君) 日程第26。閉会中継続調査の申し出を議題といたします。

総務経済委員会、厚生文教委員会、議会運営委員会の各委員長から、会議規則第73条の規定により、閉会中継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長から申し出のとおり、いずれも閉会中継続調査として、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(平川昌昭君) ご異議ないものと認めます。

よって、総務経済委員会、厚生文教委員会、議会運営委員会の各委員長から申し出のとおり、閉会中継続調査と決定いたしました。

◎議員派遣について

○議長(平川昌昭君) 日程第27。議員派遣を議題といたします。

お諮りいたします。

平成26年7月4日に、札幌市で開催される北海道町村議会議長会主催の町村議会議員研修

平成26年標茶町議会第2回定例会会議録

会に、全議員を派遣することにしたと思います。

これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(平川昌昭君) ご異議ないものと認めます。

よって、会議規則第125条の規定により、議員を派遣することに決定いたしました。

休憩いたします。

休憩 午後 6時10分

再開 午後 6時11分

◎日程の追加

○議長(平川昌昭君) 休憩前に引き続き会議を続行します。

ただいま、議案第37号・議案第38号・議案第39号審査特別委員会委員長から、審査報告書が提出されました。

これを日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(平川昌昭君) ご異議ないものと認めます。

よって、議案第37号・議案第38号・議案第39号を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

◎議案第37号・議案第38号・議案第39号

○議長(平川昌昭君) 議案第37号・議案第38号・議案第39号を議題といたします。

お諮りいたします。

本案に関し、付託いたしました議案第37号・議案第38号・議案第39号審査特別委員会委員長から会議規則第75条の規定により、審査報告書が提出されております。会議規則第39条第3項の規定により、委員長の報告を省略いたしたいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(平川昌昭君) ご異議ないものと、認めます。

よって、委員長の報告は、省略することに決定いたしました。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(平川昌昭君) 質疑はないものと認めます。

質疑は、終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

平成26年標茶町議会第2回定例会会議録

○議長（平川昌昭君） 討論は、ないものと認めます。

これより、本案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、いずれも原案可決すべきものであります。

本案を委員長報告のとおり、決定してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第37号・議案第38号・議案第39号は、委員長報告のとおり原案可決されました。

○議長（平川昌昭君） お諮りいたします。

ただいま、黒沼君他6名から、意見書案第19号が提出されました。

これを日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思えます。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） ご異議ないものと認めます。

よって意見書案第19号を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

◎意見書案第19号

○議長（平川昌昭君） 意見書案第19号を議題といたします。

お諮りいたします。

議題となりました意見書案については、会議規則第37条第2項の規定により、趣旨説明の省略をいたしたいと思えます。

これに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案第19号の趣旨説明は、省略することに、決定いたしました。

お諮りいたします。

議題となりました意見書案第19号については、会議規則運用細則第40の規定により、質疑を省略いたしたいと思えます。

これに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案第19号については、質疑を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） 討論は、ないものと認めます。

これより、意見書案第19号を採決いたします。

意見書案第19号を、原案可決してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） ご異議ないものと認めます。

平成26年標茶町議会第2回定例会会議録

よって、意見書案第19号は、原案可決されました。

なお、本意見書は、議長において、国会及び関係行政長へ提出いたします。

◎閉議の宣告

○議長（平川昌昭君） 以上で、本定例会に付議された事件の議事は、全部終了いたしました。

これで、本日の会議を閉じます。

◎閉会の宣告

○議長（平川昌昭君） 以上をもって、平成26年標茶町議会第2回定例会を閉会いたします。

（午後 6時15分閉会）

平成26年標茶町議会第2回定例会会議録

以上会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

標茶町議会議長 平 川 昌 昭

署名議員10番 田 中 敏 文

署名議員11番 熊 谷 善 行

署名議員12番 深 見 迪